

令和7年 3月10日開会

令和7年 3月21日閉会

(定例第2回)

# 田布施町議会会議録

田布施町議会事務局

# 目 次

告 示	1
応招議員	1

## 第1号（3月10日）

議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	4
事務局出席職員職氏名	4
説明のため出席した者の職氏名	4
開 会	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
一般質問	6
2番 西本 篤史議員	6
5番 高月 義夫議員	2 2
9番 藤田枝里香議員	3 7
1番 落合 祥二議員	4 4
4番 守田 達也議員	5 7
10番 松田規久夫議員	6 4
8番 小中 進議員	7 2
延 会	8 4
署 名	8 5

## 第2号（3月11日）

議事日程	8 6
本日の会議に付した事件	8 8
出席議員	9 0
欠席議員	9 0
事務局出席職員職氏名	9 1
説明のため出席した者の職氏名	9 1
開 会	9 1
会議録署名議員の指名	9 2
一般質問	9 2
6番 高見 英夫議員	9 2
11番 内山 昌晃議員	1 0 8
議案第3号	1 2 5
議案第4号	1 2 5
議案第5号	1 2 5
議案第6号	1 2 5
議案第7号	1 2 5
議案第8号	1 2 5
議案第9号	1 2 5

議案第10号	125
議案第11号	125
議案第12号	125
議案第13号	125
議案第14号	125
議案第15号	125
議案第16号	125
議案第17号	125
議案第18号	126
議案第19号	126
議案第20号	126
議案第21号	126
議案第22号	126
議案第23号	126
議案第24号	126
議案第25号	126
議案第26号	126
議案第27号	126
陳情第1号	138
散 会	139
署 名	140

第3号（3月21日）

議事日程	141
本日の会議に付した事件	144
出席議員	147
欠席議員	147
事務局出席職員職氏名	147
説明のため出席した者の職氏名	147
開 会	148
会議録署名議員の指名	148
議案第3号	148
議案第4号	148
議案第5号	148
議案第6号	148
議案第7号	148
議案第8号	151
議案第9号	151
議案第10号	151
議案第11号	151
議案第12号	151
議案第13号	151
議案第14号	151
議案第15号	152
議案第16号	152
議案第17号	152
議案第18号	152
議案第19号	152
議案第20号	152
議案第21号	152
議案第22号	152

議案第 23 号	152
議案第 24 号	152
議案第 25 号	152
議案第 26 号	152
議案第 27 号	152
陳情第 1 号	152
議案第 28 号	161
議案第 29 号	161
議案第 30 号	161
議案第 31 号	161
議案第 32 号	161
議案第 33 号	162
議案第 34 号	162
議員提出議案第 1 号	167
議員提出議案第 2 号	168
議員提出議案第 3 号	179
閉 会	189
署 名	190

田布施町告示第4号

令和7年第2回田布施町議会定例会を地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、次のとおり招集する。

令和7年2月20日

田布施町長 東 浩 二

1 期 日 令和7年3月10日

2 場 所 田布施町議会議事堂

---

○開会日に応招した議員

落合 祥二議員	西本 篤史議員
谷村 善彦議員	守田 達也議員
高月 義夫議員	高見 英夫議員
瀬石 公夫議員	小中 進議員
藤田枝里香議員	松田規久夫議員
内山 昌晃議員	南 一成議員

---

○3月12日に応招した議員

落合 祥二議員	西本 篤史議員
谷村 善彦議員	守田 達也議員
高月 義夫議員	高見 英夫議員
瀬石 公夫議員	小中 進議員
藤田枝里香議員	松田規久夫議員
内山 昌晃議員	南 一成議員

---

○3月22日に応招した議員

落合 祥二議員

西本 篤史議員

谷村 善彦議員

守田 達也議員

高月 義夫議員

高見 英夫議員

瀬石 公夫議員

小中 進議員

藤田枝里香議員

松田規久夫議員

内山 昌晃議員

南 一成議員

---

○応招しなかった議員

なし

---

令和7年3月10日(月曜日)

---

議事日程(第1号)

令和7年3月10日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 例月出納検査の報告
- 議員派遣
- 日程第4 一般質問

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 例月出納検査の報告
- 議員派遣
- 日程第4 一般質問

---

出席議員(12名)

1番	落合 祥二議員	2番	西本 篤史議員
3番	谷村 善彦議員	4番	守田 達也議員
5番	高月 義夫議員	6番	高見 英夫議員
7番	瀬石 公夫議員	8番	小中 進議員
9番	藤田枝里香議員	10番	松田規久夫議員

11番 内山 昌晃議員      12番 南 一成議員

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長	増原 慎一君	書記	手島 千晶君
書記	有吉 純一君	書記	穂枝美乃里君
書記	稲木 陽君		

---

説明のため出席した者の職氏名

町 長	東 浩二君	副 町 長	川添 俊樹君
教 育 長	鳥枝 浩二君	総 務 課 長	森 清君
総務課主幹	堀 昌子君	企画財政課長	山田 浩君
税 務 課 長	藤本 直樹君	税務課長補佐	友森 康之君
町民福祉課長	長合 保典君	健康保険課長	寶城 和之君
経 済 課 長	長谷 満晴君	建 設 課 長	吉藤 功治君
建設課長補佐	松葉 譲児君	学校教育課長	山中 浩徳君
社会教育課長	福田 幸治君	会 計 室 長	江良 和美君
選挙管理委員会委員長	岩本 宏司君	選挙管理委員会事務局次長	山下 慎吾君
代表監査委員	内田 勝己君		

---

午前9時00分開会

(ベル)

○議長（南 一成議員） ただいまから、令和7年第2回田布施町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（南 一成議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、西本篤史議員、落合祥二議員を指名いたします。

---

### 日程第2. 会期の決定

○議長（南 一成議員） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月21日までの12日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 異議なしと認めます。したがって、会期は3月21日までの12日間に決定いたしました。

---

### 日程第3. 諸般の報告

○議長（南 一成議員） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日は、例月出納検査の結果報告のため、内田代表監査委員に出席を求めています。

例月出納検査の報告を求めます。内田代表監査委員。

○代表監査委員（内田 勝己君） 例月出納検査の報告を行います。

松田監査委員及び瀬石監査委員とともに実施いたしました例月出納検査の結果について、御報告申し上げます。

令和6年12月、令和7年1月及び2月における一般会計、特別会計、下水道事業会計、歳入歳出外現金、一時借入金及び基金の状況は、お手元に配付しております報告書のとおりでございます。

歳入実績表、収入書、支出命令書、預金通帳などについて検査いたしました結果、現金出納事務は適正に行われ、正確であると認めましたので、御報告申し上げます。

○議長（南 一成議員） 次に、議員派遣について報告をします。

12月定例会以降の議員派遣は1件で、お手元に配付した文書のとおりです。

次に、地方自治法第121条の規定により、本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職、氏名は、お手元に配付の文書のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4. 一般質問

○議長（南 一成議員） 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。西本篤史議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） おはようございます。

今日は3問質問いたします。全で一問一答ということで、最初に来年度予算について、2番目に来年度教育方針について、3番目に町議会選挙について御質問いたします。

それでは、質問1で、答弁者は東町長、よろしくお願いします。

令和5年度一般会計決算は72億6,556万円でありました。令和7年度一般会計予算は70億9,400万円となっております。コロナウイルス感染症対応も少なくなっております。また、麻里府公民館の工事も始まっている中、物価高騰対応や子育て支援、結婚支援も大切であると思っております。来年度予算は現状を把握し計画を立てているのか。どこに重点を置いて予算化したのかお聞きしたいと思います。

オラレ、ふるさと納税、町税の歳入見込みはどうでしょうか。

一部事務組合負担金も増えている中、それぞれ幾らでしょうか。

民生費の割合29.6%は高いようですけれども、その原因は何でしょうか。

以上、お尋ねします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

令和7年度予算についてでございますが、毎年度、予算編成に先立ちましては予算編成方針をまず定め、職員を集めまして説明会を開いております。

説明会では、まず国の基本方針、いわゆる骨太の方針について説明をいたし、その次に本町の財政状況、予算編成の基本方針を説明いたしております。

予算編成の基本方針としては、少子化や人口減少を踏まえ、未来を担う子どもたちが笑顔で健やかに成長していくための環境や制度の整備を国が推進する方針と歩調を合わせて進めること、そして事業の取捨選択、財源確保対策、経常経費の抑制に徹底的に取り組むよう指示をいたしております。そのほか、細かな要求基準や科目ごとの注意事項も定めて職員に徹底をいたしております。

それでは、1点目の御質問でございます令和7年度のオラレ協力金、ふるさと納税、町税の見込みについてでございますが、まず、オラレにつきましては3,567万6,000円を、ふるさと納税につきましては3,121万1,000円を、町税につきましては全体で17億9,357万2,000円を見込んでおります。

2点目の一部事務組合の負担金についてでございますが、まず、2市3町で共同処理しております周東環境衛生組合につきましては、令和5年度実績、決算で出ております数字が1億1,264万円でしたが、来年度、令和7年度当初予算では、老朽化が課題となっております衛生センターの改良工事等により約1億7,000万円増の2億8,691万3,000円を計上いたしております。

次に、平生町と不燃物処理や斎苑、渡船事業を共同処理しております熊南総合事務組合につきましては、令和5年度実績が9,962万9,000円でしたが、来年度、令和7年度当初予算では1億192万9,000円とほとんど同額でございます。

また、令和7年度から経営統合をいたします柳井地域広域水道企業団につきましては、令和7年度当初予算で1億435万3,000円を計上いたしております。

これにつきましては、令和5年度実績としては田布施・平生水道企業団への負担金と柳井地域広域水道企業団への広域化準備のための負担金を合わせて9,886万2,000円でしたが、約550万円ぐらい増額をいたしております。

最後でございますが、3点目の御質問の民生費の割合が高い原因についてでございますが、民生費は社会保障関係費が大半となっており、御承知のように、近年、こうした社会保障関係の経費が大きく伸びておりました、当然、民生関係の予算も割合的には年々高くなっております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） 今、答弁をいただきました。まず、1点目のオラレが3,567万円ということなんですけれども、一番最初の年が2,000万円ぐらいだったと記憶しております。今回は3,500万円でかなり増えておると思います。

その反面、ふるさと納税は、ピーク時は5,000万円ぐらいあったと思います。それが今回は予定では3,000万円で、かなり下目に見積もられておられます。なぜこんなに変わったのか、その辺が分かればお願いします。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） まず、オラレにつきましては、その間、いろいろとコロナの影響

とか、周南市さんの工事の関係等々もございましたので、そういう関係で来客数というのにちょっと変動があったんだろうと思います。

ふるさと納税につきましては、我々はいろいろとその辺で……。 (マイク不良音あり)

○議長 (南 一成議員) 暫時休憩します。

午前9時10分休憩

.....

午前9時11分再開

○議長 (南 一成議員) 再開します。

○企画財政課長 (山田 浩君) ふるさと納税につきましては、制度が始まってから、いろいろと返礼品とか我々も努力してきたというところもあるんですけども、一方では国のほうの、いろんな返礼品競争とかというのが加熱してきたということもありまして、なかなか基準のほうがちよっと厳しくなってきたということもございます。そうした中で、なかなか高額な返礼品というものも少ないということもあって、減ってきたというふうには考えております。

○議長 (南 一成議員) 西本議員。

○議員 (2番 西本 篤史議員) ふるさと納税ですけれども、昨年とかは、結構、パンが人気だったと思うんですね。今回の東洋美人、これのお米は、当然、田布施町で生産されたお米ということで、今まで環起が交流館で売られておりました。中身は東洋美人と全く一緒なんですけれども、今回、東洋美人も田布施のふるさと納税で返礼品となると聞いておりますが、その辺でかなり税収が上がるとは思います、いかがでしょうか。

○議長 (南 一成議員) 山田企画財政課長。

○企画財政課長 (山田 浩君) ちょうど、今、新しい返礼品の受付とか、申請の時期なんですけれども、このたび来年に向けて10品目程度、国のほうに申請しておりました。

その中には、県外の方からこちらの親の方とかに返礼品で「のりーね」の乗車券といいますか、そうしたものも含めて、ほぼ10品目が認められたというふうに考えておりますので、今後、いろいろとそういう新しい返礼品を含めて、ちょっと頑張っていきたいなというふうには考えております。

○議長 (南 一成議員) 西本議員。

○議員 (2番 西本 篤史議員) 今、「のりーね」のお話がありました。先日から試験運用ということで始まっております。何人が登録されておられるのかちょっと分からないんですけども、これがふるさと納税の返礼品ということになれば、かなり税収が見込まれると思っておりますが、どんな感

触でしょうか。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） 全国的にこうした返礼品の取組というのがあるかどうかというのは、私も全体的にはちょっと承知はしておりませんが、なかなか期待できる試みかなというふうに考えております。県外に出ておられる方が、親のために何かしてあげようといったときに、これは非常に有効な方法ではないかというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） いろんな取組をしてもらって税収を増やしていただきたいと思えます。

今回、固定資産税がマイナス760万円ということなんですけれども、なぜ700万円も固定資産税が下がるんでしょうか。

○議長（南 一成議員） 藤本税務課長。

○税務課長（藤本 直樹君） 固定資産税に限らず、予算を見積もる際に、今年度の最終調定、それから最終決算見込みを出すということにしていますので、言ってみれば、令和5年度から6年度に対して若干減ってきていると、ほかには固定資産税に限っていえば地価の下落とか、今年度は評価替えの年でしたので家屋の下落とか、そういったものも原因かと思われれます。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） ちょっとよく分かりませんでしたけど、次に、平生町の負担金もマイナスで増減率が65%と先ほどお話がありましたけれども、今回、給食センターが一緒になりますよね。その辺で、一緒にすれば、当然、合理化されて経費も安くなると思うんですけれども、その辺の見込みはどうでしょうか。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） 予算的などところで申しますと、今、ちょうど共同調理の準備のためにいろいろと工事とか、配送車の購入とか、そういうことをやっております。

来年度につきましても、設備の工事等を予定しているというふうに私は聞いておるんですけれども、それ以降については、整備費というものはもう一旦なくなりますので、それから維持管理、維持経費とか、そういうことになってくると思うんですけれども、その辺は実際に運用してみないと、予算的には、まだ今のところは分からないというところでございます。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） あと、国庫支出金の増減率がプラス70%ということで、物価高

騰対策と児童手当負担金も入っております。来年度、今、学校でG I G Aスクール構想ということでデジタル機器を結構使っておりますよね、これの更新とか、そろそろ時期じゃないかと思うんですが、この辺の国庫支出金は、まだ予定に入っていないんでしょうかね。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） 学校関係のデジタル化ということですが、それにつきましては予算の中には入っておりません。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） まだ予定はないということで、何年目ですかね。まだ4年目ですかね。5年で大体リース切れで更新なんですとかね。では再来年ということですね。分かりました。

あと、町債の中の社会教育施設整備事業がマイナスなんですよね。それで増減率71%。これがかなり大きいんですが、これは今の麻里府公民館建築の関係でこれだけ下がったんでしょうかね。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） 麻里府公民館につきましては、まだ現在建設中ではございますけれども、予算的には令和6年度の繰越しでやっている状態でございますので、令和7年度の当初予算ということであれば、その部分が、もうそのまま減額となっております。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） 分かりました。

あと、主な施策の概要というところで、この間、議員の方には資料をいただいております。この中で、新しく新規事業として妊婦のための支援給付金、妊婦等包括支援相談等ということで950万円計上されております。これはいろいろと気になる方がいらっしゃると思います。今の少子化ということでいろいろと対策されておると思うんですけれども、この辺はどういったものなのか、ちょっと分かればお願いします。

○議長（南 一成議員） 寶城健康保険課長。

○健康保険課長（寶城 和之君） 妊婦のための支援給付金、妊婦等包括支援相談事業といたしましては、今までも行っているもので、また詳しくは予算のときに御説明申し上げますけれども、こども家庭庁の実施要綱に基づく予算事業から、こども家庭法に基づく法定の事業に切り替わったというところが大きい点でございます。

妊婦の支援給付につきましては、妊娠時に5万円、そして出産時期になりますと胎児の数1人につき5万円という形で給付を行うということになっております。

その他、包括支援事業につきましては、今、妊婦さんとか妊娠されますと、「母子モ」という子育て

て支援のアプリを活用しておりますけれども、こちらについては、令和7年度も新たに拡充をいたしまして、事業を推進することといたしております。そちらの事業に要する費用ということでこちらに計上しておるものでございます。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） 今、結婚、新生活応援ということで、出会い、結婚、出産の出会いということで、今まで婚活イベントをいろいろとされておられます。

出産までには、先に結婚ということが大前提だと思うんですね。それで、婚活パーティーとかいろいろとされておられますが、来年度のその辺の予算取りというのはいかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） 本町では、最近、婚活の関係につきましては、柳井広域で取り組んでおります。今年度は田布施町と平生町で実施しましたけれども、来年度は柳井市と上関のほうで実施されるということになろうかと考えております。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） 分かりました。

ちょっと別の話になります。公共施設LED更新事業ということで、1億2,000万円が今回計上されております。公共施設の中でまだLED化されていないという場所があるみたいなので、それが今回、全部LEDに更新されるということと思うんですが、まだどの施設がLED化されていないんでしょうかね。分かればお願いします。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） このたびLED化するのに1,200万円ぐらいの予算を組ませていただいています。田布施町の公共施設個別計画では、全体67施設あります。そのうち、LED化していないのが47施設。このたびリース化しようとして取り組もうとしているのが24施設でございます。このやり方については、また予算審査特別委員会で御報告しますが、全体では47施設がまだLED化の実施ができていないという状況でございます。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） 先ほど1億2,000万円と言いましたが、1,200万円ですね。失礼しました。

リース方式というのは初めて聞くんですが、照明なんかは一遍つけたらそれでおしまいのような、特にLEDなんか10年ぐらい持つので、リースにするのは本当にいいのかなと思いますが、どう

ですかね。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） これは令和5年に、水俣条約の批准によって、蛍光ランプの製造とか輸出入が令和9年に停止になります。そのことによって、民間も公共施設もみんなそうなんですけど、LED化しないといけないというのが前提であります。

そういった中で、今、言われるように、器具交換というのは今まで従来工事であったんですけど、もっと簡単にできると言いますか、中の配線を変えて球交換をするという方式が、今、推奨されているわけではないんですけど、できるようになっております。

田布施町も、近隣とか全国的にも、公共施設でそれをやっているところもございますので、去年、ワーキンググループを立ち上げまして、そういう中で協議した中で、LEDをリースで、球交換でやって、管交換でやっていこうという方向性で、今進めているところでございます。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） 何か、かえって高くつくような気がしますけど、その辺は御検討をお願いします。

あと、橋梁点検ということで5,500万円出ております。長寿命化ということでいろいろと点検されておられると思うんですけども、これは国庫も出ております。町も負担ということで、これは何件ぐらいあるんでしょうかね。

○議長（南 一成議員） 吉藤建設課長。

○建設課長（吉藤 功治君） 現在、町道に架かる2メートル以上の橋梁になります。現在、139橋ございます。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） 139橋ということで、かなりの数でありますけれども、これは点検だけで工事をするわけではないんですよね。

○議長（南 一成議員） 吉藤建設課長。

○建設課長（吉藤 功治君） 健全度というのが1から4までありまして、現在、健全度3の補修すべき橋梁というのを、年1橋程度、補修を行っております。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） 分かりました。

あと、ちょっと気になるのが、今回、第6次田布施町総合計画及び第3期田布施町まち・ひと・しごと創生総合戦略の次期計画として、仮称「たぶせ未来戦略」ということで予算化されております。

す。これは115万5,000円ということなんですけれども、これはどういったあれですかね、ちょっと私が気になるのが、昨年、消滅可能性自治体になって、その脱却に向けていろいろと対策をすればいいなとか思ったんですけれども、この今の「たぶせ未来戦略」でそういったことも話し合われますか。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 今まで基本計画を、令和6年度、7年度に作成するというところでいろいろと検討したんですけれども、かなりの予算もかかりますし、職員がどういう方向でやっていくというのをなかなか織り込むことができなかったということで、法的に基本計画が必要なくなったので、未来戦略という形で、新たな取組で、今、言われたような少子化含めてどんなことができるかというのを、イメージとしては、やまぐち未来維新プランの未来戦略みたいなイメージで、町として初めて取り組んでいこうということで、どんな形になるかはまだちょっと分かりませんが、やれることはやっていこうということで、新たな取組としてチャレンジするというような趣旨でございます。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） ぜひとも魅力あるまちづくりに向けて、いろいろと提案していただきたいと思います。

次に、情報システムの標準化ということで予算化、これも昨年、一昨年ずっと広域のシステム化、共通化をされておられます。本来、システム共通化ということになればかなり負担金、その他経費が下がると思うんですけれども、何か委託料とか、その辺のシステム委託料とか何とかで、かえって町の負担が増えているような気がするんですが、どうですか。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） この業務システムの標準化につきましては、今時点でもいろいろとちょっと動いているところがあって、まだ全体像のはっきりとしたことが、ちょっと見えていない段階ではございます。

国庫補助金につきましては、導入経費、イニシャルコストですけれども、これについては、もう基本的に国が見てくれるということなんですけれども、どうもちょっと足りていないというのが今の実感で、これは全国的にそういう話が出ております。

追加の調査とかが、今、来ている状態で、最終的にこれからどういうふうにも、また増えていくのかどうかということは、ちょっと期待はしておるんですけれども、国庫補助については、今そういう状況でございます。

実際に業務システムの標準化が完了して、今度はランニングコスト、運用の話になってくるんですけども、これにつきましては、現在のところ国のほうでは交付税措置ということになっております。

ただ、この交付税措置といいますのも、はっきり見える形でちゃんと算定してくれるのか、全体の中でということなのかということ、ちょっとその辺もよくまだ分かっておりませんが、基本的には国のほうでそこも見てくれるという話にはなっております。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（２番 西本 篤史議員） あさってから予算審査特別委員会が始まります。この予算に関してはいろんな議員の方から御質問があると思います。よりよい予算化をして、来年度に向けてやっていただきたいと思っております。

次に、第２問に行きます。

来年度教育方針について、答弁者は鳥枝教育長、よろしく申し上げます。

町は、第三期田布施町教育振興基本計画を策定しております。この計画は、目指す「たぶせっ子」や地域の姿を明確にし、知・徳・体の調和の取れた教育、学校・家庭・地域が連携し協働した教育、生涯を通じた学びの充実、豊かな学びを支える教育環境の充実の４つを柱とした施策を展開しております。

この中で、ICT環境の充実として、全児童・生徒にタブレットを使った学習などを始めております。

デジタル機器を使った成果と課題はどうでしょうか。

また、教職員のデジタル化された後の働き方改革の進捗具合はどうでしょうか。質問いたします。

○議長（南 一成議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） お答えをいたします。

ICT環境の充実と活用に関しましては、これまで教育委員会ではGIGAスクール構想の下、1人1台のタブレット端末をはじめ、高速ネットワーク環境や大型モニターなどを整備するとともに、これらのICT環境を効果的に活用して教育活動の一層の充実を図り、デジタル人材の育成や教員のICT活用指導力の向上に取り組んできたところであります。

まず、1点目のデジタル機器を使った成果と課題についてお答えをいたします。

これまでの成果につきましては、1人1台タブレット端末を活用することにより、学習の目的や課題に応じて、インターネット等を用いて、記事や動画等の様々な情報を主体的に収集、整理、分析するなど、調べ学習をはじめとして、一人一人の教育的ニーズ、理解度に応じた個別学習や個に

応じた教育や指導が充実してまいりました。

また、個別に収集した情報や各自の考えを即時に共有することができ、多様な見方や考え方など、協働学習による学びも深まるようになりました。

さらには、校外や遠隔地の人や物とつながり、新しい知識を得たり、多様な考えを知ったりすることなどが可能となり、さらに学習の広まりが期待されるようになってまいりました。

次に、今後の課題といたしましては、さらにICTの日常的な活用を推進することにより、児童・生徒の学び方、教員の教え方、教職員の働き方の3つの改革を一層推し進めていくことが必要であるというふうに考えております。

また、校外生活においては、小・中・高生のLINEやユーチューブなど、SNSを活用する頻度が高くなってきており、ゲームに依存したり、有害あるいは不適切なサイト等へのアクセス、うわさや誹謗中傷の書き込みなどのネットトラブルが発生するなど大きな社会問題になっております。

こうしたことから、児童・生徒の端末の活用を前提とした情報モラルを育成していくことがますます重要となっており、関係機関や県警等とも連携を図り、児童・生徒、保護者及び教職員を対象とした情報モラルに関する学習や各種研修会の充実に向けて、一層、指導、啓発に努めてまいる必要があると考えております。

次に、2点目の教職員の働き方改革の推進具合についてお答えをいたします。

本町におきましては、令和6年4月に策定された県の第3期学校における働き方改革加速化プランを踏まえ、教員に限られた時間の中で児童・生徒と接する時間を十分に確保し、その専門性を生かしながら、児童・生徒に必要な学習指導や生徒指導、学級経営等の総合的な指導を持続的、効果的に行うことができる体制の構築に努めているところであります。

また、教職員のワーク・ライフ・バランスの実現等に向けて、教育委員会では、学校閉庁日の設定、退勤システムや勤務時間外の留守番電話の導入などに取り組んでおり、学校と一体となって働き方改革を推進してきたところであります。

さらには、現在、ICTの校務への活用を推進し、校務の効率化と利便性の向上を図るため、県内全ての学校で共同利用できる統合型の校務支援システムを構築して、活用できるよう取組を進めておりまして、働き方の改革や教職員の負担軽減につながるものと考えております。

今後も業務の見直し・効率化、勤務体制等の改善、学校支援人材の活用、この大きく3つの視点からの取組を着実に進め、法令で定められた教員の時間外在校時間等の上限を踏まえ、教職員の業務量の適切な管理を徹底するとともに、業務改善の取組を一層推進し、時間外在校等時間の縮減を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） 説明いただきました。まず、学校でタブレットを使っておりますよね。結構、学校でどのぐらい使われるか知らないんですけども、週1日で、教科のときに使うと思うんですよね。それで、よく新聞等で視力低下ということを言われておりますけれども、田布施町の児童・生徒で、この辺のタブレット端末使用による視力低下は把握できておりますか。

○議長（南 一成議員） 山中学校教育課長。

○学校教育課長（山中 浩徳君） いろいろな健康被害の御質問だというふうに思いますが、実際のところ調査したわけではないので何とも言えませんけれども、一概には言えませんけれども、やはりこういうデジタルを使うということにおいては、少しの影響があるのではないかというふうには認識しております。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） この辺はちょっと一遍調査していただいたらいいかなと思うんですよね。結構、気になるお母さん方もいらっしゃると思います。

あと、情報モラル教育の話がさっき出ました。何年も前から、この情報モラル教育をしておるんですけども、ここ最近、結構、犯罪が、受け子になったり、その辺の様子が以前と変わっております。その辺も含めて、この情報モラル教育を学校において、犯罪に巻き込まれないという方向でしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 山中学校教育課長。

○学校教育課長（山中 浩徳君） これは、本町のみならず全国的な問題だというふうに思います。最近では光市で闇バイトでございます。これは高校生で衝撃的な事実でございました。そういうのを踏まえて、当然、今以上に、先ほど教育長が答弁いたしましたように強化して、やはりSNSの正しい使い方、これを使うとやっぱり怖いんだよということをしっかり児童・生徒に伝えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） これも警察の生活安全課のほうで、いろんなDVDビデオが用意されております。これをちょっと各学校で、それぞれ児童・生徒に見ていただいて、こんなに危険なんだということを共有してもらったらいいと思います。

次に、デジタル教科書になりました。全部まだ紙媒体と併用ですかね。この辺で、最初の学力テストのときに、デジタルを使った学力テストということで、まだ使い慣れていないということで成

績が悪かったというような話を聞いたことがあります。今現在は、皆さん慣れて、結構、学力は上がりましたか。

○議長（南 一成議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） まず、デジタル教科書の件ですが、次期学習指導要領から、文科省のほうではこれを導入したいという意向が、今、議論されているというふうに聞いております。

ただ、教科書の紙媒体のほうも紙教科書のほうも非常に有効な面がありますので、やっぱりそのバランスを考えながら、今後、活用していくようになるんじゃないかなと思います。

今、お尋ねのタブレットを活用した全国学力・学習状況調査につきましては、御存じのように入力するときに端末のキーボードに慣れていないと、なかなか時間内に回答することができないというような状況が2年ぐらい前からありましたけれども、今はそれは徐々に改善をされてきていると思います。

ただ、スマホ等で一般的に利用するときには、そういう端末等ではなくてペンでやっていくような、触れて入力するような形が主流になっていますので、なかなかなじまないというところもあっておりますけれども、それも含めて児童・生徒が学習をして、短時間に変わらない程度のスピードで端末に入力することができるように取組を進めているところではあります。

以上です。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） 完全デジタル化より紙媒体併用、もしくは紙のほうが学力は上がっているのではないかなというような報告も聞いております。それも含めて、田布施においては併用する、完全にデジタル化といたら結構大変だと思いますので、それも含めてお願いしたいと思えます。

あと、さっき話をしたんですけれども、予算関係で聞くとまだ4年目ぐらいであろうということで、再来年ぐらいがちょうど5年後の更新時期となると思います。そうしたときに、かなりの費用がかかると言うんですね。国が全部出してくれればいいんですけども、それまでに故障とかWi-Fiの環境とか、いろいろな不具合とかが今まで出ておると思えます。今、その辺の状況はどんなですか。

○議長（南 一成議員） 山中学校教育課長。

○学校教育課長（山中 浩徳君） 今のところ、Wi-Fiの関係では不具合は出ておりません。端末についても、実は、当然、導入した令和3年に比べたら児童・生徒が減っておりますので、逆に使い回しができるという状況ではございます。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） 本当、宣言ではデジタル化と言いながら、すごい費用がかかるんですよね。委託料から何からね。本当にいいのだろうかとちょっと疑問に思います。

あと、海外ではスマホ、タブレット、モバイルデバイスは、結構、小・中学校で使用禁止ということが出ております。田布施町は学校でのスマホの使用はどういう状況でしょうか。

○議長（南 一成議員） 山中学校教育課長。

○学校教育課長（山中 浩徳君） 学校での使用は、当然、禁止といたしておりますし、持ち込みもできていないという状況でございます。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） 当然のことと思います。

あと、最近、NEXT GIGA、いわゆるGIGAスクール構想ということで4年前、5年前から学校でのデジタルタブレット、ICT化がされております。今度はNEXT GIGAということは、今、話したデジタル機器の更新のことと思うんですけども、そのほかに何かNEXT GIGAで対策とか、更新以外に何かあるんですかね。

○議長（南 一成議員） 山中学校教育課長。

○学校教育課長（山中 浩徳君） 大変申し訳ない。そこはちょっと認識をしておりません。ただ、予算的には次の更新というのは、当然、国のほうは示しております。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） 次の問題といたします。

あと、学校の広報をちょっと見ておりましたら、スクールワイドPBSというのが出ておりました。初めて聞くもんですから、このスクールワイドPBSは何でしょうか。どういったことなのか。分かればお願いします。

○議長（南 一成議員） 山中学校教育課長。

○学校教育課長（山中 浩徳君） 実は、この言葉につきましては、9月補正のときにお話させていただいております。本町は、今、田布施西小学校と田布施中学校において、令和5年、6年度で特別支援教育の視点を取り入れた事業づくりの研究協力校として指定されております。

令和5年度では、両校において通常学級における特別支援教育事業づくりのセミナーを開催し、さらに田布施西小学校ではスクールワイドPBSを実践されました。

このスクールワイドPBSとは、学校規模ポジティブ行動支援、いわゆるポジティブ、これは賛成や肯定するということ、ビヘービア、Bですね、これは行動、態度、Sはサポート、これは支え

ということで、つまり問題行動を減らすのではなく、望ましい行動を増やすことで、子どもの問題行動を減らしていくという考え方でございます。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） これは来年度、今年度もやったんですかね。それで、いろんなテーマを6年生から意見を吸い上げてやったり、いろんなやり方があると思うんです。今までワールドカフェとかいろんな方式があったと思うんですけど、それと似たようなものなんですかね。

○議長（南 一成議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） 今、御紹介がありましたワールドカフェにつきましては、協議方法、話し合いの方法なんですけど、今、課長のほうで説明しましたように、このPBSのほうは、できるだけいいところを見取り、褒めて伸ばしていこうという基本的な考え方に応じておまして、それをこれまでは個人レベルで、あるいは教師レベルではやっておりましたが、学校を挙げてというのがスクールワイドの1つの特徴だろうと思います。学校全体で、同じ歩調でそういう子どもを見取って、褒め伸ばしていこうという教育実践を、全ての教職員でやっていこうというものでございます。

さらに、西小学校では、地域、保護者と連携をして、学校だけの取組ではなくて、地域、家庭でもそういう取組を一緒にやっていきたいと思いますところまで、2年目、今年ですが広がってまいりました。そういうふうに理解をしております。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） それを田布施町全体で広げようという考えでよろしいでしょうかね。

○議長（南 一成議員） 山中学校教育課長。

○学校教育課長（山中 浩徳君） 来年度に向けては、田布施町全体で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） いろいろな方法で子どもたちの成長を伸ばしていってほしいと思います。

昨日、東田布施小学校で参観日がありまして、保護者の方から、児童がタブレットをすごく使いこなしていて驚いたということをお聞きしております。これも含めて来年度教育方針、他地区ぐらいやっていただきたいと思っております。

次に、第3問に行きます。

質問の3になります。町議会選挙についてということで、答弁者は選挙管理委員会、よろしくお願ひします。

先日、行われた町議会選挙の投票率は、前回は4.99ポイント下回る過去最低の52.95%でございました。

各地区の投票率は幾らでしたでしょうか。

期日前投票の割合、選挙当日の割合はどうでしたでしょうか。

また、投票時間が7時から18時になりました。この評価はどうでしょうか。

ポスター掲示板の数が多すぎ、危険な場所にもあると聞いております。変更は可能でしょうか。今、高齢化で結構ポスターを貼る人が足りないということで大変皆さん苦勞されております。それも含めてお願ひします。

また、ウェブ等を利用しての選挙期間中の選挙広報は可能でしょうか。

以上、お尋ねします。

○議長（南 一成議員） 岩本選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（岩本 宏司君） お答えします。

まず、1点目の各地区の投票率についてですが、城南投票区50.7%、上田布施投票区52.1%、竹尾投票区68.9%、下田布施投票区53.8%、駅前投票区53.0%、田布施投票区44.6%、東田布施投票区49.1%、大波野投票区74.6%、小行司投票区66.2%、麻郷投票区52.9%、麻郷奥投票区55.7%、別府投票区68.2%となっており、全体の投票率は52.9%で前回と比べて4.99ポイント減となっております。

次に、2点目の期日前投票者数と選挙当日投票者数についてですが、期日前投票者数が2,819人で当日投票者数が3,613人、不在者投票数が31人で全投票者数は6,463人となっております。割合では、期日前投票者43.6%、当日投票者55.9%、不在者投票者0.5%となっております。

3点目の18時に繰り上げた投票時間の評価として、様々な御意見をいただいておりますが、一般の町議会議員一般選挙は、投票時間を短縮した選挙の3回目で、一概に投票時間を短縮したことで投票率が下落したと結びつけることはできないと考えております。

選挙管理委員会としましても、新たな取組として、今回の町議会議員選挙において、町内小中学校の児童生徒からの応募のあった明るい選挙啓発作品のポスターの使用許可をいただき、町議選の啓発用ポスターの作成をして、町内各所に掲示させていただきました。

また、中央南区にありますマックスバリュでの街頭啓発や広報車で呼びかけと、防災無線を使

ったアナウンスを行うなど投票啓発に努めたところでございます。

しかし、実際に投票率が過去最低という結果であり、これを真摯に受け止め、当委員会といたしましては、引き続き投票時間の周知と投票率の向上に努めてまいりたいと思います。

なお、3月1日に行われました柳井市長選挙は投票時間を初めて1時間繰り上げて行われており、柳井市選挙管理委員会に投票時間や投票率向上に向けた対策等についてもお尋ねし、参考にしてまいりたいと思います。

次に、4点目のポスター掲示場の件についてですが、公職選挙法施行令第111条により、ポスター掲示場の設置数は、投票区ごとの選挙人名簿登録者数及び面積に応じて定められているため、直ちに減ずることはできません。

しかし、現在12か所ある投票区について、今後、削減できないか調査検討をしていく予定としております。

なお、危険箇所への設置についてですが、そうした情報の提供があれば場所の変更は可能ですので、お知らせいただければ対処したいと思っております。

最後に、5点目としてウェブ等による選挙公報についてですが、委員会内でも何度も協議を行っているところでございます。現在、当委員会では、令和8年度執行予定の町長選挙に向け、選挙公報発行のため条例化を進めていきたいと考えております。

以前、議会で御意見いただいた紙ベースでの選挙公報各戸配布については、町の選挙は実質5日間と選挙期間が短く、選挙期日の前2日までということで公職選挙法のほうで定めておりますので、配布は困難だと考えておりますので、基本はホームページ等のウェブ上での選挙公報をメインとし、紙ベースの選挙公報は、各公民館や他の町出先機関に配置して、有権者に周知する形にできればと考えております。

引き続き、町民の皆様からの御意見もいただきながら、配布方法について当委員会で検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） 説明いただきました。看板について今81か所、結構、今、高齢化でポスター貼り手が結構苦慮されております。それも含めて、ぜひ御検討していただきたいと思っております。

時間になりましたので、以上で質問を終わります。

○議長（南 一成議員） 以上で、西本篤史議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（南 一成議員） 次に、高月義夫議員。

○議員（5番 高月 義夫議員） それでは、私の一般質問を始めさせていただきます。初めに、4年間、町民の福祉の向上実現に向け、まちづくりを中心に力を入れて取り組んでまいりたいと思っております。精いっぱい努めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、質問をいたします。質問は一問一答形式で、どちらも東町長に答弁をお願いいたします。

まず、1問目、まちづくり基本条例制定をです。

田布施町では、現在進められております最上位計画である田布施町第6次総合計画と第2次まち・ひと・しごと創生総合戦略ですが、どちらも来年度が計画の最終年であります。双方大切な計画として策定されていると思いますが、内容は酷似していると思います。

まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するために、田布施町人口ビジョンで、現状と今後の人口動態を把握をしております。

まち・ひと・しごと創生総合戦略は、策定しなければ様々な補助金がもらえず、言わば策定は必須となっております。それならば総合戦略に集約すれば、総合計画は必要ないのではと思っております。

10年一昔と言われていましたが、現在は1年一昔になりつつあると感じております。そんな中、5か年計画が有効かというといかがなものかと思えます。それより大切なことは、まちづくりの基本理念を明らかにし、町民、議会、町長及び職員の責務、町政運営の原則並びにまちづくりを推進する基本的事項を定めた町民自治によるまちづくりを推進する目的のまちづくり基本条例を策定し、基本条例を基に年次重点政策を計画すべきではないでしょうか。

そこで質問いたします。

- 1、今の時代の総合計画の有効性をどう捉えていますか。
- 2、総合計画の施策で住民との間の距離を感じますが、積極的な住民参加が行われてきましたか。
- 3、私はあらゆる計画を立てるまちづくりの基本理念やそれぞれの役割を盛り込んだ町の根幹となるまちづくり基本条例制定が必要だと思えますが、いかがでございましょうか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

まず、1点目の今の時代の総合計画の有効性をどう捉えるかという御質問でございますが、平成23年の地方自治法改正以前は、各市町村に対し、総合計画の最上位部分である基本構想について

定めることが義務づけられておりました。

しかし、自治法の改正により基本構想の法的な策定義務がなくなり、現在は総合計画を策定するかどうかについては、各市町村独自の判断とされております。

一方で、まち・ひと・しごと総合戦略については、まち・ひと・しごと創生法の中で策定が求められており、議員御指摘のとおり、市町村が地方創生関係の各種施策を実施しようとする際に、国からの財政的支援を受けるには、この計画の策定が必要不可欠となっております。

総合計画の基本計画は網羅的であるため、財政状況が厳しい中、実際には取捨選択をして事業を実施してきたというのが実情でございます。

私は、人口減少や地域経済の衰退など昨今の時代の変化に対応するためには、町の基幹となる計画について、重点的または優先的に進めていくべきことを集約して可視化、住民の皆さんに説明しやすいものにしておく必要があると考えております。

そうしたことから、町といたしましては、令和7年度で計画期間が終了いたします第6次田布施町総合計画及び第3期田布施町まち・ひと・しごと創生総合戦略の次期計画としては、これまでのような総合計画は策定せずに、2つの計画を一本化し、策定が法で義務づけられる、まち・ひと・しごと総合戦略をベースにしたものにしたというふうに考えております。

しかし、そうした取組は、全国的にまだ実例も少なく、また、策定に時間も限られることから、満点のものがつくれるかどうかなど課題がある上に、予算上も委託費等は全く見ておりませんので、全て職員の負担になるというふうに思いますが、重点的な施策でございますので、取り組んでまいりますので、御理解、御協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

2点目の御質問でございます、総合計画の策定で積極的な住民の参加が行われてきたかについてでございますが、総合計画の策定に当たっては、住民アンケートやパブリックコメントの実施、検討委員会での協議等で様々な御意見をいただきました。個別の施策への住民参加ということであると、それぞれの分野で個別計画や関連計画がございますので、それに沿って町民や関係者の参加があり、御協力をいただいているというふうに認識はいたしております。

次に、3点目の町の根幹となるまちづくり基本条例の策定についての御質問でございます。条例を施行している団体の多くが、まちづくり基本条例または自治基本条例という名称で策定がされております。こうした条例は、自治体のまちづくりの方針と基本的なルールを定めるものとされており、まちづくりの基本理念や住民の権利の保障、行政運営の指針を定めるもの等があるようございます。

したがって、まちづくり基本条例は住民の意思を反映し、自治体の運営の透明性と参加を促

進する重要な手段と思います。

一方、そうした条例を制定しようといたしますと、現在の法律や他の条例、町の行政運営の仕組みとの整合性を保つことが不可欠であるため、詳細な検討が必要であるというふうにも考えております。職員の負担もございますので、庁内で十分な時間を持って、何のためにつくるのか、何を目指すのか、どういう効果を生めるのかなどについて、まずは検討・協議してみたいというふうにも考えております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（5番 高月 義夫議員） ありがとうございます。ただいま御答弁いただきました。総合計画については、これから見直しをしていこうというようなお話でございました。先ほどの西本議員の質問の中でもございました。たぶせ未来戦略というお話がございました。これがその代わるものであろうというふうに思うわけでございますけれども、この未来戦略というのは何か年計画と、そういうふうなものになるのでしょうか。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） まだ決定しているわけではございませんけれども、従来どおり5年というふうには考えております。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（5番 高月 義夫議員） 今5年というお話がございました。総合計画も5年なんでございますけれども、同じようなことにならなければいいなというふうなのをちょっと懸念しております。いずれにしても、1年ごとにいろんな政策を見直していくんだらうというふうに思うわけでありませう。いろんな政策をする上で、これからの田布施町の財政ってどのようになっていくのかなというのをちょっと懸念をしているところでございます。

そういった意味で、今の田布施町の財政状況、直近の財政力指数と経常収支比率、このことをちょっと教えていただければというふうに思います。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） 直近ということですと、令和6年度の普通交付税の算定が終わっておりますので、これから変わることはないだろうと思っておりますので、直近ということであると、本当は令和6年度なんですけれども、まだ国のほうの取りまとめの公表がまだされていないと思っておりますので、令和5年度で申し上げますと、0.438が財政力指数でございます。

経常収支比率につきましては、直近ということですと、令和5年度の決算になりますので、比率

は90.6%でございます。財政力指数が0.438、経常収支比率が90.6%です。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（5番 高月 義夫議員） 今、御答弁いただきました。財政力指数が0.438ということでございます。田布施町が100万円の支出をするのに、実質収支が43万8,000円というような比率になってくる。平たく言うとそのようなことになろうかと思えます。足りない分は交付金で賄うよというようなことだというふうに思うわけです。

経常収支比率が90.6ということは、約1割のお金が比較的自由に使えるお金というふうなことになろうかと思えます。ということは、新しい事業をなかなかやるにも非常に難しいということだというふうに思うわけでございます。そのような今の財政状況ということであります。

もう一つ、町の貯金、基金のことについてもお伺いしたいと思えます。財政基金、現在どのぐらいありますか。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） 7億円から8億円と考えていただけたらと思えます。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（5番 高月 義夫議員） 現在7億円から8億円ということでございました。今後の基金の見通しというのはどのような見通しになりますでしょうか。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） 予算編成に先立ちまして、今後5か年の収支見通しというものを  
出しておりまして、職員にも説明しております。これによりますと、確かに令和11年度にかけて、  
どんどん基金が減っていくという推計にはなっております。この推計のベースというのが、歳出  
につきましては、ほぼ各課が要求したい金額でございます。目いっぱい上げてくるというところな  
んですけれども。

一方、田布施町につきましては、普通交付税の交付団体でございます。この普通交付税の算定に  
当たりまして、国のほうは、標準的な団体というのを想定して配分して交付するということので、  
十分、目いっぱい事業ができるというような交付金は頂けないと。つまり、標準的な一般財源  
として交付されるということでございます。

ただ、全国的に自治体によって事業が集中したりとか、一息ついたりとかという、その時期が異  
なっております。集中しているときにはどうしても基金を取り崩して、そこで調整せざるを得な  
いわけでございます。一方、余裕があるときには貯金を積んでと。基本的にはこれをずっと繰り返  
してきているというところと考えていただけたらと思えます。

これまで、かつて、大分昔ですけれども、吹田町長の頃ですけれども、赤字になって赤字再建団体ということになったことがあるんですけれども、それ以降は、基金で調整しながらずっとやってきておりますので。ただし、今後、一方的に基金が減るような状況になってくると、何かしら本町に問題があるということも考えられますので、そのときは十分注意して検討しないといけないというふうに思っております。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（5番 高月 義夫議員） ありがとうございます。今、財政基金7億円から8億円、一般会計が来年度は70億円というようなことで、約1割の貯金というようなことになってこようかと思っております。御家庭でいっても、年収の約1割が貯金だよというような状況だと思うわけでございます。突発的に何かあったときというのが、こういう基金の必要なときでありまして、ある程度余裕はあったほうがいいかなと。

最近になって、各自治体が財政状況というのを公表を、どんどんホームページ等でされてまいりました。その中には基金が激減しているような自治体もございます。そういう長期にわたってのいろんな計画というものもしっかり組んでいただいて、その財政が安定することによっていろんな計画が進んでいくというふうに思うわけでございます。そのあたりも、ぜひともよろしくお願ひしたいというふうに思います。

ただいま、そういういろんなことをするには、先ほどの御答弁にもございました、何をするか、何を優先的に持っていくかということが、これから大事になってくるんだろうなというふうに思うわけでございます。総合計画のように、何もかも全てこの中でやってしまうよというようなことが、非常にできにくくなってくる。そのようなことを思っております。そうしたときに、今何が必要かということでございます。

昨年の、何度もこれは出ております、昨年4月に消滅可能性自治体に指定されました。急務なのは、やはり町民主体のまちづくりというふうに思っております。この中で、移住定住というのがクローズアップされておるわけですけれども、私はそれは後からついてくるものだというふうに思います。そこに住む町民の皆さんが笑顔になって、田布施いいねと思われるような町ができたときに、いろんなところから、田布施っていいとこなんだということで、移住定住が進んでくるというふうに思うわけでございます。そういう町をしっかりつくっていく。それには先ほども申し上げました、まちづくりの基本条例が必要ではないかというふうに思うわけでありまして。町民、そして私たち議員、また町長はじめ職員の皆さん、そういった皆さんのいろんな責務というもの、責任というものをしっかり明らかにして、それぞれの中でこのまちづくりに取り組んでいくということが、明確に

していくことが大事なんではないかなというふうに思うわけです。

このまちづくり基本条例、自治基本条例は、先ほどもお話ございました、全国の自治体の中で、令和5年10月現在ですけれども、409の自治体が制定をされております。山口県では防府市と山陽小野田市、この2つの市で制定をされておまして、町ではまだ制定がありません。

そういった状況であるわけですが、田布施町合併70周年という記念すべき年を迎えております。その70年の歴史の中で、町民主体のまちづくりとはどういうことなのか。私はまちづくりは町民一人一人が自ら考え行動し、その責任と結果を共有することによる自治が基本だというふうに思います。町民一人一人が町をつくっている一人だと自覚すること、町への決意、そして町民や議員、町長はじめ職員のやらなければならない責務をきちんと明らかにすること、役割を明確にすることが大切だというふうに感じております。

田布施町の最上位計画である第6次総合計画、また、まち・ひと・しごと創生総合戦略にも、町民、町、議会、町長や職員の責務というのは全く記載をされておられません。さらに言うと、町政運営の原則やまちづくりに関する基本事項もはっきりと明記をしていくべきだというふうに私は思っております。

このようなまちづくりをする上での基本的なものというのをしっかりと条例で決めて、町全体で当たっていくんだ、まちづくりを推進していくんだという大きな指標といいますか、そういったものをぜひつくっていただきたいというふうに思うわけでありまして。そういったところで、これから検討していただけるというようなことが挙げられておりました。

いろんなものがあるわけですが、こういったことを70周年に向けて、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいというふうに思うわけでございます。ぜひとも取組の、これからやっという御決意というものを話していただけたらなと思うんですけれども、よろしくお願いたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） ありがとうございます。議員おっしゃいますように、まちづくり条例とか基本自治条例、そうしたものの最近たくさんできてきております。スタートが多分そこがあったんでしようけども、私が思いますのは、町民の責務というのがまず大前提なんです。町長、議会、いろんな職員も大切ですけども、町民の意識と何ができるんか、何をするんかという覚悟とですね、それがまず前提としてあるべきでないかなと私は思います。でないと、町が条例つくってやりなさいと言っても、上から下ろすものというのは、国が言ったものもなかなか進みませんが、やはり各地域、自治会のほうからそういったものをしようと、予算も私どもに何ぼかくれと、私どもで考

えるからということにたどり着かないと、お金のほうは上からどんどん下ろして行って、皆さん方はといっても、多分声は出てこないんじゃないかなと思います。

そう思いますのは、私もいろんなところで各市長さんとかお話を聞いて、非常によくできているなというところもありますし、なかなかうまくいかないなというところは、原点の町民の皆さんの意識と、それが必要だと思う前提がそこにあるのかなのかということだろうと思います。

私が少し気になりますのは、自治会の地域のほうもマンパワーが高齢化でどんどんなくなってきて、若い方はお勤めとか、子育てのほうで手を取られておって、そういった中に、まちづくりというものに飛び込んできて一緒にやろうという機運がどうつくれるのかというのを私は研究してみたいと申しあげましたが、もっと若い方とかいう方にもっとお話をし、そういったものに参加してもらえまあかという機運を聞いてみたいなど。条例自体は私も幾つも知っておりますし、つくろうと思えばできるんですが、それは私がつくった条例になってしまいますので、やっぱり議会、町民、職員、私がですね、全てがこういった町をつくっていこうということになってこないといけませんので、少しその辺時間をいただいて、つくって下ろして、どうなんかなと言われてもちょっと厳しい面がありますので、今度、未来戦略もつくりますので、その中でそこちょっと触れて提言はしてみたいと思いますし、いろんな方とお話をしてみたいというふうに思います。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（5番 高月 義夫議員） ただいま町長、大変重要なお話といたしますか、大切なことをおっしゃっていただいたと思います。

まちづくり基本条例というのは、一方的につくったんでは意味がないと私も思っております。多くの皆さんがこれに携わって、一緒になってこれをつくって、町を盛り上げていこう、しっかりつくっていこうというような機運が高まらないと、絵に描いた餅だなということを感じておるわけでございます。

ですから、このつくり方というのも、たくさん今の409の町がつくられておりますけれども、中にはよその町のをそのまま出してきているような条例もございます。そして、中には本当に町のことをしっかり書き込まれて、住民の皆さんとつくられたのかなというような条例もございます。そういったいろんなものを参考にさせていただいて、議会も含めて、そういう基本条例というものを町民の皆さんと供につくり上げていきたいというのが、私個人の思いでございます。

それにつけ今議会にも基本条例がございません。このことも大きな課題となっております。そういったものをしっかり整備して行って、次の次世代の若い方へつないでいくというような務めというのが私たちにあるんだということを思っておるわけでございます。そういったことをしっかりと

町も議会も取り組んでいって、基本的なことを明文化して、しっかり次の世代へ残していくということをお供に取り組んでいきたいというふうに思っております。

そういったことで1問目、ぜひとも御検討をお願いするというので、1問目を終わらせていただきます。

それでは、2問目に移ります。情報の動画配信をです。

田布施町は子育て支援に力を入れられてこられました。県内でもいち早く1歳児未満へのおむつ定期便、所得制限なしの高校生まで医療費無償化。そして、県内の町では初となる田布施中学校におけるステップアップルームの設置など、様々なことに積極的に取り組んでおられると私自身も感じております。

私も家庭教育支援チームの一員として、ステップアップルームの見守りに行かせていただいておりますけれども、安心して登校ができる居場所があるということは、子どもたちの表情に安心感が現れていますし、担当の先生も本当に子どもさん一人一人をよく把握されております。しっかりと心をつかまれていることで、より安心して学校へ登校できるんだと感じております。

田布施町は、県内のほかの市町と比べて子育て支援は地道ではありますが、しっかり取り組んでいると感じております。全国にいます議員仲間からも、田布施町はすごいねということと言われることが多いです。

先ほど西本議員の質問にもございました。このたびの議員選挙の投票率は、過去最低の52.95%でありました。50代以下は50%を切り、20代は21.7%、19歳は22.83%でありました。若者の関心が著しく低い現実があります。これは、町民の皆さんと議会との乖離が原因だと感じております。特に若者へは動画での情報発信も必要となってくると感じております。

田布施町は大変魅力ある町であると思っておりますが、このことを伝える、町や議会の様子を伝える手段というのは、紙媒体が主であります。その中で動画は世代を越え、見る者が手軽に目で情報を受け取れる手段であります。

そこで、町長に問います。

1、田布施町の魅力発信、イベントや政策、議会の一般質問など町民への視覚的情報提供は必要だと感じております。現段階での動画配信の障壁は何がありますか。

2、見る者が正しく判断できる動画配信は、予算のない議会だよりのページ削減できる必須の方法であると思っております。紙面づくりにも大きく貢献いたします。ぜひともホームページに議会一般質問の動画アップをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

1点目の動画の配信についてでございますが、田布施町においては、ユーチューブに田布施町宣伝部という名称で38本の動画を現在投稿いたしております。また、投稿しておりません合併70周年記念事業イベントに向けての動画が1本とその他1本、合計40本の活用できる動画を今持っております。

その投稿などを行っている動画のうち8本は、ふるさと応援大使でございます片元亮さんの自主制作された田布施のふるさとCMになり、1本は「のりーね」の利用案内動画になり、これは委託で制作を行っております。

町職員が関わる形で作成した動画は31本になり、2015年から取り組んできたものになります。確かに動画での情報発信は、文字での情報発信とは異なる効果もあり、一つの大変有効なツールであるとも考えております。

一方で動画を作成するに当たりましては、その動画へのシナリオから、絵コンテ、撮影場所の確保、各所への協力依頼、動画素材の撮影、その動画編集、音を調整するなどの制作工程が多くあり、職員だけではできず、片元さんに編集を依頼し、アドバイスして制作していただいているのが実情でございます。

令和6年度は合併70周年記念事業に向け、同じ映像素材を基に10本の短い動画を作成しましたが、それも片元さんに編集を依頼して作成したものでございます。担当する職員の業務量から、それ以外は、実質年2本程度の動画作成するのが精いっぱいという状況でございます。

お尋ねの現段階で動画配信について支障はあるかについてでございますが、さきに述べました実情の中で、新たな情報発信としての動画配信を行う場合は、その人員や、長い時間撮影するための機材が新たに必要となります。また、ライブのみの生配信であっても、カメラや音を取るための人員が必要と考えます。

動画配信が有効な情報発信のツールの一つであることは確かですが、一方、これまで以上の人員と費用が必要となるとも考えます。

次、2点目の議会の一般質問の動画配信については、紙の広報紙による情報提供の代替として議会で推進されることについては、議会での動画配信について、議会ですで十分に御理解をお願いをいたしたいと存じます。

しかし、録画、録音の機材の調達や編集に係ります人件費等もかかりますので、非常に厳しい財政面からは、率先して取り組みましようと言にくい現状であることも御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（5番 高月 義夫議員） ありがとうございます。ただいまの御答弁1点目ですけれども、田布施町において、田布施町宣伝部という公式アカウントですね、ユーチューブの公式チャンネルがあるよというお話でございました。私も登録をしております。この宣伝部ですけれども、現在登録数はどのぐらいいらっしゃいますでしょうか。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） 申し訳ございません。ちょっと承知しておりません。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（5番 高月 義夫議員） それでは、後ちょっと教えていただけたらと思います。

この田布施宣伝部、先ほど38本ですか、上がっているというお話でございました。多分一番多く見られているので2,000ビュー弱ぐらいの回数だというふうに記憶しております。

その中で松村邦洋さんですね、田布施の松村邦洋さんですけれども、「松村邦洋のタメにならないチャンネル」というのを持っています。松村さん、その中で田布施町のことを非常に多くお話をくださっております。積極的に田布施を何とか盛り上げようということで、田布施のいろんな、御自身が田布施にいらしたときのお話から、様々なことをアップしていただいております。そういった田布施町に関してアップされていらっしゃることも、田布施倶楽部でリンクができないのかなというふうなことも思うわけです。

松村さん、桁がちょっと違う本数見られております。田布施を知ってもらうという意味でも非常にありがたいことでございます。そういった多くの登録者数がある方とも、せっかく、たぶせふるさと応援大使ということでやっていただいております。そういった方との連携というのもしっかり取っていただきたいというふうに思うわけでございますけれども、いかがでございましょう。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） 松村さんとの連絡とかにつきましては、庁舎内に同級生もおりますし、イベント等では所属事務所を通じてやり取りをしたりということはできるわけでございます。そうした、今御提言いただいたことができるかとか、どういう課題があるかとか、ちょっとまだ整理はできておりませんので、ちょっと課の中でも話してみたいとは思っております。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（5番 高月 義夫議員） せっかくああやって動画で上げていただいておりますので、ぜひともリンクなりしていただいて、相互で見れるようにというふうなことも田布施としてやっていた

だきたいというふうに思います。

あとはSNSのことについて、ちょっといろいろ調べました。何が有効なのかなということでございます。

令和6年6月に総務省情報通信政策研究所から出された、令和5年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書に記載がされておりました。SNSの利用率の多い順でありますけれども、やはり一番多いのはLINEでございます。LINEは全世代平均94.9%の利用ということでございます。そのうち60代が86.3%で一番低い年代でございました。50代以下は軒並み95%を超えているという現状がございます。2番目がちょっと予想外だったんですけども、動画サービスのユーチューブでございました。全世代の87.8%。特に10代では94.3%、20代で97.2%、30代で97.1%、40代でも92%という若い世代に見られているSNSでございます。3番目がインスタグラム。4番目にX、旧ツイッターでございます。5番目にTikTok。そして予想外だったのが、私も使っておりますけれども、よく使われていると思っていたフェイスブック、これが6番目でございました。全世代の平均で30%の方が使われているというような結果でございます。

ということで、動画で全世代で多くの方に見ていただいているユーチューブというのは、本当に魅力的な情報ツールだというふうに私は思っております。そして、LINEも95%近くの方が利用されている。ただ、LINEはそのグループに登録していないと、その記事は見えないわけでございます。この議場の中にもLINEは多くの方が使われていると思いますけれども、田布施町の公式LINEアカウントに何人登録されているかということでございます。

この田布施町公式LINEアカウント、現在の登録数というのは分かりますでしょうか。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） 最近私が確認した、2日前ぐらいだったと思いますけれども、1,937。今時点はちょっと分かりません。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（5番 高月 義夫議員） 2,000名近くというようなことでございます。町の全体からいうと、まだまだ少ない人数だなということを感じるわけでございます。この公式LINEアカウントにも、そういった動画というのがリンクが貼っていただければ、多くの方に動画を見ていただける、田布施倶楽部もそうなんですけれども、そのように思うわけでございます。

先般、東町長とのお話をさせていただく機会がございまして、そのときに公式LINEアカウントの登録数を増やす方法ということで、ほかの自治体の取組というのをお聞かせいただきました。

大変すばらしい仕組みをつくられているなというふうに感服いたしました。どこの自治体も公式とつくとなかなか町民は登録にちゅうちょしてしまうこともあるのかなというふうに思うわけであります。ぜひとも公式LINEアカウントの登録数のアップということ、東町長とともに図っていただいて、様々な情報発信の弾みにしていただけたらと思うんですけれども、町長いかがでございますでしょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 高月議員と先日、少しLINEとかお話をさせていただきました。私、広島広域の会議にずっと行ってございまして、いろんな市長さん、町長さんとお話をするんですが、島根県のすごい人口少ない町なんです、登録率が300%。町民の数よりも3倍登録者数がいらっしやるということで、そこは関係人口・交流人口をつかみたいということで、ほとんど元町民、関係する町民、そういった方全部情報発信するようにされておられます。ですから、そこに小さな町ですから、本当に消滅可能というところじゃなくて、すごい危機感を持たれてやっておりますので、すごい覚悟があたりになるんだなと思いました。

そういう中で町民の皆さんと町が非常にいい関係で、何が欲しいんですかということでやられておりました。ちょっとうちと違うのは、お悔やみ情報という、一番利用が多いというんですよ。うちでそんなことを出したら大変なことになるんじゃないかなと思うんですが。やっぱりすごい人数が少ないところと、今頃、家族葬とか何とかあるじゃないですか。それも情報が分からないということがあって、それを見ると、いろんなお悔やみとかいう情報があるから、非常に取りやすい。確かにそうだなと思いましたが、なかなか手がつきにくいなという感じがですね。

それと奨学金ですか、奨学金を2万円ずつプレゼントします。それも公式LINEで登録してくださいというのが条件。だから、高校生は全部登録しますよ。2万円もらえるんですから、登録するじゃないですか。その子が東京へ出るじゃないですか。ただ、人口は減るんですけど、ふるさと納税してくださいということで、東京とか大阪におられても、その町のことを思って、いろんなものを買ってくださいというような取組をみんながするから、後輩のためにも、やっぱり自分たちがもらっている奨学金を次の子どもたちにもあげたいということで、ふるさと納税をやりましょうということを、関係がない方へもいい物がありますよということで宣伝されておって、非常に、成り立つんですかと言ったら、今のところ成り立っていますということだったから、そういう新しい考え方もあるのかなというふうに思いました。そういうふうにやられております。

そこでいろんな市長さんと話をするんですが、やっぱりブロックされるという感じがですね。登録者数はすごいおっても、全然シャットアウトして、登録しとるだけという方が非常に多いというのが現

状でございましたので、どういった情報が必要になるかというニーズをよく確認しながら、お年寄りとか、若い方それぞれ感覚違いますけども、共通してできるように工夫していけばいいなと思いますし、今うちも3つぐらいメール、災害メールとか公式LINEとか持っていますから、それを少し整理をしないと大変かなと思いますが、いずれにしましても取り組んでいかなきゃいけないので、またしっかり頑張ってください。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（5番 高月 義夫議員） その取組を聞かせていただいて、本当にすごいなというふうに思いました。今、町長、島根の危機感を持ってということをおっしゃっておられました。山口県も今やっと危機感を持っていろんな取組を始めたというようなところでもありますけれども、減少率からいうと、中国5県の中で山口県が一番、多分減少が進んでいる県だというふうに私は思っております。そういった県の中で、本当に危機感を持って取り組んでいかなければ、本当いつ消滅ということになりかねない今状況だというふうに思うわけでありまして。そういった危機感を持ってやっていかなきゃいけないというふうに私自身も思っております。

それで、今のLINEアカウントが増えていって、そこに動画をリンクすれば様々な情報を見ていただけるということも思うわけでありまして。

私は議会広報委員長を務めさせていただいております。議会だより年4回、定例会の後発行させていただきましても、毎回の悩みがそのページ数でございます。今回も一般質問9名の方が質問されます。ということは、1人1ページ紙面を取っておりますので、一般質問だけで9ページなくなるというようなことになるわけでございます。議会だよりには町民の皆さんも参加していただいて、いろんな企画をしていきたいというふうに思っておるんですけども、ページ数になかなかゆとりができない。4月に発行いたします議会だよりは全21ページでございます。ただ、この3月は予算編成もでございます。また委員会、そして今回議員が新しくなりましたので、新しい議員の紹介と各委員会の構成も変わります。そういったことの紹介も入れていかなきゃいけないというようなことで、空いたスペースというのが全くないような状況になってまいります。

毎回そのようなことを編集でやっておるわけですけども、動画をもし、今この一般質問を動画でホームページから見れるようになっていけば、そういう一般質問で1人1ページ取らなくても、1ページに2名ないし4名のものを見出しをまとめてQRコードを貼り付けて、関心のある方はQRコードで動画を見ていただくというようなことにしていけば、そういう紙面というものが削減できるというようなことになってまいります。

実は議会だより、表紙の写真というのは大体モノクロでございます。年1回だけ新年の議会だよ

りには表紙をカラーにさせていただいてということで、年1回はカラーなんですけれども、あとは白黒ということで、田布施のよさ、またいろんな方を載せていくのに、そのよさというものがなかなか伝わりにくいということがございまして、カラー化というのが念願でございます。予算編成のときにはカラー化ということで予算を出しておるわけなんですけれども、残念ながら採用いただけていないというのが現状であります。

そうした意味も込めて、ページ数が削減できれば、そういったカラー化に対する予算も出てくるというふうなことも考えたりしておるわけでございます。そういったことを動画で上げさせていただければ、もちろん議会でも、先ほども御答弁ございました。詰めなきやいけないことがたくさんございます。ただ、議会としては本当に、今現在、動画で多くの方に見ていただく。特に若い方がユーチューブで御覧になられている現状というの、総務省の先ほどの調査でもございました。公式のユーチューブチャンネルをつくって、議会がどんなことをしているかというのを手軽に若い方にも見ていただける。そのようなものというのが必要であろうと思うわけです。

投票率の低下というのもございました。特に若い方が、50代以下が50%を切っている、20%台の年代もあるというような現状で、本当にそういうことをしっかりとお伝えをするという努力をしていかなければ、この町の次を担う世代に引き継いでいけないのではないかという危機感も実は持っておるところでございます。

そういったことで、議会でもしっかりこの動画ということを検討させていただきますが、もし議会でやるということになったときには、その実現に向けて、町のほうもお願いをできたらというふうに思うわけでございますけれども、いかがでございましょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 議会のほうでユーチューブにアップをさせていただいて、広報紙のほうへバーコードつけて飛んでいくわけですから、議会のほうでどうアップされるんか。9時間流しっぱなしの動画を見るというのは、非常に苦痛だろうと思います。やっぱり切らないとですね、高月議員のというブロックでないと、始まって7時間ずっと見続けるというのは、多分誰も見ちゃないんじゃないかと思えますし、やっぱり9人の方の要点が、文章というのはそれなりに、ぱらぱらっと見れば、5分もあればこういう雰囲気だったというのは分かるんですが、動画だと自分が五感を鋭くしてずっと見とかなきゃいけませんので、その辺がですね。3問あれば1問だけそういったことにするとか、要点だけ書いて、あとは詳しくはという形にされるかですね。その辺についてはちょっと議会のほうで。

ですから、いろんな人件費とか、人をつけたりというのは経費がかかりますので、先ほど申し上げ

げました経費が発生しますので、その辺は今、7年度当初予算説明いたしますけども、非常に厳しいということがありますので、その辺も御承知いただいて、できるだけ経費がかからないということを念頭に置いていただければ、協力はさせていただきます。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（5番 高月 義夫議員） もちろん動画は各個人個人の一般質問で切らなければリンク飛ばせませんので、その辺は編集をしなきゃいけないということになります。

今、9時間通しっぱなしとか、本会議、議事録というのがホームページには議会の議事録がアップされております。これは今朝始まってから最終日の本会議の終わりまで、ずっと通しで文章が書かれております。これは本当に見にくいんです。実際自分を探すというのもウェブ上で探すと本当に難しいんですけど。そのような状況。

ただ、この議事録というのもA Iで最近文字起こしというのをしておるわけですが、A Iというのは非常に最近賢くなっておりまして、言い回しを勝手に変えるんです。こんなこと言ったかなというようなことになっていることがよくございます。また、当て字が非常に多いということで、今回一般質問9名ですけども、この9時間近くをそのA Iの文章ができて、議会事務局で録音を聞きながら全部文字をチェックするという作業をされております。本会議全部を全文筆記ということになりますと、十四、五時間ぐらにかかるとは思わないかと思うんですけど、それを全部確認をチェックをしていただいているというのが議会議事録であります。

ただ、これは本当に文字ばかりの、なかなか読みにくい、読み応えあるんですけども読みにくい議事録でして、はっきり言ってなかなか生きていないのかなというふうに思うわけです。そうではなくて、動画でそれぞれの一般質問を分けて、さらに何分から第2問目が始まりますよとか、そういうふうな注釈をつけてあげれば非常に見やすくなっていくというふうに思います。自分の気に入った質問の内容を見ようと思えば、そこに簡単にアクセスできるような方法を取っていけば、それは見る方にとって大変メリットのあることだというふうに思うわけでございます。動画も音声ははっきり聞き取れば、最初はそれでもいいのかなというふうに思っております。後ろで傍聴されていらっしゃる、全体を俯瞰して見られていらっしゃる、そういった映像でもいいと私は思うんです。ともかくそういった生の言葉で聞いていただく。そういったこと、自分の関心のある質問を見ていただくというようなことをしていくことが、まずは第一歩なのかなというふうに思います。少しでも若い方の目に留まるようにしていくというのも、また今回の投票率結果を見ての感じたところでございます。

そういった意味で、もちろん議会の一般質問というのは、議会でも編集ということをやっ

なきやいけないというふうに私自身は感じております。皆さんとのこれからの協議ということになるわけですが、新しい第一歩を踏み出す上で、そういったことというのは必要になってくるというふうに私は痛感しております。ぜひとも若い世代にも見ていただきたい。議会というのを知ってもらいたい。また、選挙権のない中学生、高校生もこういうことをやっているんだということ、ぜひ見ていただきたいんです。そして、町というのはどういうふうにつくられているかということ、小っちゃいときから分かってほしいなということも思っております。

そのような動画というのは大切なものだというふうに思うんです。ぜひとも議会でやれるとこ、また協力できるとことというのは、しっかり当たらせていただきたいという、私自身の個人の思いではありますけれども、皆さんと協議をさせていただいて、前進をしていきたいというふうに思っております。そうしたときに、ぜひリンクを飛ばす、皆さんの顔も全部その動画で出るわけでございまして、そういったことも御了承をぜひいただきたいというふうに思っております。

動画配信、そのまま生で配信するというと、機材とかいろんなものが必要になってまいりますので、取りあえずはそういう録画したものをそれぞれ切ってリンクをするというふうになっていければなというふうに感じておるところでございます。

そういった理由もあつての動画配信ということであるわけですし、ぜひとも行政執行部の皆さんにも御協力いただいて、実現に向けて邁進していきたいというふうに思います。

お願いばかりでの質問になりましたけれども、新たな70年、合併70周年に向けての次の100周年へ向けてということでの前進というふうになっていければなというふうに思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（南 一成議員） 以上で、高月義夫議員の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。再開を11時10分再開します。

午前11時00分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（南 一成議員） 時間となりましたので、休憩前をほども、休憩前に引き続き一般質問を続けます。

静粛に願います。傍聴席の方。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、藤田枝里香議員。

○議員（9番 藤田枝里香議員） それでは、一般質問させていただきます。質問方式一問一答で2

問ございます。

まず1つ目、制服など学用品のリユースについてです。答弁者は町長、教育長それぞれでお願いいたします。

今、田布施の町内での各小学校や中学校は、制服の着用が必須とされていますが、子どもたちの成長に合わせて、在学中買換えが必要です。小学校の制服の値段ですが、1着上下で2万円し、夏と冬用で生地が違うため、購入額は4万円を超えます。小学校によってはバザーで制服のお下がりが販売されるようですが、ほぼない状態とのことです。それから、新1年生にお下がりが提供される仕組みがありますが、そのとき以外に在校生には機会がなく、同じ校区内に学年を越えたつながりがあれば、お下がりをお願いすることもありますが、そうでない場合は、町外の制服店まで買いに行かねばなりません。そして、麻郷小学校以外は男女別の制服なので、お下がりをお兄弟間でシェアできないという難点もあります。それから小学生においては、白い靴、白いポロシャツ、白か紺か黒の靴下、冬においては、これは制服ではありませんが、華美でない防寒着を着用ということで、ふだん着る衣服と合わせたら大人より相当お金がかかっている状況です。

社会福祉協議会のチャイルドシートの貸出しやベッドのレンタルは、とても重宝されているサービスで、町外の人から羨まれるほどですし、町民の満足度も高いようです。

学用品購入費用の補助金を出すのは、財源の問題で難しいと思いますが、リユースの仕組みなら多額のお金をかけずできるのではないのでしょうか。田布施の各機関が連携して子育て世代を支援されるお気持ちがあるかお尋ねします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。よろしくお願ひいたします。

現在、家庭教育支援事業といたしまして、家庭教育支援チーム「たのじ」に、小学校入学前には使われなくなった教育用品等のシェアリングを行っていただいております。物を大切にすることを観点から、非常にすばらしい取組と考え、感謝いたしております。

しかし、こうしたシェアリングについては、やはり多くの保護者の皆様の御理解と御協力がなければ成り立たないのも事実でございます。

私も、物を大切にすることをSDGsの観点から、これから町全体で制服や学用品のリユースに取り組むことの意義や大切さを広く提案していきたいというふうに思いますし、引き続き保護者の皆様には御理解と御協力をいただきながら進めていければというふうに思います。

また、課題の在校生へのリユースの取組については、今後、保護者の方を中心に、また協力いただける団体や個人の方をお願いいたしまして、同様な仕組みづくりをつくっていければというふう

に思います。

具体的には、教育現場に詳しい教育長から御答弁いただきます。

○議長（南 一成議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） 小中学校の児童生徒の制服や学用品などのリユースに関する御質問にお答えいたします。

本町の小学校におきましては、子育て支援の一環として、家庭教育支援チーム「チームたのじ」が、御家庭で使われなくなった制服やランドセル、体操服や帽子、文房具や学習教材等を、次年度入学する新1年生の保護者に少しでも役立てていただく取組として、教育用品のシェアリング、これを実施しているところであります。

この取組は、令和3年度に町内の2小学校で始まり、翌4年度からは、全ての小学校において実施しており、利用される方も多いと伺っております。

しかしながら、議員御指摘のように、必要数が足らなかつたり、サイズが合わなかつたりするなど十分ではないことも承知しておりますので、今後も、使わなくなった学用品があれば、御協力をいただけるよう、さらに呼びかけてまいりたいと考えております。

また、教育委員会では、就学援助の制度を設けておりまして、新たに小・中学校に入学されるお子様がおられる家庭で、経済的に困りの保護者に対しましては、新入学用品等に係る経費を支援しているところでありまして、今後もこの制度の周知には努めてまいりたいと思います。

さらには、毎年、田布施ライオンズクラブからは、全ての新入学児童に対して生活科バッグの寄贈を、また、山口県トラック協会からは、新入学児童には黄色い雨傘、新入学生徒には自転車用ライトを寄贈していただいております。保護者からもとても感謝されております。教育委員会としても厚くお礼を申し上げているところであります。

今後も教育委員会といたしましては、教育用品や学用品等のリユースには積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（南 一成議員） 藤田議員。

○議員（9番 藤田枝里香議員） 町長も教育長も、とても前向きに取り組まれようとしておられる答弁で、驚きとともにうれしい気持ちでいっぱいでございます。

一方で、今おっしゃられた中には、新1年生へのサポートが主でしたので、今、私の子ども3年生なんですけれども、今買換えの時期となってまいりました。成長が早い子はもっと、2年生、3年生の時期から違うサイズに変わってくるんですけれども、在校生に対しても、回収時期を増やしたり、提供できる時期を増やしたりしていただけないでしょうか。

○議長（南 一成議員） 山中学校教育課長。

○学校教育課長（山中 浩徳君） 先ほど教育長の答弁にもございましたけど、例えば学校でバザーやっているとか、たのじさんとかありますけども、今後、学校運営協議会、またPTAのほうに積極的に教育委員会としても促しながら、これは学校が主体というふうになりますけれども、そういった意味の中で、新年度に入りまして促してまいりたいというふうには考えております。

○議長（南 一成議員） 藤田議員。

○議員（9番 藤田枝里香議員） 分かりました。それでは、次の質問に移りたいと思います。

我が町の保育環境・おやつ事情についてです。

大きく分けて3つあります。

1、支援センターや保育園、児童クラブでのおやつについて。

厚生労働省の書類で、保育所における食事の提供ガイドラインでは、離乳期の食体験によって味覚が発達し嗜好が形成される。乳幼児の食事は、薄味を心がける必要がある。偏らない嗜好の形成を支援することになるとあります。つまり乳幼児に与える食べ物によって好き嫌いが少ない子どもになると言えます。

文科省の小学生用食育教材でも、児童にとってのおやつは、本来の目的は、不足する栄養素を補うものであるということを理解させることが重要であると明記されています。つまり小学生においても、成長のためにおやつが重要であるということです。

田布施町の食推や母推でも長年同様に発信しておられますが、おやつは補うための食と書いて「補食」であるとの周知や実践はいかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 一般質問の全て読み上げていただいて、質問に入りましょう。

○議員（9番 藤田枝里香議員） 分かりました。では、2番目、発表会などの行事について。

発表会、敬老会、音楽会、運動会など行事の練習のために子どもの遊ぶ時間が犠牲になっていないか、活動を強制していないか、一人一人の人権が考慮されているか。

3番目、お昼寝について。

保育所保育指針に、3歳未満には午睡、お昼寝の表記があるんですが、3歳以上にはその表記はありません。眠くない子が1時間以上布団の中で耐えているというのは、とてもかわいそうなことだと思いますし、お昼寝が長くて夜寝つきが悪いという声も聞きます。3歳以上は希望制にしてはどうですか。

以上、3点お尋ねします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

まず、1点目のおやつ提供状況についてでございますが、公立及び法人保育園ともに、厚生労働省の保育所における食事の提供ガイドラインに基づき、園児の食事について薄味に心がけるとともに、健全な味覚と嗜好が形成できるよう心がけております。また、できるだけ手作りのおやつを提供し、刺激物を避けるなど安心・安全な食事の提供に努めております。

次に、児童クラブについてでございますが、小学生用の食育教材や放課後児童クラブ運営指針に示されておりますように、おやつは発育過程にある子どもの成長に合わせて、放課後の時間帯に必要とされる栄養や活力を補うものとしての大切な役割を果たしております。このことから、児童クラブのおやつは、提供する時間や量及び種類について、十分に配慮して提供するよう努めております。

しかしながら、現状は一般的な市販のお菓子類の多くに頼りがちな状況でございます。これは子どもの好みを優先することや、御負担いただくおやつ代の中でやりくりを調整しなければならないことが要因と思われまます。本来、大切にすべき栄養バランスへの配慮が少なくなっていたとすれば、改善すべきだというふうを考えます。

こうしたことから、今後、保護者の御理解を得ながら改善を行ってまいりたいと考えます。

議員御質問のように、子どもたちや保護者の皆様に対しましても、「おやつは補食である」という認識を広めるためにも、関係団体の協力やアドバイスをいただきながら、機会を捉えて周知啓発に努めてまいります。

次に、2点目の発表会などの行事の練習状況についてお答えいたします。

発表会、敬老会、音楽会、運動会などの行事は、子どもたちの成長を保護者と共有する場として大変重要なものと考えております。これらの行事に向けての練習においては、決して子どもたちの遊ぶ時間を犠牲にすることなく、また強制することもないと考えております。

園では遊びを通じて行事に向けた準備を進めております。リズム遊びや体を使った運動遊びを取り入れ、子どもたちのやってみたいという意欲を引き出し、子どもたちが自主的に楽しんで練習に取り組む姿勢を育てております。

さらに、園では一人一人の個性を尊重し、その成長を見守る姿勢を大切にしております。子どもたちの人権を最優先に考え、全ての活動が一人一人の発達に応じた形で行えるよう、園長含め全保育士が取り組んでおり、今後もこうした方針の下、子どもたちが健やかに成長できる保育環境の充実に努めてまいります。

議員御懸念の点につきましては、園としても、今後どう対応できるのか検討してまいります。あ

りがとうございました。

最後に、3点目のお昼寝についての御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のように、保育所保育指針において、3歳未満の子どもは午睡の記載がある一方で、3歳以上の子どもに対する記載はございません。

しかし、公立及び法人保育園では、3歳児については通年的に、5歳児はプールの時期までにお昼寝を実施しております。4歳児については、公立保育園では通年、法人保育園ではプールの時期までお昼寝を実施いたしております。これは、体の疲れを癒やすとともに、お昼寝が子どもの生活リズムを整え、集団生活での心の疲れを癒やし、ゆっくりリセットすることで安全に過ごすための大切な時間であると考えております。お昼寝に関して、布団の中で過ごす時間が負担であったり、夜の寝つきが悪くなるなどの御意見が一部にあることは認識をいたしております。

しかし、さきにお答えいたしましたとおり、多くの子どもたちにとってお昼寝は必要な大切な時間であることから、引き続き実施させていただきたいと考えております。

なお、一人一人の状況に応じた柔軟な対応は引き続き重視し、全ての保育士が連携し、快適な環境づくりに努めてまいります。

また、議員から御質問いただきました点や保護者の方々の御意見を丁寧にお聞きしながら、園児たちの健やかな発育と保育環境の充実に向け取り組んでまいりたいと考えておりますので、皆様方の御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 藤田議員。

○議員（9番 藤田枝里香議員） 3つの件について答弁いただきました。おやつのことについて、できるだけ配慮いただいて作成されていることで、手作りおやつも季節に添ったおやつもあるということを知っております。豊かな心を育むおやつで、子どもたち大きくなっていることと思っておりますが。

一方、運動会のお土産など渡されるものはお菓子だったりするもので、どこまで町として食育というかですね、子どもたちの食を大事にするのかという方針がちょっと分からないのですが、どのくらい子どもたちの食を通して体づくり大事だと考えておられますか。

○議長（南 一成議員） 長合町民福祉課長。

○町民福祉課長（長合 保典君） 子どもたちの健康、味覚に関してですけど、大変そのことについては重要だと認識しております。

運動会でのお土産のおやつが一般のお菓子であったということですが、このあたりについては、

ちょっと園のほうで子どもたちの嗜好を優先させた結果じゃないかというふうに考えております。

食育に関しましては、各保育園十分に認識しており、先ほどもお答えしましたように薄味であったりとか、そういった味覚形成に重点を置いた取組を行っているところでございます。

以上です。

○議長（南 一成議員） 藤田議員。

○議員（9番 藤田枝里香議員） 答弁ありがとうございます。3歳までに培われた味覚が一生の食の嗜好を左右するとも言われています。食事が薄味でもお菓子が提供されていれば、お菓子の甘さは子どもの舌にとっては強烈な刺激です。薄味の食事、様々な野菜よりお菓子がいいに決まっています。その強烈な甘さを子育てを支援する側から与えないで、骨や歯もしっかり丈夫で病気になりにくい、心身ともに健康な子どもをつくり出すおやつを提供していただけたらと思います。

それから、偏食になることについて、それは親の本当に悩みの種になります。親が食事を作る意欲も失せます。そして、簡単手軽なレトルトや出来合いのものへと、おやつは家庭の食事へとつながっているんです。子どもたちはその場に出されたものしか食べれないので、家庭では100%おやつを補食にするというのはなかなか難しいでしょうが、保育園や支援センター、児童クラブでは、ぜひそこにもっと力を入れていただきたい。田布施でのおやつは、子どもたちを真に思って提供されとるんよ、そんな自慢を増やしたいです。

発表会の行事などについて答弁いただきました内容につきましては、子どもたちが主体的に楽しんで遊びの延長でされているということで安心いたしました。

一方でお昼寝についてなんですが、引き続き3歳児以上も続けていくということで、私調べたデータなんですけれども、文部科学省のほうにあるデータなんですけど、4歳児、昼寝あり4歳児、昼寝なし4歳児ということで、一、二時間、夜寝る時間が遅くなっているということです。その昼寝を廃止後、夕飯を食べずに寝てしまうとか、帰りに眠ってしまうということがあったみたいなんですけど、2週間たったら昼寝なし生活に慣れて、夜の寝つきは2倍以上よくなったということです。それから、昼寝がある子どもたちが朝の機嫌の悪さ、登園の行きしぶりが見られる傾向があるということです。保育園を卒業して小学校に上がって、高学年になってからその傾向が元保育園児で多く出るという研究が出ております。4・5歳児の昼寝をやめる園も出てきておりますので、その部分、子どもたちの成長の部分を考えて、ぜひ御一考していただけたらと思います。

私からの質問は以上です。

○議長（南 一成議員） 答弁は。長合町民福祉課長。

○町民福祉課長（長合 保典君） 今御指摘いただきました件につきまして、情報を収集して、園の

ほうで対応できることについては取り組んでまいりたいと考えております。ありがとうございました。

○議長（南 一成議員） 答弁よろしいですか。

○議員（9番 藤田枝里香議員） はい。終わります。

○議長（南 一成議員） 以上で、藤田枝里香議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開を13時ちょうど、1時ちょうどにしたいと思います。御参集よろしくお願ひします。

午前11時32分休憩

.....

午後 1時00分再開

○議長（南 一成議員） 休憩をほゞき、会議を開きます。

まず最初に、高月議員の質問の答弁をしたいと思います。山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） それでは、午前中、高月議員の御質問の中でございました田布施町宣伝部の登録者数でございますが、現時点において87名でございます。

○議長（南 一成議員） それでは、休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、落合祥二議員。

○議員（1番 落合 祥二議員） それでは、通告に従い2件の質問をいたします。質問方式は一問一答で答弁は2件とも町長にお願いします。

まず、1問目の空き家対策についてです。

空き家対策について、昨年の9月議会で質問いたしました。また、昨年の12月議会では内山議員も質問されています。さらに昨年の6月では西本議員も質問されています。

一方、令和5年に空家等対策の推進に関する特別措置法、空家法と言いますが、それが改正され、周囲に著しい悪影響を及ぼす特定空家になる前の段階から空き家の適切な管理が図られるよう、管理不全空き家きに対する措置が新設されました。これらを踏まえて、次についてお尋ねします。

1点目、法改正に伴い、本町ではどう対応しているのですか。また、これからどう対応する考えなのですか。

2点目、法改正に対応するにも、本町ではマンパワーや専門的知識が不足しており、所有者への働きかけ等が十分にできないと思われませんが、どう対応するのですか。

3点目、民間をもっと活用する考えはありませんか。

4点目、昨年12月議会で内山議員の質問に回答された実態把握は、いつ、どのような方法で行

えるのですか。

5 点目、以前から言っておられた空き家コンシェルジュの任命はどうなったのですか。

6 点目、全国版空き家・空き地バンクを活用する考えはありませんか。

1 問目は以上です。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

全国的に空き家が増え続けたことを受けまして、議員御質問にもありましたように、改正空家対策等特別措置法が令和 5 年 1 2 月に施行されております。主な改正点といたしましては、空き家の活用拡大、管理不全空き家の新設、特定空家への対応強化となっております。

法改正の主な目的は、放置すれば特定空家になるおそれがある空き家を管理不全空き家と定義し、そうなる前に売却や活用を所有者に促す対応を強化するといった内容となっております。

まず 1 点目の法改正に町としてどう対応しているのか、また、これからどう対応するのかという御質問でございますが、既に特定空家に認定された家屋及びこれから認定予定の家屋の対応に追われておりますのが現状でございます。管理不全空き家の対応までなかなか及んでおりませんが、今後の対応を近隣市町とも情報共有して、適切に対応してまいりたいと考えております。

しかし、本町のみならず、現に危険な状態の空き家の除去等への対応をまずは優先せざるを状況にあるというふうにも考えております。

次、2 点目でございますが、マンパワーや専門的知識の不足から、所有者への働きかけ等が不十分なのではないかとの御質問と併せまして、3 点目の民間をもっと活用してはとの御提案でございます。議員御指摘のとおりだと思います。

今後、ますます特定空家または管理不全空き家が増加していきますと、所有者への働きかけなどが追いつかない状況になってくるものと思われまます。そのため町といたしましては、管理が行き届かない空き家の増加を食い止めるため、これまでも御案内しております、株式会社ジチタイアドが運営します専任アドバイザーが、所有者等から本質的な問題解決まで行うアキソルのサービスを昨年 3 月から実施をいたしております。

これにより、今年度、地元不動産業者への媒介が 3 件ほど進み、うち 1 件が売却予定と聞いております。また、ゼロ円物件も 2 件登録があり、うち 1 件が成約に結びつき、同社ホームページ上でも閲覧することが可能な状況になっているなど、一定の成果も出てきております。

今後、こうしたマンパワーの確保や民間事業者の活用に努めてまいります。

4 点目の実態把握についてでございます。

本町の空き家対策の一環として、次年度から実態把握を行ってまいります。方法は、固定資産データの家屋情報と世帯情報を突合せ、居住者がいらっしゃらないであろう家屋をまず抽出し、その情報を地図データに落とし込むことから始め、その後、現地調査に進んでまいりたいと考えております。

次に、5点目の空き家コンシェルジュの任命についてでございます。

かねてより、空き家の優良物件の掘り起こし、空き家所有者への働きかけなどを業務とした空き家コンシェルジュの配置を検討しておりました。任命につきましては、地域おこし協力隊も一つの候補とし、現地調査も含めて担えるよう募集作業に着手いたしております。

業務内容も空き家対策にとどまらず、その後の移住定住促進や自ら空き家の活用を実践していただけるような、仮称ではございますが、地域活性化コンシェルジュと名前はいたしております。また、所有者から専門的な御相談がある場合には、先ほど申し上げましたアキソルなどにつないでいくことを考えております。

6点目の全国版空き家・空き地バンクを活用する考えはないかとの御質問でございますが、現在、国土交通省のホームページ上では、田布施町は2件しか公開されておられません。先日、このうち1件について町へ問合せがあったことから、国と連携しております管理業者のアットホーム及びライフフルホームズへの物件情報の公開を引き続きお願いをいたしております。併せて、町のホームページもこの3月末にリニューアルをいたしますので、これまで非常に見にくいとか、情報がないといった御指摘も受けておりますので、閲覧しやすいような情報がいっぱい入ったような空き家バンクのページを策定するように今考えております。

いずれにいたしても、危険な空き家をつくらないためにも、予防策である法の趣旨にのっとり、今後は各課、横の連携を図りながら、移住希望者に向けました情報発信など段階的に空き家の活用拡大に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（1番 落合 祥二議員） まず、1点目のどう対応するのかということですが、ちょっとそこまで手が回っていないというお答えだったと思うんですけども、特定空家に認定された家屋及び認定予定の家屋の対応に追われて、現状ではそこまで行っていないので、今後、対応を近隣市町とも情報共有していきたいということでした。

今まで特定空家ということで、この法律、空家法があったんですけど、この改正で大きく管理不全空家。つまり、まだ特定空家じゃないけど、その前から、どうもこれは、このままで行けば特

定空家になるんじゃないかという時点から、そういった指定をするというもので、これはやっぱりその時代の流れの中で、全国の状況の中で、国土交通省がそういう取扱いを改正でしていくということをしているんだろうというふうに思いますけども、その辺の対応は、次年度からということで、今年度ではないんですけども、そういった準備は今年度からやっついていかないと、次年度に入ってやるということでは、対応がなかなかできないんじゃないかというふうに思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 吉藤建設課長。

○建設課長（吉藤 功治君） 特定空家の審議会を年2回開いておるんですが、今年度3月末に開く予定としておりますが、まだ管理不全空き家等を特定するようなことを、まだちょっと考えては今のところいませんので、次年度から考えていくということになるかと思えます。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（1番 落合 祥二議員） 前の私の質問ですね、昨年9月議会で質問しましたが、田布施町の場合は特定空家が建設課、あと空き家の利用が経済課。その辺がうまく連携していかないと、この空き家対策というのはうまくいかないと思うんですよ。それはできるだけ早くそういう体制をつくっていかなくちゃいけないと思うんですけど、次年度からやられるのは、なかなかその辺はそういう状況なんでしょうから、それはそれでよしとして。でも、次の7年度からは、そういう準備というか、どういうふうにするのかというのは協議していかないと、7年度からやるといったって、なかなか難しいんじゃないかと。情報収集も含めて、そうじゃないかということで今伺いましたわけです。どうでしょうか。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） おっしゃられるように、組織を効率化して一つの問題を解決というのは、それは当然そうなるべきだと思いますけれども、現時点で所管が国交省と、それから経済課の所管が全く違いますので、どういう形で組織を組み上げていったらいいかというのをちょっと考えさせていただきたいと思えます。

今のままの状態ですと行くというのは、確かにおっしゃるようにはあまりいい流れじゃないんで、空き家活用というのは、どこの市町もそうですけど、かなり抱えている問題として、大きな問題なんで、効率的な組織運営ができるように検討させていただきたいと思えます。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（1番 落合 祥二議員） 検討するということですけども、検討は令和7年度からやっついていきたいというふうに思っているんですけど、その辺はどうですか。お金が要るとかいうんじゃない

ないと思うんですけど。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 今も特定空家ずっとやってきております。私もずっと委員会出て、現地もずっと見て回っておりますが、結局、10件そういうものが出てくると、特定空家に認定するのは3件ぐらいなんです。あと7件は、まだそうになっていないというのも建設課で受け付けてずっと見ておりますので、この法が言う、これから特定空家になってくるという情報は、既にあるのはあるんです。それは今まで全然対応せんということだったんですが、やっぱり所有者への呼びかけとか、それをやってくださいということなんで、それはできると思います。

うちが言う空き家バンクのような移住定住者への住居の提供というのは、所管が違うということもあるんですが、地域づくりとかですね、やっぱり目的がちょっと違いますんで、落合議員がおっしゃるのも大変よく分かるんですが、何もかも一緒にすると非常に明確にならないじゃないかな。だから移住定住、いろんな住みよい子育てとか、その中での住居提供とか、居住スペースの利用とかいうのは、また別に考えたほうがいいかなという気は持っておりますが、大きな組織がつくれれば、その中で扱ったほうがいいというのは理解できるんですが、なかなかうちの小さな役場といきますと、管理空き家部門、空き家対策部門を大きくするというわけになかなかいかないから、そこは分割して一緒にやろうということで今まではやっておりますので、少しその辺、どの辺徹底したほうがいいのか、一緒にやらせたほうがいいのか、ちょっと時間はいただかないと、すぐというわけにはですね。実際今、空き家で経済課も受けているものがたくさんございますので、その辺との整合性もございますので、少し時間をいただくようにはなろうかと思っております。また議会にも御相談を申し上げたいというふうに思います。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（1番 落合 祥二議員） 私も役場職員だったんで、なかなかその辺は分かりますが。とにかく2つの課に分かれてやっているものを、連携をよう取っていかんといけないし、今言う管理不全空き家というのが、この法改正で新設されたわけですが、それも移住定住者に提供するとか、そういう形もあるわけですね。ですから、そういったことも含めて、よく連携を取っていただきたいというふうに思います。

私も田布施町内を歩いてみると、空き家がはっきり言って増えています。そして、高齢者の単身世帯または高齢者の二世帯が多く見られます。そういった人が、今後私たちはどうしたらええんじやろうかというのはあると思うんですよね。そういったものも含めて、今後、町はマンパワーが——私も分かりますけど、経済課の私課長やったときに、今の経済課の課長の守備範囲というのは、

私のときの1.5倍ぐらいありますよね。それだけ行政需要が増えてきているということだと思うんですけども。その辺でうまくやっていかないと、この問題も大きな問題ですので、変えていただきたいし、今町長、副町長が言われたように、組織もいろいろ検討していただいて、しっかりした田布施ならではの組織をつくっていただきたいというふうに思います。

そしたら、一応1問目は終わりました、2問目と3問目ということで御回答いただきました。さっきもちょっと触れましたけど、本町でマンパワーや専門的知識が不足していると思います。ですから、民間にも現在、今、委託したりしてやっていらっしゃるわけですけども、9月のときの一般質問で言いますが、田布施町に不動産業者があるわけですから、そこをうまく具合に利用してやっていただきたい。例えば、今度ホームページを新しくつくるということですけども、ホームページに、田布施町の不動産業者でこれに協力するという不動産会社がおったら、そことリンクを貼ったようなものをつくるとか、考え方はいろいろあると思うんですよ。そういった形で協力いただくということが、田布施町の今の職員のマンパワーが不足している、そういったものを補っていくようになるんじゃないかなというふうに思います。その辺はどうでしょうか。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 議員おっしゃられた点に踏まえましては、まだ協議を踏まえて対応しないといけない部分がございますが、そのようにできるように、関係機関協力して対応のほうをさせていきたいと思います。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（1番 落合 祥二議員） ぜひ検討していただいて、忙しいのはよう私も分かっていますから。でも、やっぱりやっていかにゃあいけんという点は御理解いただきたいというふうに思います。

それから、4番目の実態把握ですけども、これはまた後、次の質問にも絡みますけども、先ほど町長の答弁で、次年度から実態把握を行ってまいります。この次年度というのは、7年度のことですかね。私、勘違いして8年度とってしまったんですけど、その辺はどうですかね。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 令和7年度のことでございます。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（1番 落合 祥二議員） すみません、ちょっと私が次年度と書いてあったんで、8年度というふうに勘違いしましたんで、お許しいただいたらと思います。7年度からそういう実態把握を行っていくということですね。先ほどの検討も7年度からやっていくというふうに解釈したんでよ

ろしいですかね。分かりました。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） そうでございます。

○議員（1番 落合 祥二議員） すみません、私のほうが勝手に8年度とってしまっていて。

次の空き家コンシェルジュの任命については、地域おこし協力隊も一つの候補としていろいろ考えていくということですよ。これも次の集落支援員の関係もあります。またそこでお尋ねしておりますので、またそこでもう一度話をさせていただいたらというふうに思います。

それから、6点目の全国空き家・空き地バンクを活用するというのは、私、国土交通省のホームページ見よって、あれ、こんながあるんだと。要は各市町村で皆やったら、全部様式が違うから分からないんですよ。でも全国で見たら様式が統一されとるから分かるわけです。田布施から例えば東京に住んでおられて、ぼちぼち帰ろうかなったときとか、山口県に住んでいて山口県のどこかに帰ろうかなと思ったときに、その空き家バンクを利用するのに、各市町を見るんじゃなくて、全国区の空き家、空き地もあるんですね。空き地バンクを見ることが、いかにその人、探す側からいったら楽かという、楽というんか、分かりやすいわけですよ、比較もできるし。田布施町だったらJRが走っちゃうよというの分かるわけです。そういう意味で、ぜひこれを利用していただきたいと思いますが、回答では2件しか公開。私が見たときは全然なかったんですけど、2件は私の見方が悪いんでしょうか、あるんですか。それをお聞きします。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 町長の答弁にございましたとおり、2件ほどは公開されております。

こちらになるんですけれども。ただ、件数としては、空き家バンク今8件公開しておりますが、2件のままでして、これは8年ほど前からずっと公開されているんですが、当時あまりちょっと効果があるのかどうかというところで、そこからちょっと進んでいなかったという面がございました。

1件ほど直近になって問合せがあったということで、やはりこちらを御覧になられる方もいらっしゃるんだというのが分かりましたので、今後は随時件数を増やして、公開のほうに依頼をしていきたいというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（1番 落合 祥二議員） 私がやったときに物件そのものが出なかったんですよ。ただ登録はしとる、物件そのものが出ているんですかね、今。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 物件がそのまま掲載されております。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（1番 落合 祥二議員） 分かりました。今度また、今日帰ってでも、もう一遍そのホームページを見てみたいと思います。それで、結局、全国空き家・空き地バンクという参加自治体も平成30年の1月には430自治体だったのが、今966自治体、令和5年の5月現在ですね、それだけ増えているんですよ。それから、物件掲載件数も2,328。要は平成30年の1月にはそうだったのが、今1万1,910件というふうになっています。大いに利用すべきだと思いますので、今、課長の回答で利用していくというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） そのとおりでございます。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（1番 落合 祥二議員） それともう一つ、質問には入れてないんですけども、今度、固定資産税等の住宅用特例に係る空き家対策上の措置というのが加わってしまして、要は私たちの住んでいる家ですけど、200平米以下の部分は固定資産税が6分の1に減額されて、それを超える分については、200平方メートルを超える部分については、3分の1に減っているわけですね。それが空き家だったら、今度は全部そういう軽減措置というのか、そういう特例は適用しませんよというのが、この法改正の中で出てきています。それも、だから今後、令和7年度から、それをいろいろ検討していくということも含まれてくると思うんですよ。そういったことが、そんなになるんだったら、やっぱりそれなりに早くから対応せにゃいけんわという方もおられると思うし、都会に住んで家をそのままほかっている方もいらっしゃると思うんですけど、そういったことも対応も促すような形の法改正が厳しくなっているということは、今後、町内に住んでいる方、町外に住んでいる方、そういったことも周知される予定でしょうか。まだ来年度検討するという事だから、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（南 一成議員） 吉藤建設課長。

○建設課長（吉藤 功治君） 特定空家等に関しましては、現在2件ほど勧告を行って、6分の1解除の措置を行っております。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（1番 落合 祥二議員） 分かりました。そういった対応も今後していく可能性があるということで、大変でしょうけど、空き家に対していろいろ対策を練っていただいたらというふうに思います。ほかにもいろいろ法改正でありますけども、田布施町にどれが当てはまるかというものもあると思いますので、空き家についてはそういった形で対応をお願いする、またしていただく

ということで、まず1問目の質問は終わりたいと思います。

それから、次に集落支援員についてですけども、2番目の集落支援員についての質問です。

集落支援員は、集落の維持・活性化のため、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウを有する人材が、集落の巡回・状況把握、住民同士の話合いの促進、これらを通じ必要とされた具体的な取組やその取組主体となる地域運営組織などのサポートを行うとあります。

国土交通省のホームページで見ると、令和5年度における集落支援員の設置団体数は、専任、専任というのはほかと兼務していないということですね、専任で4県375市町村、兼任で115市町村、支援員数は専任で2,214人、兼任で2,922人となっています。山口県内では専任が68人で、そのうち近隣の柳井市が3人、平生町が6人、周防大島町が1人、兼任は美祢市の1人になっています。田布施町では、今、麻里府地区が1人いらっしゃるの、これは令和5年度の話ですから、6年度は麻里府地区の方が多分これに近隣に加わるんだらうというふうに思います。

一方、国から支援員1人当たり350万円、これは他の業務との兼任の場合は350万円。他の業務、例えば公民館長とか自治会長とかの兼任の場合は1人当たり40万円、これは年額ですけども、上限に特別交付税措置と併せ、国からは情報提供等による支援があるというふうに書いてあります。これらを踏まえ、次についてお尋ねします。

1点目、現在、麻里府地区に集落支援員が設置されていますが、その活動状況等はいかがですか。

2点目、集落支援員を平生町のように本町全域を対象として、数人の集落支援員を置く考えはありませんか。

3点目、集落支援員制度を空き家対策の実態把握等に活用する考えはありませんか。

以上です。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えをいたします。

集落支援員は、自治体が任用し、集落点検を実施する中で、集落の在り方について、地域住民との話合いを促進しながら、集落の維持・活性化に向けた取組や地域運営組織などをサポートすることが求められており、本町では、今年度、モデル的に麻里府地区で実施することとし、選考の結果、麻里府公民館長に週2日の勤務でお引き受けをいただいているところであり、今後、他地区にも状況に応じて配置をしたいという考えを持っております。

まず、1点目の現在設置している麻里府地区の集落支援員の状況はどうかとの御質問でございますが、麻里府地区では、田布施町社会福祉協議会の生活支援コーディネーターと協力して、地区の支援活動を行っております。具体的な活動といたしましては、生活支援体制整備事業において活動

している協議体であります「支えあいまりふ」の事務局として、会議の出欠調整や生きがい教室、オレンジカフェへの送迎、有償で行われる草刈りや剪定の下見、協力者との連絡調整などを行っておられます。

また、地域のニーズや困り事の把握についても、麻里府地域夢プランの実行体制の中で、NPO法人市民プロデュースや参加する住民の方との協議を重ね、仕組みづくりの検討を行っております。

次、2点目でございますが、本町全域を対象として、数人の集落支援員を置く考えはないかとの御提案でございますが、地域からの要望や推薦があれば、地域との話し合いを行い、状況に応じ、地域の課題解決に向けた旗振り役にふさわしい方の配置や募集等を含め取り組んでまいりたいというふうに思います。

3点目のこの制度を空き家対策の実態把握等に活用する考えはないかとの御提案でございますが、麻里府地区において、集落支援員体制の中で空き家調査もお願いいたしております。しかしながら、まだ始まったばかりということであり、それ以外の業務に追われ、まだしっかりと着手はできておりません。この空き家調査も、集落支援員の集落点検活動の一つとして位置づけられておりますので、町も十分に連携して取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（1番 落合 祥二議員） 集落支援員のことでございますけども、1点目については、麻里府の状況について御回答いただいたんですけども、まだ実態として、そこまでもう一遍よう状況を見て考えていきたいということであったと思うんですが、総合的な回答を見ますとですね。それで、ボランティアでなくて、今の特別交付税措置があるわけですよ。ですから、それは大いに活用する方法があるだろうというふうに思っています。

それで、平生町の例を言うと、私、平生町のようにしなさいと言うんじゃないんですよ。平生町の例を言うと、平生町は公民館を廃止をして、地域交流センターという名前に変えてやっておられて、そこは公民館長がおられないんですよ。そこは集落支援員が、そこに一応籍を持っているというような状態になっています。だから、平生町は6公民館、あえて名前を言えば、平生のまち・むら地域交流センターが一つ、それから宇佐木、堅ヶ浜、大野、曾根、佐賀というふうに地域交流センターがあります。その中に今の集落支援員がいらっしゃるんですけど、週4日とか聞いているんですけど、その状況によっては違うかもしれませんけど。平生町の場合がええかどうかというのは分かりませんが、ただ、うちの今まで自治会長さんがなかなか手がない。なぜかと言ったら、自治会長の仕事が多い過ぎるから、なかなかしてもらえない。そういう状態が今高齢化とともに

進んでいるわけですよ。そういった方を支援する意味でも、そういうことをやってくれるんなら。

前に空き家の実態を調査するのに、私が去年の9月の定例会でお聞きしたときに、自治会長さんが大変じゃから、なかなかそういうのをそんなに度々はできないという話だったと思うんですよ。でも、その集落支援員さんにその仕事を預けると、できるわけですね。そしたら、自治会長やってもええよというような、集落支援の仕事よりほかのいろんな自治会の住民の方とのつながり。集落支援員は一つの自治会だけじゃないですが、いろんな自治会も、例えば西田布施地区で1人ということにしなければ、全体を見ていろいろその地域の人と話をしたり、さっき言いました空き家の関係でも、そういうところへ行って話をしたり、いろいろできるわけです。ただ実態調査するだけじゃなくて、有機的につながってくるわけですよ。

そういった意味でも、私はこの集落支援員制度というのはいんじゃないかなと、活用できるんじゃないかなと。しかも財政措置があるということで、そういうふうにしたわけでございます。ですから、そういった形で、平生町という例を出しましたけども、今から検討されるということで、ぜひこれもたしか来年度検討する。来年度ということは、令和7年度から検討するというように理解してよろしいですかね。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 平生町の例をお出しになりましたけど、平生町と、いきさつと経緯が全く違うもんですから、全く別のルートからまちづくりが進んできましたので。以前、平生町は職員を置かれておりましたが、それを廃止してという代替として。うちは最初から、20年前から職員を置いておりませんので、地域からお願いして、嘱託員として。ですから、形と名前が違うだけで、うちの場合は公民館という仕事をしっかりまずしていただくということで、前は職員がおりましたので、それを全部引き上げて、地元から公民館長をまず出していただいて、地域活動をまずやっていただくということで、それは随分定着してきたと思います。

それと、集落支援員というのは、それ以外のお仕事でフォローするような感じになろうと思いますので、地域の御要望、先ほど申し上げましたが、地域の御要望と、どういったことがあるねというのをまず確認させていただいて、麻里府のような形がいいのか、介護保険の生活支援のような形と結びつけるのがいいのか、草刈りとかそういう業務に特化した形がいいのか。ちょっと地域の要望をお聞きしませんと、町のほうからこれを置きますからと言っても、なかなか難しいと思いますので、検討はいたしていきたい。そういう財源措置があるということはよろしいことだと思いますので、地域の御要望を確認して対応はさせていただきます。

7年になるかと言ってお約束をするちょっと自信は今ありませんけども、また自治会連絡協議会

とかいろんな場がありますので、そこでお話をしてみたいと思います。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（1番 落合 祥二議員） 私も平生町のほうが、さっきも言いましたけど、絶対いいとは思っていません。ですから、今の公民館の体制に補うような形で、しかも、自治会のそういう活動も補うような形。場合によれば民生委員のそういう負担を軽減するようなことになるかもしれませんけど、いつまでこの財源措置があるか分かりませんが、それは大いに活用して、地域と行政をうまく具合につないでいく。そういうのが、この集落支援員という制度はいいんじゃないかなというふうに思っているから、今回提言させてもらったわけです。

ただ、人材をいかに確保するかというのは、またそれとは別に大変なことで、そういった方が本当におられるのかどうなのかということもあるだろうというふうには思っております。

そういったことで、ぜひ検討していただいて、今の麻里府の状況も把握しながら、いろんなほかのもどういふのをしていただくのかということもあると思いますので、十分その辺は検討していただいたらというふうに思います。

それと、3点目の空き家調査もしていただけないかというのは、実はこれは9月の議会で川添副町長が、空き家の問題というのを各自治体に話しに行っても、自治会長さんのほうから質問があったりして、関心がかなりあります。そのときにもお答えしたんですけど、組織体制とか、今、課が分かれていますけど、有効活用するコンシェルジュを含めた形の組織でやろうとするんですが、なかなかそういう人材がないということなんで、できるだけ早い時期に体制的にどういふ体制がいいか、ずっと考えているんですけど、なかなか難しいんで、言われるように、空き家の有効活用を含めた全体的な、財産なんで、それと個人情報絡んでくるというのがあって、一律これというのなかなかないんですけど、個人情報と財産の価値の活用ということで、町内で何か組織か何かをつくって、またどういふ形がいいか考えてみたいというふうに思いますので、落合議員のほうも何かいい案があれば教えていただきたいと思いますということで、私、今回こういう提案の質疑をさせていただいたわけです。

要は個人情報があるんですけど、個人情報は国のホームページにも書いてありますけど、空き家を持っている所有者が、出してもええよと言ったら出してもいいわけですね。そのところをちゃんと確認していったら、出せる。とにかく自分はあと管理もできないし、だから、その情報を出してください。そこはちゃんと文書で確認していくというのが、国の国土交通省の指導になるのか、提案なんですよ。ホームページに書いてあります。そういったことも考えて対応していただいた

らというふうに思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 今回、地域おこし協力隊を来年度、予算的にも募集するというので、言われるように、地域おこし協力隊を含めた形で、空き家対策を含めた形でやっていければなという思いもあります。

ただ、一点、先ほど私が答弁されたこと言われていましたけども、個人情報の関係が非常にやっぱり難しく、今、税務課で納税通知を固定資産出すときに、空き家の関係の情報の要するに情報提供を含めた形でお知らせをして、それで何とかしたいという思いもあるんですけど。

実は、うちの近くでも先日、高齢者の方が亡くなられて、独り暮らしだったんで、家もすごいいいんですけど。その情報を何とか空き家にやりたいと個人的に思うんですが、私でもその個人情報がなかなか取得できないんで、その後続というか、相続された方の意向をなかなか聞けないというような状況があるんで、その辺含めて結構クリアしなきゃいけない問題もありますので、地域おこし協力隊できたら、そういった割と積極的な方が応募していただけたら、そのような形で体制づくりをしてやってみたいなという思いは今しております。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（1番 落合 祥二議員） 今の空き家の関係の個人情報については、先ほど言いましたけど、どっちが国土交通省で総務省だったか分からんようになってきたんですけど、ホームページですね、国土交通省ですね、住宅局の、そういったホームページに詳しく載っています。だから、町長も副町長も忙しくて、そんな担当者がやるようなことをとつてもじゃない、目が通らないというのも分かっているんですけど、私が見る限りは、そこにヒントがありますので、ぜひ見てもらってですね、解決。要は私がもしそうだったら、いいです、出してくださいよと。亡くなったら、その遺族ですよ、相続者がそうしてくださいよと言えば出せるんですね。その相続者をどうやって突き止めるかというのも、税との関係とかいろいろあると思いますが、それもはっきりそうだとは言えませんが、私もそこまでチェックしてないんですけど、この空家法の改正に基づいて、ある程度できるようになっているんじゃないかなと。でないと解決できないですよ、この問題は。そういうふうに思いますので、ぜひその辺もちょっと調べていただいて、対応できるようやったらしていただけたらというふうに思います。

いろいろ今回はそういう形で提案、空き家については提案いただきましたし、今の集落支援員も提案させていただきました。それは一つの方法と、空き家については法改正も伴うものですが、集落支援員については一つの方法なんで、ほかの方法で今の空き家の調査もするし、今の地域のお

助け隊じゃないけど、そういったのはこういう形でやるんよというのは、いろんな方法があると思うんですね。それはまた考えていただいて、行政を進めていただいたらというふうに思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（南 一成議員） 以上で、落合祥二議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（南 一成議員） 次に、守田達也議員。

○議員（4番 守田 達也議員） 守田でございます。今回は初めてですので、1問だけ質問させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。答弁は町長のほうでお願いいたします。

質問事項は、自治会の問題についてです。

自治会の基本的な考え方は、地域に住む一人一人が自分たちの地域のことを考え、お互いに協力し合い、住みよい地域社会を形成するため、住民相互の親睦や共同作業、相互扶助などを図ることを目的に、自主的に組織された任意の団体とあります。

町内の自治会数は、現在73の自治会があると聞いています。これまでの自治会は、親睦会やいろんな行事を通じて人を知る機会が多くあり、仲間意識や絆、連帯感が自然に培われていたと思います。

しかし、現在では、少子高齢化やライフワークの多様化で人との関わりが希薄化し、人との触れ合い、コミュニケーションの場が少なくなっていると感じております。この問題は、どこの自治会でも同じではないでしょうか。

その要因はいろいろありますが、現在、共稼ぎの世帯が多いとか、煩わしいとか、日常生活には困らない、無関心、役員のなり手がいないなどが挙げられ、しかも、自治会へ入らない世帯も増えているのが現状です。

これらのことは、自治会を運営する上で大きな問題となっております。今後、高齢化がさらに進み、自治会自体の活動が難しくなってくるのではないのでしょうか。このことは、高齢者への声かけや見守り、万が一のときの助け合い、さらには生き生きとした活力のある地域、まちづくりを進めていく上で大きな課題だと考えております。もちろん、今でも献身的にお世話をされている方はたくさんいらっしゃいます。

そこで、質問1としまして、町としてこの自治会の現状をどう捉えておられるかお聞きします。

質問の2として、役場の職員、退職された方も含んでおりますが、地域への貢献も私はある意味仕事だと考えております。各地域にどれだけの方がおられるかは分かりませんが、一住民として積極的に自治会活動へ関心を持って、行事への参加や役員として活動していただけるよう働きかけは

できないでしょうか。もちろん強制することはできませんけども。

次に、3問目として、人材の確保・育成についてです。

自治会においても、あらゆる場面をお願いをしていますが、限界があります。町として、地域での支援リーダー的な人材育成プランはあるのでしょうか、お聞きします。

質問の4として、補助金、交付金制度についてです。

自治会に対して、支援金や事業費補助制度があります。その中で集会所施設の整備補助、周辺設備費の項目、これは30万円となっておりますが、例えばテレビとかプロジェクター等の購入費にも使えるのでしょうか、お聞きします。

そして、集会所の新築、補修改造金額ですが、新設については限度額が300万円、補修については140万円となっております。この金額は、到底今の現在では建て替え等、補修工事は不可能と考えられます。現在、集会所が狭いところとか老朽化しているところが多く見られます。活動の拠点となる集会所は、これからも非常に重要な場所となります。補助金制度について、見直しのお考えはないのかお聞きいたします。

以上、よろしくお願いいいたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） よろしくお願いい申し上げます。それでは、お答えいたします。

お尋ねの1点目でございますが、自治会の現状をどう捉えているかについてでございます。

地域では様々な考え方や意見の違いはありますが、誰もが安心して暮らしていくためには、地域で暮らす人同士のつながりが大切であることは、私たちに共通している思いだというふうに思います。

現在、田布施町には73の自治会がございます。昔は、町の主導で区域を決め、町長が区長を任命するという形で行っていましたが、今の自治会制度は、町の関与は全くなく、地域に住むお一人お一人が自分たちの地域のことを考え、お互いに協力し合い、住みよい地域社会を形成するため、住民相互の親睦や共同作業、相互扶助などを図ることを目的に自ら規約を定め、あくまで自主的に組織されている任意の団体でございます。

御質問のように、少子高齢化に伴います地域社会の弱体化が大きな問題となっている昨今、自助・共助・公助によるまちづくりの重要性が増してきているとも言えます。その中で自治会は、住民同士の親睦、生活環境の維持等の活動のほかに、高齢者の見守りや子どもの安全対策等にも取り組まれ、住みよいまちづくりを進める中心的な役割を担っていただいております。

近年、社会経済情勢の変化に伴い、地域社会に対する住民の関わりがともすると希薄化し、日常

生活における人と人との触れ合いの場が少なくなるなど、地域社会を取り巻く環境も著しく変化してきております。

こうした状況の中で、東日本大震災や熊本地震、昨年発生いたしました能登半島地震などでは、地域における防災活動の重要性、自治会等の自主防災組織による共助の重要性について、多くの国民があらためて認識をされているというふうに認識をしております。

また、最近では、地震災害だけではなく、猛烈な雨を降らす豪雨災害や強烈な台風など風水害による被害も年々増加してきており、地域の防災力の強化・充実の必要性が高まってきております。災害発生時はもとより、長期化する避難所生活などにおいて、自治会をはじめとするコミュニティ組織の活躍が多く報道されております。

また、自治会が他のスポーツや趣味の会などの団体と異なりますのは、災害時をはじめ日常生活の中で様々な問題である、環境、福祉、安全安心、防災などを住民相互が協力・連携し、自分たちの地域をよくしていこうという意思を持っておられる点でございます。

高齢化が進み、独り暮らしのお年寄りが増える中で、声かけなどによる地域の助け合いが必要となります。これは、将来誰もが抱える問題と思っております。また、共働き家庭も増える中で、子どもたちのことや防災など、万が一のとき真っ先に助けてくれるのは近所の人たちです。家族の誰かが病気になったとき、家族に不幸があったとき、台風や地震などで被害を受けたときなど、いざというときに近所の人たちと助け合うのは非常に心強いことだと思います。自治会は、こうした地域の人々同士助け合って暮らしていくという精神を地域の人々の中で盛り上げ、住みよい地域を築いていく大切な役割を担っていると考えております。

一方、先ほど申し上げましたように、少子高齢化の進行やライフスタイルの多様化など社会情勢の変化により、多くの分野で個人の努力や行政の取組だけでは対応が難しい場面が増加し、地域や事業者など様々な担い手による協働のまちづくりが必要となっております。

地域の基礎的な組織である自治会におきましても、若い世代の未加入問題や役員の担い手不足・確保、また、行事への参加や清掃活動、自治会費の負担など、多くの課題・問題を抱えておられることは、地域連合自治会との意見交換などでよく伺っており、十分認識をいたしております。

次に、2点目でございますが、地域貢献のため、役場の職員が地域の行事への参加や役員として活動できないかについてでございます。

職員が地域の行事やイベントに参加することは、地域とのつながりが強化されるだけでなく、地域住民とのコミュニケーションを図り、地域のニーズや問題点を理解することで、行政の信頼性も向上するというふうに有益なことだと思っております。

しかし、職員の公務としてではなく、あくまで地域住民としての自主的な活動やボランティアとして参加することになります。そのため職員の業務時間やプライベートな時間とのバランスを考慮しながら参加することが求められるというふうに思っております。

本町では、地域づくりの一環として、町職員の希望に応じ、地域ボランティアの登録を行い、多くの職員が地域の清掃活動やイベント運営・準備をサポートする活動を行ってきております。この職員の活動は、地域の皆様からも多くの感謝の言葉をいただいております。私としても大変うれしく思っております。

また、自治会の役員としての活動については、各自治会の規約によって定められていると思いますが、職員が一住民として自治会長等を引き受けることは、報酬等が伴う場合は、職員が町に申請すれば自治会長として任を受けることも可能でございます。

続いて、3点目でございますが、町の地域支援リーダー等人材育成プランはあるのかについてでございます。

現在、本町では、そうした育成プランは策定しておりませんが、山口県では、山口県新たな時代の人づくり推進方針が令和3年3月に策定されており、様々な関係者が目指すべき人づくりの方向性や課題認識を共有し、学校や行政、地域、企業、団体等の連携の下、効果的な計画に取り組むこととされております。

最後に4点目でございますが、集会所の整備補助金についてでございます。

町では、平成13年に、田布施町コミュニティ活動支援事業要綱を策定し、地域におけるコミュニティ活動の拠点施設となります集会所の新築、補修または改造、そして周辺整備に対して自治会に補助いたしております。

御質問の家電製品など備品購入は補助対象としておりませんが、集会所に備え付けることとなりますエアコン等は対象といたしております。

また、現在の新築や補修・改造の補助金額では、到底工事はできないとの御指摘でございますが、あくまで集会所は自治会等が管理運営しておられる施設、財産でございます。補助基準や補助率、補助限度額について、現在改正する予定は持っておりませんが、御指摘のように、当然物価高騰もございますので、また今後、自治会連絡協議会等いろんな御意見をお聞きして、また検討はいたしてまいります。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 守田議員。

○議員（4番 守田 達也議員） 自治会の現状については、町長も同じく同様な認識を持っておら

れるというふうに思いました。

それで、役場の職員さんの地域への貢献という質問ですが、先ほども回答がありましたけども、いろんな地域で、多くの方が活動を支援されているというのをお聞きして、大変すばらしいなというふうに感じました。中身を聞いてみますと、公民館行事が多いのかなというふうに思ったんですけども、各自治会でのそういった活動というのもやられておられるんですかね。お願いします。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） 職員ボランティアなんですけど、まちづくりの一環として、昨年から登録制にして始めたところでございます。今、議員が言われるように、主に公民館祭りとか、そういう運営とかのサポートに入っているというところが多いわけなんですけど、それ以外にも、それぞれの行事で、草刈りをやったりとか、そういう活動もしているところでございます。

ただ、1つの自治会に対して、職員ボランティアが入っていくということは、今のところ実績としてはございません。

○議長（南 一成議員） 守田議員。

○議員（4番 守田 達也議員） 分かりました。職員さんいろんな豊富な知識とか経験、技術をお持ちの方がたくさんいらっしゃると思いますので、ぜひ自治会内でもいろんな形で活躍していただけたらというふうに思います。

それから、退職者についてです。やはり退職後に改めてお願いするという事は難しいかとは思いますが、しかし、現役時代にそういった意識づけをするのは、退職後には役に立つのではないかと。いろんな町内で研修会とか、いろんな機会を通じて、そういった働きかけをしていただけたらと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） 今、議員おっしゃるように、退職した職員というのは、町に属する公務員でございませぬので、町から退職した職員に働きかけるということは難しいとは考えています。

ただ、現役時代にしっかりそういう意識づけということであれば、私たちもそういう行政のプロでございませぬので、そういうところは皆理解した上で地域活動、一住民として取り組まれているというふうに思いますし、取り組んでいくことになると思います。

以上です。

○議長（南 一成議員） 守田議員。

○議員（4番 守田 達也議員） ありがとうございます。

次に、質問3の人材の育成についてですけども、特にそういったプランは今考えていないという

返答でしたかね。ということで、これは恐らく自治会に対する人材の育成プランはないということではないかなというふうに感じております。

実は私、議員になって渡された資料の中に、先ほど午前中の質疑の中でも出てきたんですが、第2期田布施町まち・ひと・しごと創生総合戦略という冊子がありました、これですね。これは私初めて議員になって見たんですけども、その中に、これはあらゆる分野での地方創生に向けた戦略というふうになっておまして、その中で、基本目標4の持続可能で元気な地域社会の形成という項目がありまして、地域のリーダーとなる人材の発掘・支援の取組を行うというふうに書いてあります。このことが、私は、どういうんですかね、自治会の地域の皆様を含めた人材育成プランというふうに捉えてもよろしいんでしょうかね。お願いします。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） この田布施町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標の4のことだと思います。地域リーダーについては、10名の方を数値目標として、田布施町5年間の計画で取り組んでいるところでございます。この成果というのは、直近だと令和5年が検証結果になるんですけど、この検証結果では、リーダーとなる人材の発掘、また支援というのはB評価というのが今あって、1名が実績として上がってきております。

この地域のリーダーは、今の自治会とは少しちょっと異なるんかも分からないんですけど、令和5年4月に新たに農業分野で就任いたしました地域おこし協力隊、この方を1名計上しているという状況でございます。

先ほど落合議員の質問でもございましたけど、令和6年から麻里府地域にも集落支援員1名配置しておりますので、令和6年の実績でいえば、地域リーダーとしては2名ということの実績になるかというふうに思っています。

○議長（南 一成議員） 守田議員。

○議員（4番 守田 達也議員） 分かりました。この取組が令和3年から令和7年ということで、あと1年間ということになります。目標、先ほども言われましたように10人となっておりますので、ぜひ頑張ってください、たくさんの方を確保していただけたらというふうに思っております。

その中で、先ほど農業のほうは1名というふうにお聞きしたんですが、あとのもう一人の方というのは、どういったことをされているかお願いしたいんですが。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） 今の先ほどの1名というのは、令和5年の実績評価でございます。もう1名というのは、令和6年、先ほど来出ていますが、麻里府地域における集落支援員さんを令

和6年4月に、これは公民館長が兼務で当たっていらっしゃるんですけど、その方が、多分地域リーダーの一人としてカウントされてくるものというふうには理解しております。

○議長（南 一成議員） 守田議員。

○議員（4番 守田 達也議員） 先ほども私、自治会のほうの地域の人材育成ということで質問させてもらったんですが、私が考えているものちょっと若干違う部分といいますかね、今求められている10人の支援員というんですかね、人員を発掘して支援をするという意味で、ぜひ地域の方といいますか、住民の方も含めた、そして役場の職員さんも含めた、そういった取組も取り入れていただけたらというふうに思っております。

今話を出しました総合戦略なんですが、私は資料をもらったから分かったんですけども、こんなもんがあるかということでホームページも開いてみたんですけど、なかなかこれにたどり着くのが難しくて、恐らくほとんどの方は知らないんじゃないかなと、私としては思ったんですけど。自分が開いてみてできなかったもんで。ぜひ、すぐこういったことが皆さんにも見れるような、そういった工夫していただけたらなというふうに思っております。

それから最後ですね、補助金とか交付金の問題ですが、周辺整備では家電製品は含まれていないというお話でした。集会所でいろんな行事とかをする場合に、やはりDVDだとか、テレビなんか結構使うことが多いんです。その都度、社協のほうに行ったりとか、経済課ですかね、貸出しがあるんですけども、そこに都度行っては借りるというのも手続も必要になりますし、できればそういった、日頃、集会所の中でいつでも使えるような形にできればなというふうに思っておりますので、ぜひこの範囲を広げていただいて、そういったものを買えるようなことも考えていただけたらなと思います。

それから、集会所の新築とか改築費の問題、先ほどもお話がありましたけども、とにかく古く狭くという感じでございます。自治会によっては、当然自治会の持ち物ということでございますので、資金を調達するといいますか、積立てをするというのも、なかなか今、現在難しい状況とはなっております。

ということで、今後のことを考えて、例えば何かあったときの避難所とか、そういった防災設備も含めたような、そういった建物ができたらいいなというふうに考えております。これは今から緊急性とか、そういったものを考慮しながら、また相談をさせていただきたいなというふうに思っております。

最後になりますね。いずれにしても、住みよいまち、活力あるまちにするためには、その基盤となる自治会の役割はますます重要になってくると考えております。

これは余談になりますけども、以前、自治会長との町の話合いの中で、ある町長さんは、自治会のことは自治会で考えろと、そういったことを言われた、東町長じゃございませんよ。以前、どなたか分かりませんが、そういったことを言われたということで非常に怒っておられる方がおられました。

これからは、先ほども町長さんが言われましたように、地域でのその盛り上がりといいますかね、そういうものを今からつくっていくためには、自治会はもちろんいろんな努力が必要でしょうけども、町としても育成を含む支援の強化や充実、取り組んでいただきますようよろしくお願いいたします。私の質問を終わります。

○議長（南 一成議員） ここで暫時休憩いたします。再開を14時30分から再開しますので、よろしくお願いいたします。

午後2時16分休憩

.....

午後2時30分再開

○議長（南 一成議員） 休憩をほどきます。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、松田規久夫議員。

○議員（10番 松田規久夫議員） 今回は、安心・安全で、住みよい、良い町に関する質問をしたい。この思いで、一問一答で、いずれも町長に質問いたします。よろしくお願いいたします。

それでは最初の……。

○議長（南 一成議員） 私語は慎んでください。傍聴席の方。

○議員（10番 松田規久夫議員） それでは、第1問。田布施町の飲料水は安全かと題しまして、よろしくお願いいたします。

P F A Sは発がん物質であり、体内に入ると長期間蓄積される。飲料水がP F A Sに汚染されると、健康被害が想定される。住民の中には、田布施の水は大丈夫かと心配されている人もおられるだろう。そこで、質問いたします。

1、田布施・平生水道企業団、町民福祉課で、P F A Sの検査は実施されているか。2系統ある田布施川、弥栄ダム。また大平地区の簡易水道は。

2、柳井広域となる4月以降、P F A S検査実施の計画は。田布施町管理の大平簡易水道の場合は。

3、住民の生活用水である井戸については。

4、埼玉県八潮市で、下水道の経年劣化による重大事故が発生した。今、目に見えない地中設備の耐用年数の経過が話題となっている。町の水道設備で耐用年数を経過した割合は。また、鉛管設備はどの程度残っているのか。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それではお答えをいたします。まず1点目の、田布施川及び弥栄ダム水系、並びに大平地区簡易水道におけます有機フッ素化合物、いわゆるPFAS検査の実施状況でございますが、田布施川の水については、田布施・平生水道企業団の水質検査について、令和6年度から調査しております。問題はございませんでした。弥栄ダムについても、柳井地域広域水道企業団の水安全計画に基づいて、これは令和2年度から検査が行われておりまして、これまで問題はありませんでした。

次に、大平地区簡易水道についてでございますが、こちらは水道法の適用外施設に分類されるため、田布施町飲用井戸等衛生対策要領に基づき、水道法に準じた国の定める検査項目による検査を行ってまいりました。PFAS検査が国の検査項目に含まれていなかったこともございまして、現時点で実施はいたしておりません。しかし、国が令和8年4月から水道法の水質基準項目に加える見通しであることから、今後できるだけ早い時期に検査をしてみたいと思います。

次に、2点目の、令和7年4月の柳井広域水道企業団との統合後のPFAS検査の対応についてでございますが、柳井地域広域水道企業団では、統合後も引き続き検査を実施するとされておりまして、また大平地区についても、先ほど申し上げましたようにPFAS検査を実施してまいります。

次に、3点目の生活用水である井戸水についてでございます。井戸水については、田布施町飲用井戸等衛生対策要領の規定により、設置者による管理をお願いいたしております。なお、御希望があれば国の定める水質検査項目の基準値を満たしているかについて、検査を民間の水質検査機関等で受けられるようになっておりますので、御案内をいたしている状況でございます。

最後に4点目の、耐用年数及び鉛管に係る御質問についてでございますが、導水管につきましては61.12%、送水管については4.15%、排水管については12.34%が、法定適用年数である40年を超過している状況でございます。今年度、田布施・平生水道企業団におきまして、管路更新計画を策定しておりますので、今後は優先順位を踏まえ、柳井地域広域水道企業団において、計画的に対応してまいります。なお、田布施・平生水道企業団の管路につきましては、全ての鉛管の敷設替えが終了していることを確認いたしております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（10番 松田規久夫議員） 田布施・平生水道企業団、4月からの柳井広域になっても、PFASも含めて水道の検査をするということですから、住民は安心できると思います。問題は井戸水についてなんですが、希望があれば、国の定める水質検査項目の基準について検査するということなんですが、1件当たり水質検査っていうのは、どの程度の金額が必要なんでしょうか。

○議長（南 一成議員） 長合町民福祉課長。

○町民福祉課長（長合 保典君） お答えします。PFASの検査につきましては、PFAS、一般の水質検査もそうですけど、民間業者をお願いすることとなります。取水条件も業者ごとに異なりますので、一概には言えないんですけど、大体5万円から6万円ぐらいと聞いております。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（10番 松田規久夫議員） 田布施町民で不安を持っておられる方は、5万円ないし6万円程度の負担をすれば、安心を得ることができると。そういうことですね。それともう一つ、井戸水については、今言われたことでいいんですが、町内全域で、田布施川水系と弥栄ダム水系の水道水についてはいいと思うんですが、井戸水の中で不安を持っている方は検査されるでしょうが、田布施町全域の中でもいろいろあるんですよ。

私は東地区の住人ですから、例えば大波野地区であれば飛び地の小行司、あるいは大波野でもダムに近い上段地区、それとずっと下へ下った八和田地区ぐらいの、大字の中で、住民の希望者はおられなくても、安心・安全を確保するためには、大字で3か所程度ですね。私は大字の波野地区に住んでいますから、波野で言えば、北のほうの木地地区、あるいは長合または上ゲ地区、それと、一方通行の波野地域の標高の低い辺りの3か所ぐらいというふうな感じで、下田布施についても同じように、上田布施に近い地区、または宿井地区に近い下田布施、それともう少し田布施川流域の下ったところ、もしくは一番東側にあたるその天神地区ぐらいの3か所、大字地区でも3か所ぐらい。

それで、田布施町全体で言えば、城南地区で言えば宿井、西山、上田布施でもいろいろ、麻郷もいろいろ、麻里府地区っていうふうに、結構、安心・安全を確保しようと思えば、かなりの地点で水質を検査しとけば、井戸水の検査を住民が希望されなくても、田布施町全域の住民は安心を得ることができるんですよ。各大字地区で3か所がいいのかどうかっていうあたりの検討もですが、町内でかなりの地区の水質検査を住民の希望でなく町のほうで、令和7年度は今予算化されているんで、急には難しいかも分かりますが、ぜひとも令和8年度にはこのような、かなりの複数箇所の水質検査っていうのをお願いしたいと思うんですが、このあたりはどうでしょうか。

○議長（南 一成議員） 長合町民福祉課長。

○町民福祉課長（長合 保典君） 先日の3月5日の県議会のほうでも、類似した質問がございました。そのときの県の回答が、現在、国が策定中の調査地点の選定要領に基づいて、効果的な調査ができる方法で行うと。その際に、国、市町と連携して行うというふうに答弁されております。これが、令和7年を目途にということだったんで、町としましても、この県の動きと連携しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（10番 松田規久夫議員） 令和8年と言いましたが、令和7年にそういうふうな計画があるということでしたら、ぜひとも田布施町も実施してもらって、住民の安心・安全の確保につなげてもらいたいと思います。

それでは、2問目の、主要交差点を歩車分離方式にという質問に移らせていただきます。ちょっと長くなりますが、傍聴者の方も頭の中に、私が今からしゃべることを、地図を描いてもらったらいいと思いますが、よろしくお願いします。田布施川の北側、郵便局の通りと郷土館の通りで囲まれた旧市街地の道路は、祇園交差点と丸久の交差点を境にして、四角形を2個重ねた八の字型となっている。中央には一方通行の旧道があり、竹串を刺したように見える。

町役場と図書館で囲まれたエリアも同様に四角形の道路であり、大きく俯瞰すれば、新川エリアに接する道路を含めれば、変形八の字型と言えるのではないのでしょうか。こちらも田布施川の道路が中央を貫いている。東西南北約1キロの、田布施の四角形のエリアを幹線道路で4分割している。このように、幹線道路が四角形の合体構造であり、四角形の角からは、全て別方向に道路が伸びている。幹線道路なので、全ての交差点は大きい。自動車にとって、大変便利な道路構造と言える。既に住民は、歩車分離式信号方式に慣れていて、最近では歩行者信号が緑になって、交差点に進入する自動車を見かけない。一方通行を逆走する自動車は、まれに見ることがある。

他の自治体に先駆けて、歩車分離方式信号を田布施町は推進しようではないか。熊毛南高校がなくなる前に、天神交差点から始め、その次に最新型モデル交差点として町役場前を。この場所は支援学校生徒の駅からの通学路となっているから。その次の候補は丸久交差点で、八の字が完成する。そして南側の八の字エリアと順次変更・拡大しよう。

自治体の施策は、他の自治体に先駆け、先頭を走ってこそ効果が発揮される。私の知っている限り、町の中心部全域に歩車分離方式の信号機が設置されている自治体は、聞いたことがない。田布施をアピールする情報を発信し、移住者を呼び込む起爆剤にしたい。ふるさと納税までつなげられれば、大成功と言える。町長の思いはどうだろうか。それでは事前通告の、天神交差点は広く、大

きな見通しのよい交差点だ。歩道、車道とも見通しのよい交差点なので、本来は交通弱者にとってより安全な交差点と言えるはずだ。

しかし、別の見方をすれば、運転者にとって見通しがよく、広いため、スピードがほかの交差点と比べて出せる交差点と言える。大晃前の道路は拡幅工事が完了し、歩道を歩いていれば安全だ。走行する自動車は、拡幅整備前より制限速度内にしてもスピードを出している。道路が整備されたことによって、横断歩道でない場所を横断すれば、逆に以前より危険が増した。その証拠に、道路拡幅整備工事後に横断中の死亡事故が発生した。拡幅工事前の道路であれば、僅かなスピードの差で、人身事故にならなかった可能性もある。

交差点で運転者の事故防止には、スピードラン、前後左右の周辺確認がある。信号機の右折矢印も、直進車とクロスを避ける事故防止策だ。同様に、交通弱者である歩行者と自動車の右折・左折のクロスを避ければ、交通事故防止になる。人の命は地球より重いと述べられた総理がおられた。人身事故撲滅に向け、安心・安全な町、田布施町を実践するために、歩車分離方式交差点を望む。町長はどのように思われるか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それではお答えいたします。御質問は、主要交差点の歩車分離方式についてでございます。交差点で歩行者と車の青色のタイミングを分ける歩車分離方式信号機については、警視庁が平成14年に歩車分離信号に関わる整備指針を策定しておられますが、令和7年1月、23年ぶりに通学路付近を含め、児童ら歩行者等の命を守るため、この指針が改定されました。

改定指針では、導入すべき交差点の条件として、これまで歩車分離であれば防止できたと考えられる事故が、過去2年間で2件以上の発生だったものが、事故が過去5年間で2件以上、または死亡事故が発生とされ、また、児童ら交通安全を確保する必要性がある交差点では、要望がなくても導入を検討できるように、条件は大幅に緩和されております。ちなみに、令和6年3月末の全国の整備率は4.98%、山口県内では96か所に整備されており、うち田布施町内には、松田議員の御要望と御協力により、砂田交差点、波野交差点、岸田交差点、祇園交差点の現在4か所に設置されております。

御提案の主要交差点への設置についてでございますが、私も交通安全対策上、交通弱者と言われる高齢者や子ども、障害者の方、妊婦、視覚障害の方々などにとって、交差点における安全を確保するためには特別な配慮が必要で、歩車分離方式は非常に有効であると思っております。その歩車分離のメリットとして考えられますのは、交差点でのタイミングの分離による衝突リスクの低減、安心して渡れるという心理的安心感の提供、さらには渡りやすさの向上や交通ルールの順守促進な

どが挙げられると思います。

御提案のありました天神交差点につきましては、柳井警察署と設置について協議をいたしました。が、交通量と歩行者流量、交通事故の発生状況、また隣接する本町交差点との距離的な関連性などから、歩車分離方式の信号機の設置については、今のところ難しいのではないかと回答でしたが、また折りを見て、引き続き強く要望してまいります。

その他、町内の主要交差点で言いますと、役場前の中央南交差点における歩車分離方式信号機の設置について、令和5年3月1日付で、田布施中学校長及び田布施総合支援学校校長から、通学路における交通安全施設の設置に関する要望書が提出され、同年6月27日付で、柳井警察署長宛に町から中央南交差点における歩車分離方式の要望書を提出し、上申し上げております。本町では、安全で安心な社会を実現するため、第6次田布施町総合計画に交通安全対策の強化を位置づけており、交通安全運動の推進と交通安全施設の整備を掲げております。

また、交通安全対策基本法に基づき、令和3年度から7年度までの5年間でございますが、第1次田布施町交通安全計画を策定しております。この計画期間中の交通事故発生件数ですが、人身事故発生件数は69件、負傷者数は91件、また、令和4年と6年において、お2人の尊い命が失われております。この田布施町交通安全計画に掲げてある目標数値の交通死亡事故件数や人身事故発生件数については、残念ながら達成はできておりません。

私は、議員が言われるように、人命尊重の考え方に立つことはもちろん、交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失を勘案し、究極的には交通事故のない社会を目指すべきと考えております。ありがとうございました。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（10番 松田規久夫議員） 私の提案の一つには、田布施町の財政は決して豊かではありません。ですから、補助金を出して移住者を呼び込むという、こういう金銭的サポートの競争をしても、豊かな自治体には勝てないわけです。この信号方式の変更については、町の、田布施のお金を使わなくても可能なので、ぜひとも天神交差点から働きかけて、役場をやって、丸久をやって、八の字の歩車分離方式の信号に変えることを、田布施町に挑戦してもらいたいです。

お尋ねしたいのは、私も信号方式を変えれば、交通弱者にとって事故の危険性は減るという認識なんです。町役場のほうの認識はどうでしょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 事故が起こる率というのは、一本道ではなかなか脇見運転以外で起こりませんので、やはり交差点が確率的には高くなると思います。当然そのためには、歩車分離というの

は決定的な対策だろうと思いますので、議員おっしゃいますように、いつもからお世話になっておりますけど、また警察署とも協議をしてみたいと思いますが。先日、私は城南公民館の前の信号機を青で渡りよったのですが、私の1メートル前は、車が赤なんですけど、すごいスピードで通りましたので、あまり信用したらいけないと思いますので。信号が全部赤になっておっても、来るものは来るんだなと私も思いましたので、2秒くらい違っていたら、死んでいたかも分かりませんが。交通事故は、たればじゃありませんけど、そういう世界のものでございますので、施設整備も当然やっていかなければいけませんけども、やはり運転マナーですか、その辺も呼びかけていかんと、なかなかゼロにはならないのではないかと思います。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（10番 松田規久夫議員） 町長、良かったですね。もうちょっとで本当に命まで。人の命は、先ほど言いましたが、地球よりも重いということですから、町長の命は宇宙よりも重いというふうな、こういうことかも分かりません。

冗談はさておき、交通弱者にとって間違いなくクロスする場面が減れば、事故防止につながりますので、安心・安全のために、ぜひとも、この信号方式の変更を、警察署のほうへ強烈なアタックをお願いしたいという、この要望で、次の3問目に移らせてもらいます。

倍増した国の地方創生予算の申請を。3問目も町長に答弁お願いします。安心・安全なまちづくりはもちろん、地域を活性化し、消滅自治体から脱却したい。国の地方創生25年度予算は、24年度当初比で倍増の2,000億円の交付金を計上した。住民の安心・安全な住みよい、活性化したまちづくりを進めるエビデンスとして、ぜひとも山口県、国に働きかけてほしい。質問2の歩車分離方式に変更する提案は、地域が安心・安全で活性化につながり、住民にとって住みよい町は地方創生の範囲内ではないのか。

ほかにも挑戦してもらいたいことがある。以前提案した川の駅、山口県で初めての実現を望む。他の自治体に先駆け、先頭を走ることにより、効果が期待できる。ふるさと納税で多額の寄附金を得ている自治体が、その例だろう。もう一つは桜。町議会議員選挙期間中の2月1日、希望者に桜の配布があった。町を丸ごと美しい桜で植樹する。アイデア・取組もすばらしい。お世話される皆さんの努力、苦勞に大きな感謝。住民の美に対する意識づけ、個人個人の活動に伴う環境美化の推進。大きな流れとして、地球環境保全にもつながる。町を活性化する人口減少対策として、国の地方創生給付金で新たなまちづくりをしようではないか。町長、どう思われますか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それではお答えいたします。国は地方創生2.0を掲げ、将来像として地域

の可能性が最大限に引き出され、全ての人が希望と幸せを実感できる社会の実現を目指すとし、令和7年当初予算案には新たに創設されました地方創生交付金を、2,000億円計上されております。国のこの地方創生交付金は、地方公共団体の実勢と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域独自の取組を後押しするものと、多様な事業に対して交付されてきております。

しかし、この交付金の支援を受けるためには、地域再生法やまち・ひと・しごと創生法の趣旨に基づいた計画の策定が必要であり、計画では成果指標を求める必要があることから、単に施設の整備といったものは交付の対象となっておりません。例えば、川の駅の整備について国から支援を受けようとした場合、川の駅が地域住民及び訪問者に対し明確な利便性や経済的な効果が見込めるかどうか、また、持続可能な経営が可能であるかなどを具体的に計画に明示する必要があるため、地域の関係者の意見等も踏まえ、詳細な計画を策定することが求められておりますので、その場合、相当な検討期間も必要になるのではないかと考えております。また、先ほど御提案いただきました歩車分離式信号については、町の所管ではありませんので、引き続き、柳井警察署を通じて、県の公安委員会へ要望したいと思っております。

議員の御質問のとおり、田布施町まるごと公園化プロジェクトや、田布施さくら保存会の皆さんには、本町の桜の景観を守り、また桜を広めていただく活動をしていただいておりますし、ほかの分野においても、地域の活性化のために大変活躍されている方は多くいらっしゃると思っております。地方創生2.0は、地域の様々な関係者が知恵を出し合い、一体となって施策を展開することとされておりますが、私といたしましてもそうした趣旨には賛同いたしますので、ぜひそうした方々と、また引き続き議員の皆様とも話をさせていただきながら、本町としての新しい未来のまちづくりに向けて進んでいきたいと考えております。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（10番 松田規久夫議員） 昨年12月に、二刀流の話をしました。ですから、桜から質問をしていきますが、私は3月7日の金曜日に上関に河津桜を見に行きました。今年は例年よりまるきり遅くて、まだ3分咲ぐらいでした。今日ぐらいほぼ見頃じゃないかなという、そういう思いです。二刀流っていうのを、田布施川はソメイヨシノが主流ですが、その河津桜を植えれば、上関まで30分かけて細い道を行って、駐車場がないところに行かんでも、道の駅じゃのおても交流館があるし、田布施に植わっちゃうと、20本がいいのか30本がいいのか、その辺の数は別にして、田布施にも河津桜があれば、何パーセントかの人は田布施の桜を見て、交流館で買物をして、きれいな桜を見たっていうことで帰ってもらえる。

できれば、その河津桜とソメイヨシノの間に、どういう品種があるか分かりませんが、何らかのその中間に咲くような桜も植えれば、いつ行っても、2月の終わりから4月の初めぐらいは、田布施に行けば、二刀流じゃなくて、シーズンはずっと桜が見られると。二刀流は河津桜とソメイヨシノ。それと、これは春ですが、役場のここの西の公園にイチョウなりモミジなり、色づくものを植えりゃあ、春と秋の二刀流になるんじゃないかという、12月に確か提案した記憶があります。地域の活性化につながるのであれば、大きなお金をかけなくても、できれば田布施の自主財源の持ち出しがないような格好で、国・県の何らかのお金を引き出すような。

私は、財政力に乏しい田布施町の職員は、ぜひともいろんなことにチャレンジして、特に職員は勉強して、交渉相手の県とか、直接国に電話することは少ないかも分からないですが、そういう交渉相手を説得できる技量とか知識を身につけてもらいたいと。国とか県と情報を共有して、その田布施町で事業するのに、そういうお金を使ってもらいたいと。町の幹部の皆さん方をお願いしたいのは、職員が自主的に勉強して自らレベルアップするような、そういう体制づくりと言いますか、組織づくりと言いますか、財政力の乏しい田布施にとっては、そういう職員がぜひとも必要と思いますので、幹部のここにおられる皆さん方には、そういう組織を作ることに配慮してもらいたいと。

町長はじめとして、そういう組織を作る苦労があるでしょうが、そういう組織作りを作ることに挑戦していただけないでしょうか。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） おっしゃられることは大変よく分かります。今までもいろんな場面で、職員には補助を含めていろんな制度を、すごく早く国の制度、県の制度は変わっていきますので、情報収集を含めて、できるだけ知恵を使って補助を取り込んで事業をやっているということで、ハッパをかけておりますので、言われるように、おっしゃるとおり、いろんな形でこれからまた実現できたらいいというふうには思っております。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（10番 松田規久夫議員） いい思いの回答が来ましたので、早いですが、まだまだいっぱい言いたいことがあるんですが、このあたりで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（南 一成議員） 以上で、松田規久夫議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（南 一成議員） 次に、小中進議員。

○議員（8番 小中 進議員） 質問ができることに、大変光栄に思っております。私もこの議場で、思い出しますと、ちょうど県議会に当選をしたときに、田布施町で、こういう一問一答の方式

が非常に、町長の思いとか、町の方針がよく説明できるのでいいということで、県議会の改革ということで提案を申し上げました。そういう中で、県議会の中で取り上げられたんですけども、一向に、それからいまだに一問一答は県議会のほうでは実現しておりませんが、今日初めてこちらに再び戻りまして、皆さんのお話、そして町長さんをはじめ、参与の方の皆さんのお話をお聞きしますと、非常に分かりやすく、また答弁も、将来の田布施を思う皆さんの思いが伝わる、大変いい議会になっていると思います。これからも、ぜひひとつ、こういう形で田布施町の発展のために尽くしていただきたいと思ひますし、今日は、私はそういうことで、大きく二つの問題について一般質問をさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

今日は2点でございますが、上関町の間蔵施設の問題、そして瀬戸内海の環境保全という立場から2点を、答弁者、東町長さんにお願ひいたします。一問一答形式でお願ひしたいと思ひますので、よろしくお願ひ申し上げます。

まず1点目、上関中間貯蔵施設の問題について質問をいたします。

1、上関町の間蔵施設の建設に反対する田布施町民の会、そして田布施町連合婦人会より陳情書が提出されました。ところが、田布施町議会では、3月、6月、9月、12月と、昨年、継続審査となりました。審査未了のまま任期満了となり、陳情書は事実上の廃案となりました。このような事態となった経緯を受けて、東町長として上関中間貯蔵施設建設について及び陳情書採択について、どのように受け止められているのか、まず質問をいたします。

2番目、日本の核燃料サイクルは既に破綻をしております。青森県六ヶ所村の再処理工場は満杯になっております。全国の原発でも、使用済み核燃料のプールは、ほぼ満杯状態でございます。あと四、五年で原発停止が避けられない状況の電力会社は、中間貯蔵施設建設、そして貯蔵容量を増やすことに躍起となっております。このような状況では、中間貯蔵施設が最終処分場になるのではないかと、誰もが不安にならざるを得ない、こういう状態でございます。町長のお考えをお示し願ひしたいと思います。

3番目、田布施町町議会議員一般選挙の結果、議員定数12のうち、中間貯蔵施設反対を訴え、立候補した6名全員が当選をいたしました。田布施町民の民意を、東町長はどのように受け止められているのか、率直な思いをお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えをさせていただきます。また、小中議員にはよろしくお願ひ申し上げます。お久しぶりでございます。よろしくお願ひします。お答えをさせていただきます。

まず1点目で、上関町の間蔵施設建設についてどのように捉えているか、との御質問でございますが、上関町の間蔵施設につきましては、これまで多くの議員の方から御質問を頂き、次のようにお答えをさせていただいております。新しい議員さんもいらっしゃいますので、改めて触れさせていただきますと、本町は温暖な気候と瀬戸内海に面した豊かな自然という住みやすい環境に恵まれており、そうした中で、これまで将来世代の視点にも立ち、安心して結婚・出産・子育てできる環境づくりにも積極的に取り組んでまいりました。

これからも継続して、そうした取組を進めていく中に、仮に間蔵施設が上関町に建設されることになれば、本町のそうした将来にわたってのまちづくりや移住・定住に向けた努力にも大きな影を与える、影響を与えるものだと思いますし、本町を含め、周辺地域のイメージ低下は、少なからず避けて通れないものとお答えいたしております。

次に、議会での陳情書の取扱いについて、どのように捉えているかでございますが、私は議会でも真剣に論議をされてきたと考えております。審議の在り方につきましては、私がお答えする立場にございませんので、差し控えさせていただきますが、私としては大変重く受け止めているということを、この議会の場でも申し上げさせていただいております。

次に、2点目の核燃料サイクルと間蔵施設が最終処分場になるのではといった御質問でございますが、上関町に建設が予定されております間蔵施設については、議員が御指摘のように、疑念や懸念、そして不安をお持ちの方が多いと感じております。その要因の一つは、国の核燃料サイクルの先行きが不透明であるということに尽きると思います。私といたしましては、そういった不安等に対して、しっかりと国や関係者の方で責任を持って説明をされるべきだと思いますし、それがスタートになるべきと考えております。

最後に3点目でございますが、町議会議員の一般選挙の結果をどのように受け止めるかということでございますが、選挙には様々な論点や施策や課題があると思いますが、今回の間蔵施設につきましても、大きな関心が寄せられたことは確かであろうと考えております。この件は、当初から1市3町できっちり連携して対応するということを確認し、対応も現在検討しておりますので、今回の選挙結果及び今年3月定例会の中で、御論議される内容を含めて、1市3町の協議の場でお伝えするとともに、今後の対応に生かしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 小中議員。

○議員（8番 小中 進議員） ありがとうございます。まず1点目の件でございますが、町長も私どもと同じ思いの中で、この田布施町の中で安心して、そして町民が皆暮らせるように、結婚

し、出産し、子育てができる環境、そういう問題を第一に考えておられるということは、上関に原発や中間貯蔵施設、そういう危険なものがないほうがいい、そういう思いの中にこういう答弁が出てきているというふうに、私は理解をいたしておりますが、それでよろしいでしょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） この問題につきましては、議会でもお話申し上げますが、最初から非常に突発的と申しましょくか、突然降って湧いたような話で、私ども全く聞いておりませんでした。そういう中で、私も率直な考え方をずっと申し上げてきておりまして、状況が変われば、またコメントも変えたいと思いますが、全く状況は変わっておりませんので、私は懸念を持っているということをお初から、小中議員がおっしゃるように、多くの方がそういう考え方をお持ちだろうというのを私は思っております。ですから、そういう立場で発言をさせていただいております。

○議長（南 一成議員） 小中議員。

○議員（8番 小中 進議員） ありがとうございます。そういう中で、今、上関の中間貯蔵施設の問題が、どんどんボーリング調査が行われ、それが終了し、そして今からそれが結果が出るという結果待ちのような状態の中で、今、進められておりますが、先ほども御説明がございましたが、1市3町の中で、首長さんあたりが連携をしながらこの問題を協議し、どういうふうな方法でこの問題に向かっおられるのか、1市3町の思いと言いますか、皆さんの趣旨をひとつ御説明いただけますでしょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 1市3町の意味ということで、私が申し上げると僭越なこともございますが、今までの経緯をお話しさせていただきますと、先ほども申し上げましたが、唐突にこの話が出てきましたので、どう対応するべきかということをお、首長で随分話もいたしました。結果的に、周辺がちゃんとまとまって対応しないと、これが分断なりバラバラになると、国に対しても発言ができないし、力が分散しては、あっちがおる、こっちがおるといのは全然話もなりませんので、そういう方向性をちゃんと出して、1市3町で、強制するわけではありませんが、その共通認識をもって、統一した対応をとるべきだろうということで、別に法的な要件もありませんけども、1市3町の首長でしっかり連携して情報共有しましょくよということでやってまいりました。

しかし、なかなかどういふタイミングでスタートするかというのが、非常に難しい、実際的に問題もございましたし、そういう中で、最初はお上関町で多分、国なり中電さんが説明をされるのであろうと、それを見ながら、情報をお取る中で対応しようということにいたしておりましたが、それが随分されないままでずっときましたので、全く情報が出てこないということになってきましたので、

上関町のタイミングとは関係なしに、1市3町で国に対して、国の施策でもしやられるのであれば、基本的な方針なり責任なり、どういった考え方を示してもらおうということで論議をして、今、柳井市長選挙がありましたので、なかなかタイミング的に難しかったということがあるのですが、そういった課題を見つけてスタートしましょうよということでは認識を一つにいたしておりますので。

今後、できるだけ早い時期に適当な時期を見つけて、先ほど申し上げましたが、スタートとして、まずそこから丁寧に話を進めていきたいというのが、国に対しても、いろんな方に対しても、責任として果たせる形じゃないかなということで、スタートラインをそういった形で作りましょうということをやっております。

ですから、まだ答えは出てきておりませんが、そういった中で、今後の対応をしていきたいというふうに考えております。別に1市3町の考え方が田布施町の意味を拘束するというものではございません。今の段階では、1市3町でちゃんとまとまっていきましょうという話をお聞きいたしておりますので、私もそうでしょうということで回答はさせていただいております。

○議長（南 一成議員） 小中議員。

○議員（8番 小中 進議員） ありがとうございます。私も長い間、田布施町、山口県でいろいろな動きや政治的な考えを見てまいりました。そういう中で、今、東町長さんの思いを率直に受け取りまして、町民の思いをしっかり受けて、そしてこの1市3町の中で、この中間貯蔵施設の問題をどうするかということを真剣に考えて取り組んでいらっしゃるというものを、私は率直に受けました。

ひとつ私は今までの山口県政の、山口県のこの地域の政治の中で、とかく県議会議員や国会議員や国のそういう大きな力の中で、ほんの一握りの人たちのそういう思いで動いてきた政治をずっと見てまいりました。そして、今回のこの皆さんの1市3町の首長さんの皆さんが、せっかくそういう思いの中でやってらっしゃるにもかかわらず、大きな力がかかり、そしてその1市3町の意見として、それに屈するというようなことがないと私は確信をしておりますが、その辺の心意気、思いをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 大変難しい問題でございます。ここの電気も、もう原子力が入ってきております。そういった中で、どういうふうに考えるかという、いろんなことを考えるわけでございますが、基本的には、安全安心という担保がどのように取れるのかという、よう言うとサイクルがどのように回るのか、回らないのであれば、国としてどういう見解をお持ちなのかなという、はっきりお示しをしていただきたいと思います。50年という、いろんなお話もございますが、それも具体的に、私

ども直接聞いたわけでもありませんので、それがいかなるものかというのは、国の責任において説明をしていただきたい。それがスタートになってくるんじゃないかなというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 小中議員。

○議員（8番 小中 進議員） 今、町長、大変重要なことをおっしゃいました。この電気も原子力で賄っているんじゃないかと、こういうような意見でございますが。原子力のいいことを、非常にこの美化した原子力政策を、今ほとんどの若い方を中心に、私たちもほとんどの方が、今、原発の必要性のほうに傾いているような傾向がございます。しかしながら、皆さんよく考えてもらいたいんです。福島第一原発のあの事故で、どれだけの大きな被害、そしていまだに地元に戻れない被害を被っている皆さんのこと、そしてあの当時、日本の全ての原発がストップをいたしました。

しかしながら、どこも停電をしたような状況はなかったんです。そういうことも含めて、推進の立場で、今、国や、そして電力会社がいろんな説明をしておりますが、それだけではなくて、本当に原子力がこの地球上で必要なかどうか。核という放射性物質を日常茶飯事、例えば原発で、皆さんどう思っらっしゃるかもしれませんが、原発のあの高い煙突から、四六時中放射能を大気にばら撒いているということを皆さん御承知でしょうか。あの煙突から出る放射性物質は、太陽光線から降り注ぐ放射線よりも抑えているから大丈夫だと、中国電力はずっと説明してきました。しかし、この放射性物質は、地球上の全ての生き物、動物も植物も、それに対応するだけの力を持った生き物が、今の地球上で繁栄しているんです。

しかしながら、それができない、新しい原発から出る放射性物質はどういうふうになるか。今、日本でも2人に1人はがんになるという、ただそれが、因果関係が説明できないだけというような状況でもございます。皆さんが今から本当に地球上で核も核戦争も原発もない平和な、そして住みやすい安全な環境を作り出すということが、今一番必要なところではないかというふうに私は思っておりますが、町長、ぜひひとつ原発の問題、そして中間貯蔵施設の問題、核の問題が大きく関わっておりますので、その辺についての御認識を改めてお尋ねしておきたいと思っております。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 小中議員がおっしゃいました、それが基本じゃないかなという認識は持っておりますけれども、やはりいろんな問題が原発なり中間貯蔵を含めて影響がありますので、今、認識をというふうに申されましても、ひとつずつ確認をしたい。しかし、なかなかうまくいかないというのは認識しておりますので、これを、国なりどういうふうに国民が考えるのかということ、やっぱり論議をしていかない。そこから逃げているような気がして、しょうがないんです。

ですから、ヨーロッパのように、ドイツ、フランスのようにちゃんと国民投票するとか、そうい

ったところまで論議がいかないと、やっぱり理論だけでは、なかなか通用しないことがあると思います。3・11のとき、総務委員会か何かそこでやっております、テレビを見て、これは大変だなというのを覚えております。そのときも大変ショックでございましたので、住民の方が、今の原発の問題をどう捉えられているかなというのは、また十分お話しする中で聞かせていただきたいと思います。

首長としての判断は、私のほうでそれを総合的に捉えさせていただいて、責任を持って対応せんにやいけんなどというふうに思いますが、現時点では、先ほどから申しておりますように、1市3町でまとまって、まずスタートを切ろうやということでございますので、それに沿った形で進ませていただきます。

○議長（南 一成議員） 小中議員。

○議員（8番 小中 進議員） ありがとうございます。大変、私はそういうところから、以前、これは私の記憶には、町長さん、今の時点では、田布施町にとってのことだと思うんですが、あまりメリットがないんだというような発言もされておりましたが、私はメリットがあるから中間貯蔵施設を受け入れる。メリットがないから受け入れるということではなくて、今、非常にこの中間貯蔵施設の問題は、先ほどからも申しますように、最終処分場になるという可能性が極めて大きくなってきているんです。

そういう中で、安心・安全を奪われるようなことというのは、次の世代に子どもやお孫さんたちが生活をする上で、非常に大きな問題なんです。そして、この町、田布施町を安心して暮らせる、また人口減少で今悩んでいる地域として、1人でも多くの方が、この地に定住して生活してもらえするためには、まず安心・安全が第一だと思うんです。そういうところから、町長さんをはじめ、1市3町の首長さんも、今から交付金の問題が出てくるんだという話を、県議会の動きの中で聞きました。だったら、交付金が出れば、この中間貯蔵施設を、町長さん、受け入れるということがあるんですか、その辺をはっきりお聞きいたしておきます。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） そうした交付金があるというのは存じております。それがどうなるかというのは、私どもの意思だけでは確認できませんし、それとこれとはまた違うものだと思いますし、何回も申し上げておりますが、安心・安全がどのように担保されるのかということ、首長としてどういうふうに認識して、確認するかということに尽きるんじゃないかなというふうに思います。

○議長（南 一成議員） 小中議員。

○議員（8番 小中 進議員） 町長、ありがとうございます。そのとおりだと思います。この交

付金の問題と安心・安全はきっぱり切り離してお話を、結論を出していただける、このように思っております。

それと、次に、中間貯蔵施設の大きな問題として、ひとつキャスクという入れ物に入れて、こちらに中間貯蔵施設ができましたら運ばれますが、そのキャスクという入れ物の耐用年数というのは大体50年というふうになっておりますが、その安全性について、町長さん、御認識をされておりますでしょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 私は金属の専門家でもございませんし、町内でもいろんな企業がありますので、社長さんに聞くと、いやそりゃなかなか大したもんですよというのは言われる社長さんもしらっしゃいましたが、そのキャスクが50年というのは、見た人もいないです、と思いますし、それが正しいかどうかというのは、歴史的な確認はまだ取れておりませんが、そういったことが言われているというのは、理解をしています。それがどうこうというのは、私の知識の中ではちょっと今、判断ができません。そういうことを国が申し上げられているというのを信じるしかないかな、その点においては、そう思います。

○議長（南 一成議員） 小中議員。

○議員（8番 小中 進議員） 今、こういう重要な問題があるにもかかわらず、中国電力、関西電力、そして国、上関の西町長は上関町の判断でできるんだと、こういう軽率な発言まで聞いたことがあります。こういう中で、この地域の安心・安全が奪われては、私はならないと思うんですね。今、このキャスクというのは、大変、50年たったら、蓋がしてあるその合成ゴムですかね、パッキンが効力を失ってしまう。そうすると入れ替えということが、当然、起こってくるわけです。

そういうときに、それが今の上関の中間貯蔵施設ではプールもないし、交換できない状態なんです。そうしましたら、ずっとどうしようもなく、そしてキャスクから放射性物質が漏れると、こういうことになります。西町長は安全だと、このように言われまして、西町長はその視察に行かれまして、キャスクに手を当てたら暖かくて、非常に安全なものだということを強調されておりましたが、私はよく電力会社の案内で、それは被爆している証拠なんですね。中国電力かどこか知りませんが、案内をした人たちが、町長さんを被爆させたということと同じことをさせて、安全性を強調するあまりに、そういうことをしているんです。

ですから町長、今からどういうことがあるかもしれませんが、もっと、推進側の国や、そして中国電力やそういう人たちだけの意見ではなくて、もっと幅広く多くの意見を、知識を得ることから、安心・安全をもっと田布施町の将来のために生かしていくためにもしていただけるように、取組を

1市3町の中でしていただけませんか。お尋ねをいたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 先ほどから申し上げておりますけれども、小中議員がおっしゃるような懸念、私も懸念を抱いておりますので、それがどの程度払拭できるかというのは分かりませんが、ある程度、こうだろう、ああだろうというのが、やっぱりはっきりと手につかんで分かるような時点で早くなしてほしいと思いますし、それができないと、やはりいい方向にはいかないというふうに思いますので、その辺まずしっかりと論議をスタートできるように、1市3町のほうで取り組んでまいります。また議会のほうの議論も見させていただいておりますので、その御論議を1市3町の首長のほうへお伝えをしたいなというふうに思います。

○議長（南 一成議員） 小中議員。

○議員（8番 小中 進議員） ありがとうございます。ぜひひとつそういう方向で、この問題を真剣に、町民のためにも、県民のためにも取組を頂きますことをお願いをしておきたいと思います。

私は仕事上、この周辺、いろんなところを回っておりまして、昨年の秋でございましたが、周防大島町に参りました。どういう状況になったのか、実は1か月の間に3名の方から話の中で、小中さんどちらですか、田布施ですよと言いましたら、小中さん、私は田布施のようなところに住みたいんですとおっしゃったんですね。それが3人の方が、全然関係のない大島の方ですが、その1か月の間に3人の方がそうおっしゃるんです。

私はびっくりしましてね。何で私はずっと田布施で生まれて、田布施でこうして今まで育ってきましたから、そんな実感と言いますか、田布施はいいところだという思いはありまして、外の人からそう言われることはなかったものですから、どうしてそういうふうに思われるんですか、こうお尋ねをしましたら、田布施は非常に住みやすい、交通の便もいいし、そして道もちゃんと整備をされているし、そして病院も買物もできる、ああいうところに私は住みたいんだというお話でございました。そしてそういう中で、私はこの前から、昨年から一生懸命、町民の会の皆さんや連合婦人会の皆さんが声を上げられたのは、そういう住みやすい、安心・安全のいい田布施町をもっと発展させるためには、田布施町としてどうあるべきかということが、今、問われているんだろうと思います。

そして町民の皆さんが声を上げ、それを東町長さんも受け止められて、今があるんだと思いますので、ぜひひとつその思いをしっかりと受け止めていただきますことを、私はこの質問に際しまして、再度お願いをしておきたいと思いますが、町長としての思いをもう一度お聞かせを頂きたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 再度の答弁になりますけども、今始まったばかりでございますので、ちゃんとしっかり責任を持って、いろんな御意見の方がいらっしゃいますので、そういった方から御理解いただけるような回答なり方針が出せるように、精いっぱい努力してまいります。

○議長（南 一成議員） 小中議員。

○議員（8番 小中 進議員） ありがとうございます。それでは、次の質問に入りたいと思いますが、たくさん聞きたいことがありますのであれなんですけど、時間がもうありませんので、それでは、2番目の質問に入らせていただきたいと思います。

2番目、上関中間貯蔵施設建設設計画は、生物多様性国家戦略に反するという質問をさせていただきたいと思います。日本は平成7年に、第1次生物多様性国家戦略を制定いたしました。令和5年3月に、第6次生物多様性国家戦略2023を閣議決定いたしました。世界で一番豊かで美しい瀬戸内海を守るために、環境省は生物多様性の観点から重要度の高い海域として、瀬戸内海で57海域を選びました。そのうち、長島、祝島周辺、上関町、そして本町の田布施町、光市は自然海岸が多く、瀬戸内海のかつての生物多様性を色濃く残す場所とされております。

そこで、生物多様性を次世代に残すため、町長のお考えについて、質問をいたします。中間貯蔵施設建設予定地は、川が一本もない島で、湾内では真水と潮水が半々とも言われ、汽水域であります。珍しい海藻や新種の貝、ヤシマイシン近似種や、最も原始的な生物と言われる生き物が生息しております。この湾は、昔から魚の湧く海と伝えられております。稚魚のゆりかごとされている、こういうお話がありますが、町長、御存じでしょうか。このような奇跡的な場所を埋め立て、破壊してよいものか。私は一人の人間として、断固として、こういうきれいな海を守り抜きたいと思っております。町長個人として、どのように思っているか、まず、お尋ねをいたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えをいたします。議員の御質問のとおり、瀬戸内海は、その豊かな生態系と歴史的な価値において極めて重要な地域であり、現世代はこの貴重な資源を次世代に確実に引き継ぐ使命があると考えております。田布施町でも毎年度、夏に町内の小学生3年生が授業で馬島を訪れ、島民の方から島の豊かな自然について教えていただいていると聞いております。今後とも、教育や地域イベントを通じて、自然環境の大切さを学ぶことができる機会を充実させてまいりたいと考えております。また、ボランティアの皆さんや漁業関係者と連携して海岸の清掃等を行っておりますが、そうした保全活動の取組を進めることで、持続可能な漁業の推進や生態系保全に寄与できたらと考えております。

御質問の埋立てについてでございますが、県の認可等になろうと思いますが、瀬戸内海で開発を行う場合は、事業者の責任で関係法令にのっとった手続を適切に取っていただけるものと考えております。

○議長（南 一成議員） 小中議員。

○議員（8番 小中 進議員） 田布施町も、その瀬戸内海の一部に含まれております。私が住んでおります麻郷地域は、小学校のころにはアサリ狩りのために米出、そして浜城の沖の海岸に度々行った思い出が、今、思い出されます。最近はそういうことがなかなかできない、どなたもそういうことをされておられません、田布施町、馬島、そしてこの瀬戸内海沿岸の田布施町の自然環境をもっともっと再生して、みんながアサリや、そして自然環境が豊かに再生するような積極的な取組をされるお考えはございませんか。お尋ねをいたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 議員がおっしゃいますように、この瀬戸内海は大変美しい、きれいな海でございます。小学生も経験として行っております。私も馬島に何回も行ったし、キャンプもいたしましたし、海水浴場ですか、非常にきれいな海でございますので、こうしたものを守ることというのは、今、この問題だけじゃなくて、全世界環境破壊が続いておりますので、そういった意識と申しましょうか、トランプさんは別らしいでございますけれども、ほかの方はほとんどそれで一致しておって、やはりこの地球を守っていきたいという思いは一緒だろうと思います。

そうした中で、瀬戸内海をどうやって守るのかということですが、以前、水質が結構汚れたときがありました。御存じだろうと思いますけど、下水道ができる前はやはり海も汚くて、川のカブトガニが多くなったり少なくなったり、今はきれいだから、あまりきれいすぎてもいけないようで、非常に微妙な栄養バランスというんでしょうか、生物にとってはそれぞれの生物でこの水質、こういったものがなければいけないということでございますので。

今、岩手のほうで山火事がありましたけれども、あれ多分、海にミネラルが入らなくなるんでしょから、カキが、ホタテが、貝類が、以前のように豊かな岩手の海じゃなくなるんじゃないか。テレビで見ましたけれども、確かにその1年、2年でどうなるかという話でございませんで、100年ぐらいかけて、岩手の自然環境というのはできておりますので、明日、山火事一つで環境というのは変わってきますので、やはり私どもいろいろ気をつけなきゃいけないなというふうに思います。

下水道もちゃんと整備はしてきておりますが、やはりいろんな、そうは言っても汚れておりますし、今、松田議員が質問されたような、新たなその水質汚染のような話もありますので、そういっ

たものには町としてできる限り対応してまいりたいというふうに思います。

○議長（南 一成議員） 小中議員。

○議員（8番 小中 進議員） 初めてでございますので、時間がどのぐらい経過しておりますでしょうか。

○議長（南 一成議員） 10分までです。

○議員（8番 小中 進議員） あと10分ぐらいで。

○議長（南 一成議員） いやいや、4時10分までです。

○議員（8番 小中 進議員） 10分まで大丈夫。今、町長さんから、環境のほうも前向きに取り組んでいこうというお話を聞きましたが、昔はあそこにカブトガニもおりましたが、平生のほうでは、毎年カブトガニの調査等はされておりますが、こちらの田布施町側のほうの調査というのは、現在どのようになっているか、もし御説明できれば、お願いいたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 調査はやっていないようでございます。結構、漁師さんからお話は聞いて、網を下ろせばもうカブトガニだらけになって、どうしようもないという時期もあったと。それが岡山とか山陽小野田のほうへ、うちのカブトガニが養子に行っているという話は聞きました。水質の話はやっぱり微妙な形がありますので、この平生湾に、本当にいい環境のときにはやっぱりちゃんと増えていきますし、タンカーとかが入って振動音とかすると、カブトガニにとってすごい振動とか音とかいうのは嫌ですから、いなくなるとかいうことも聞いておりますので、増減があるというのは聞いております。今はちょっと分かりませんが、非常に多くて困っているというのは直接聞いたことがございます。

○議長（南 一成議員） 小中議員。

○議員（8番 小中 進議員） カブトガニもあまり増えますと、漁師さんも大変困るというのも以前聞いたこともございますが、環境、我々が生活する面からおいて、そういうきれいな環境があるということが、私たちが安心して生活ができる、そういう元がしっかりしているということでもございますので、私たちと全ての生き物が共存できるような、こうしたことを常時、田布施町としても、全くそういうことには調査も何もしないということではなくて、関心を示し、少しでも環境が良くなるような方向での取組を今から進めていただきたいというふうには思っております。

先ほどから2点の問題について、町長さんの姿勢を正してまいりましたが、私の率直な考えとしては、田布施町の町民の皆さんの思いをしっかり受け止めて、安心して暮らせる田布施町の発展のために、今から1市3町の皆さん、そして山口県や中国電力、国に対しても、はっきり町民の立場

で発言をするということを、最後にもう一度、町長さんから確認をいたしまして、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 確認ということでございますので、まずは、3月定例会の議会の中の御論議、どういうふう to 採択されるのか、論議されるのか、どういう議論があるかというので、まずは見させていただきたいというふうに思います。

○議長（南 一成議員） 以上で、小中進議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の会議を終了し、明日は午前9時から会議を開き、引き続き一般質問から行いますので、定刻までに御参集をお願いいたします。

本日はこれをもって延会といたします。

(ベル)

午後4時00分延会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 南 一成

署名議員 西本 篤史

署名議員 落合 祥二

令和7年3月11日(火曜日)

---

議事日程(第2号)

令和7年3月11日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第3号  
令和7年度田布施町一般会計予算議定について
- 日程第4 議案第4号  
令和7年度田布施町国民健康保険特別会計予算議定について
- 日程第5 議案第5号  
令和7年度田布施町介護保険特別会計予算議定について
- 日程第6 議案第6号  
令和7年度田布施町後期高齢者医療特別会計予算議定について
- 日程第7 議案第7号  
令和7年度田布施町下水道事業会計予算議定について
- 日程第8 議案第8号  
令和6年度田布施町一般会計補正予算(第7号)議定について
- 日程第9 議案第9号  
令和6年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)議定について
- 日程第10 議案第10号  
令和6年度田布施町介護保険特別会計補正予算(第3号)議定について
- 日程第11 議案第11号  
令和6年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)議定について
- 日程第12 議案第12号  
令和6年度田布施町下水道事業会計補正予算(第2号)議定について

日程第 1 3 議案第 1 3 号

田布施町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

日程第 1 4 議案第 1 4 号

美しいまちづくり推進条例の一部改正について

日程第 1 5 議案第 1 5 号

田布施町犯罪被害者等支援条例の一部改正について

日程第 1 6 議案第 1 6 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第 1 7 議案第 1 7 号

職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第 1 8 議案第 1 8 号

田布施町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

日程第 1 9 議案第 1 9 号

町長等の給与に関する条例の一部改正について

日程第 2 0 議案第 2 0 号

田布施町職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第 2 1 議案第 2 1 号

田布施町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第 2 2 議案第 2 2 号

田布施町税条例の一部改正について

日程第 2 3 議案第 2 3 号

田布施町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第 2 4 議案第 2 4 号

田布施町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第 2 5 議案第 2 5 号

田布施町消防団条例の一部改正について

日程第 2 6 議案第 2 6 号

田布施町指定金融機関の指定変更について

日程第 2 7 議案第 2 7 号

山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について

日程第 2 8 陳情第 1 号

議会の同時配信と YouTube での公開、更に会議録全ての記録化と公開を求める陳情

---

#### 本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

日程第 3 議案第 3 号

令和 7 年度田布施町一般会計予算議定について

日程第 4 議案第 4 号

令和 7 年度田布施町国民健康保険特別会計予算議定について

日程第 5 議案第 5 号

令和 7 年度田布施町介護保険特別会計予算議定について

日程第 6 議案第 6 号

令和 7 年度田布施町後期高齢者医療特別会計予算議定について

日程第 7 議案第 7 号

令和 7 年度田布施町下水道事業会計予算議定について

日程第 8 議案第 8 号

令和 6 年度田布施町一般会計補正予算（第 7 号）議定について

日程第 9 議案第 9 号

令和 6 年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）議定について

- 日程第 1 0 議案第 1 0 号  
令和 6 年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）議定について
- 日程第 1 1 議案第 1 1 号  
令和 6 年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）議定について
- 日程第 1 2 議案第 1 2 号  
令和 6 年度田布施町下水道事業会計補正予算（第 2 号）議定について
- 日程第 1 3 議案第 1 3 号  
田布施町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 4 議案第 1 4 号  
美しいまちづくり推進条例の一部改正について
- 日程第 1 5 議案第 1 5 号  
田布施町犯罪被害者等支援条例の一部改正について
- 日程第 1 6 議案第 1 6 号  
地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 1 7 議案第 1 7 号  
職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 8 議案第 1 8 号  
田布施町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 9 議案第 1 9 号  
町長等の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 0 議案第 2 0 号  
田布施町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 1 議案第 2 1 号  
田布施町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 2 議案第 2 2 号  
田布施町税条例の一部改正について

日程第 2 3 議案第 2 3 号

田布施町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正  
について

日程第 2 4 議案第 2 4 号

田布施町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める  
条例の一部改正について

日程第 2 5 議案第 2 5 号

田布施町消防団条例の一部改正について

日程第 2 6 議案第 2 6 号

田布施町指定金融機関の指定変更について

日程第 2 7 議案第 2 7 号

山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事  
務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について

日程第 2 8 陳情第 1 号

議会の同時配信と YouTube での公開、更に会議録全ての記録化と公開を求める陳  
情

---

出席議員（12名）

1 番	落合 祥二議員	2 番	西本 篤史議員
3 番	谷村 善彦議員	4 番	守田 達也議員
5 番	高月 義夫議員	6 番	高見 英夫議員
7 番	瀬石 公夫議員	8 番	小中 進議員
9 番	藤田枝里香議員	10 番	松田規久夫議員
11 番	内山 昌晃議員	12 番	南 一成議員

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 増原 慎一君 書記 羽山 齊克君  
書記 手島 千晶君

---

説明のため出席した者の職氏名

町 長	東 浩二君	副 町 長	川添 俊樹君
教 育 長	鳥枝 浩二君	総 務 課 長	森 清君
総 務 課 主 幹	堀 昌子君	企画財政課長	山田 浩君
税 務 課 長	藤本 直樹君	税務課長補佐	友森 康之君
町民福祉課長	長合 保典君	健康保険課長	寶城 和之君
経 済 課 長	長谷 満晴君	建 設 課 長	吉藤 功治君
建設課長補佐	松葉 譲児君	学校教育課長	山中 浩徳君
社会教育課長	福田 幸治君	会 計 室 長	江良 和美君

---

午前9時00分開議

(ベル)

○議長（南 一成議員） これから本日の会議を開きます。

最初に、昨日の藤本税務課長より、落合議員の質問に対する答弁の訂正を行います。藤本税務課長。

○税務課長（藤本 直樹君） おはようございます。昨日の落合議員の一般質問の答弁の中に、一部誤りがありますので、訂正させていただきたいと思います。

1問目の空家特措法の関係です。特定空家または管理不全空家、こちらに認定されて勧告が出た場合は、固定資産税の住宅用地の特例、これらについて適用除外になりますという地方税法の規定があるんですけども、これの周知をどのようにされているかという問いだったと思います。これに対しまして、昨日の建設課長からの答弁の中に、現在2件勧告して、住宅用地の特例を除外しているというふうな答弁だったと思いますけども、正しくは、勧告は2件ですけども、適用は早くても

8年度からということで、現在のところまだ適用除外の例はありません。

それと、周知についてなんですけども、6年度の、今年度、納税通知書の中に、こういったリーフレットで、管理不全だと固定資産税が増える可能性がありますというふうなものを同封して、周知のほうをさせていただいております。

以上です。

○議長（南 一成議員） それでは、本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（南 一成議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、谷村善彦議員、守田達也議員を指名いたします。

---

### 日程第2. 一般質問

○議長（南 一成議員） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。高見英夫議員。

○議員（6番 高見 英夫議員） 高見英夫です。よろしく申し上げます。私は、水道の在り方について、まず質問したいと思います。答弁は町長に一問一答で申し上げます。

県のホームページによると、2022年（令和4年度）の全国の水道普及率は98.3%、山口県の普及率は94.3%です。田布施町は67.1%で、県内では最低レベルです。

田布施町では、井戸水など水道以外を利用している家庭は約3割ということですが、中山間地などでは、水不足や水質悪化を訴える住民もおられます。そこで、水道の設置を待ち望んでおられる方もいます。

一方、約7割の家庭は水道を利用していますが、物価高の中、他の市町に比べ、水道料金の高さにも不満の声があります。一般的な家庭で、月20立方メートルの水道使用料金は、田布施町では5,130円で、隣の光市の2.3倍です。下松市でいうと3.3倍になります。これは大きな格差です。

23年前、田布施町も参加する柳井広域水道建設当時の山口県副知事と柳井地区広域水道促進協議会会長、これ柳井市長が当たっていますが、その両者の柳井地域広域水道促進協議会の要望事項に対する県回答用紙確認書というのがありまして、そこには、県としても、全県的に見て、柳井地域のみが特別高い水とならないよう配慮すると、県が確認して記しています。

そこで質問します。1、田布施町の水道普及率が他市町に比べて低いということをどう認識して

いますか。また、今後の普及率改善の見通しはいかがですか。

2、田布施町の水道料金は、県との確認書にある特別高い水であると認識していますか。

3、町民の間に水道料金値下げの要望があることを認識していますか。

4、4月から運営統合となる柳井広域の市町とともに、この確認書などを基に、水道料金の引下げについて、県にも働きかける意向はありますか。

以上、答弁をお願いします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

1点目の水道普及率についてのお尋ねでございますが、令和5年3月末時点での本町の水道普及率は67.1%であり、県内の、今、御質問にありましたが、平均の94.3%に比べて非常に低い数値となっております。これは、本町の地域的な特性として、人口が平野部や山間部に点在していることに主な原因があると思います。また、田布施川を中心とした比較的良質な水の豊かさも要因の一つでございます。

このような状況の下、田布施・平生水道企業団では、計画給水区域内における管路の整備を進めてまいりましたが、経営状況も非常に厳しいため、御要望のあった箇所について、年次的に計画を進めているのが現状でございます。

2点目の水道料金についてでございますが、県内の水道料金を比較いたしますと、田布施町のみならず柳井地域の1か月20立米当たりの水道料金は4,000円から5,000円と、県内で最も高くなっております。これは、過去に柳井地域では、渇水期に断水や給水制限等が行われてきた経緯があり、その改善のために、2市4町で柳井地域広域水道事業を昭和53年3月に開始し、小瀬川水系から用水を供給する施設整備が行われましたが、これらの建設負担金や維持管理経費が大きな負担となり、水道料金高騰の要因となっております。

御質問の確認書にあります特別に高い水と認識しているかについてですが、県内の状況からそういうふうに当然認識いたしておりまして、県に対し、高料金対策をずっと求め続けて、多い年は3,000万円を超える補助金を交付していただき、料金安定化に努めてまいったところでございます。

3点目の水道料金値下げの要望についてのお尋ねについてでございますが、これまでも町議会で議員の皆様から、水道料金に関する御質問も頂いており、また、町民の皆様からも、そうした御意見をたびたびお聞きもしております。何とかできるものならと思って、ずっとそういう気持ちを持ち続けておりましたが、さきに述べましたような要因は、単町ではどうしてもなく、現在の料金体系となっておりますことは、大変申し訳ないと強く思っております。

町といたしましては、来年度5,674万円の町からの補助を行い、平生町と合わせまして1億1,349万円の料金対策を行うこととしております。

さきに申しあげました要因はいかんともしがたく、令和6年6月1日には20立米当たり422円の引上げを行っております。

今後の老朽管対策等も考えますと、今後も一定程度の料金改定は避けて通れないのではないかなというふうに考えております。

4点目の県への働きかけについてでございますが、お尋ねの確認書を基に、1市4町として知事要望を統一して強く要望してきた結果、平成14年度から平成29年度までは、水道事業高料金対策費補助金、平成30年度から令和5年度は、水道料金安定化対策費補助金を受けており、令和5年度には、広域化等の経営改善を条件に、さらに5年間の延長が決まっております。

しかし、これらの支援では十分でなく、今後の老朽化対策や耐震対策など、今後も莫大な経費が必要となることが想定されます。引き続き、柳井地域の各市町と連携して、県にさらなる支援を強く働きかけるとともに、県全体での水道事業の在り方や、さらなる広域化について議論を深めていくことが重要であると考えております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 高見議員。

○議員（6番 高見 英夫議員） まず認識を伺いましたが、1点目の水道普及率の問題ですけれども、このことについては、井戸水のことについては、昨日、松田議員の質問にありましたけれども、PFASの検査も重要です。これは大変重要な指摘だったと思います。さらに、また井戸水であっても水道を希望する住民の調査というのは、これは、さらにされておるのでしょうか。この点をお聞きしたいと思います。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 水道企業団のことになりますけれども、水道企業団では、毎年、水道水の検査を御希望される方、要望を受けまして、水道企業団として検査を無料で行ってまいりました。これは、議員おっしゃいますように、どうしても、水の質が悪いとかいうことがあって、水道水の供給を求められるということが過去たびたびありましたので、そういったものに基づいて行おうということで、御希望のあるところは水道企業団のほうでやっております。

しかし、柳井広域になると、そうした田布施・平生水道企業団でやってきた経緯が引き継がれるかどうかというのはまだ論議をいたしておりませんし、柳井地域で平生、田布施と同じような取組ができるかというのは、また今後の検討課題だろうというふうに思います。

○議長（南 一成議員） 高見議員。

○議員（6番 高見 英夫議員） 今、検査を無料で行ってきたと言われました。昨日は、松田議員の質問に対して、PFASは有料であるというふうに言われました。PFASは全く別であるけれども、普通の検査は無料でやってきたと、希望者にはということですね。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 今、水道水の基本的な検査と申しましょか、特別ないろんな検査がございますけども、それを水道水の基本的な供水条件としてどうなのかなという検査でございますので、昨日行いましたようなPFASとか、そういったものは行っておりません。

○議長（南 一成議員） 高見議員。

○議員（6番 高見 英夫議員） その上で、普及率が田布施町は県下で最も低いレベルにあるということについて、普及を希望する方には水道を引くということについて、普及率の改善については、先ほどは年次的に進めているということでしたけれども、具体的にはどのような計画で進められているのでしょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 今、中西ですか、国木、あの辺が水がということがありますので、ラインが2通りありますけども、年次的に、いきなり全部引くというわけには、事業費の関係で、年間これぐらい行きましょかということで御了解いただいて引いております。

ですから、そういったところは結構ございますが、本管から供給できる可能性があるというところは、そういうふうに行いますが、全く例えば本管も何も行っていないところに、そこに水道を引くというわけにはなかなか行かないのが状況でございます。

高見議員おっしゃいますように、何で低いんかということですが、もともと田布施町の給水計画、随分前に立てられた、当初のどれだけ水道水を配るんかというエリアが、高さで1回水というのは揚げて配るという、揚げて落とすという、こういうふうになっておりますと、ポンプアップするか、揚げないといけませんので、こういうふうな状態であれば、ここから流せばいいわけですが、揚げてこうなっておりますので、最初の計画が、三宅の給水池、配水池がありますけども、ああいった高さを基準に出しておりますので、それにどうしても入っていないところは、給水計画にもともと入っていなかったというのが、私も、水道企業団、企業長、ずっと務めておりましたけども、そういった経緯があるのかなということでございます。過去のずっと積み重ねでやってきましたが、スタートのときから、給水エリアというものをかなり限定してやってきたなという気がいたします。

○議長（南 一成議員） 高見議員。

○議員（6番 高見 英夫議員） 2点目の特別に高い水と認識しているかということについては、特別に高い水と認識しているというふうに答えられました。そしてまた、住民や議員からもそういった声を聞いているというふうに答えられました。③についてです。

そこで、④のことについてですけれども、今、③の回答のところに、昨年6月には20立方メートル当たり422円の引上げを行いました。半年前です。もうちょっと前ですか。そこで、今度、柳井と経営というか運営が統合される中で、さらに上がるのではないかという住民の声があります。

先ほどは、県からも、多いときには3,000万円を超える補助を頂いているという話もありましたが、今は2,000万円台です。しかし、これでは全然足りないんじゃないでしょうか。このまま行けば、もっと上げなくなるんじゃないですか。老朽管の話もありましたし、3,000万円が多いときと言われましたけれども、頂いていると言われましたが、これでは足りないという、そういうふうな認識、もっと出すべきだというふうな認識ではないのでしょうか。お伺いします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 特別に高い水という、確認書の中にそういう文言が出るということは、当然、県もそういうふうに当初から、この弥栄ダムから給水するという計画が、当然料金が高くなる。今、113円ですか、もともとの値段が、大分下がってはまいりました。当初は、もっと高かったんですが、やっぱりずっとやってきて、経営的に安定してきたところがあって、113円ですか、下がってきました。本来ならもっと下がるはずだったんですが、1点は大島大橋で船がぶつかりまして、あれが特別損失を出しましたので、そういう財政プランがちょっと、船が悪いんですけども、当初の、本当はもう少し下がる予定だったんですが、それがちょっと下げられないということがあるので、強くお願い申し上げましたが、下がらないということがあります。

それと、やっぱり、今、柳井広域で統合して、セグメント管理ですから、田布施、平生という枠組みは変わりませんので、必要な経費、資本、そういったものは全く変わりません。しかし、共通経費となるものはお互いに共同してやろうと。そこは経費的に落ちるとは思うんですが、基本的には、田布施、平生という枠組みで経営を行っていきますので、当然、上関町さんとか、周防大島町さんの状況というのは、全くまたうちらとは違うわけで、かなり厳しい。離れ島とか、半島の先まで、言われましたけど、その配水、その普及率が高いということは、今、反対に見ると致命的な、その毛細血管のように、九十何%延ばしたものを、家がどんどんなくなってくる。そこは、どれだけまたその老朽化対策をやってくるんかとなると、もう絶望的な数字になってきますので、今、別に普及率が低いことを誇りに思うわけじゃないんですが、高いところが、下関とか、ほとんど100%に近い普及率になっておりますから、それを全部やり替えるのか、今ダウンサイジングするのか、

管の大きさを絞っていくという、入れ替えるときには。当然問題は人口が減ってくるわけで、給水人口というものが本当にこう少なくなってきましたから、当然経営から見ると、収入がどんどん落ちてくるというのはもう分かっているわけで、そこにまた、更新の経費を新たに投入してやろうとなると、計算すると、高見議員おっしゃるように、非常にこれから料金というものが劇的に上がってしまうという。先日、埼玉のほうで5,000円が1万円になったということもありましたが、そういうことも出てくるのかなと思います。

ですから、今、広域で合併したのは、その確認書にあることをちゃんと県に履行してもらいたい。高い水と認識して、やっぱりこれ以上高くしないという最初のお約束ですから、こっちができることはまずやらないと、どうしても言われるわけです。経営がやっぱり合理化しましたか、努力しましたかと言われるわけですから、そこはもう徹底的にやろうと。もうこれ以上できませんねと、だから確認書に書いてあるこのことを、県もちゃんと履行してくださいよという言い方にしようということで、経営統合も、そういったのが一因でございますが、これから、高見議員おっしゃいますように、県の補助なり、ちょっと考え方を変えませんか、最初につくったときの建設費に対する補助だったんです。ですから、高かったんですが、どんどん償還が進んできましたから、借金がなくなってくるわけです。だから、それに対する補助となると、どうしても額が絞んでしまうんですが、今5万トンのうち2万トンぐらいは使っていない水、その維持管理の経費をどう出すんかというのが、やっぱり県にも考えてもらいたいし、国にも考えてもらいたい。

だから、弥栄の本当のダムの在り方を、国レベルで考えていただかないと、なかなかこの柳井の、本当に小さなまちだけで考えちゃったんじゃないかなと思いますので、高見議員、非常にいい質問していただきましたけども、これから柳井広域の議員になられるようですから、水道企業団とも、本当に論議をしていかないと、やっぱり、光、下松のほうも値上げをしますし、そういった状況ですから、本当にできることをちゃんとやって、国、県に対してまとまってしっかり要望していこうということになりますので、またよろしく願いいたします。

○議長（南 一成議員） 高見議員。

○議員（6番 高見 英夫議員） 今、4点目の問題について、いろいろ答弁いただきました。県の補助金が、県も特別高い水にならないようにということで補助金を出している。しかし、5年ごとの時限的な補助であって、次の5年またあるかどうか分からないと。しかも、額も非常に低いと。これは、町長言われたように、非常に大きな県の姿勢として問題があると私は思っています。

先ほど町長が言われましたけども、なぜ柳井広域の水が高いかということ、弥栄ダムに設置した、県が設置する水利権は日量5万トンですが、実際に使っているのは3万トンだけなんです。残りの

2万トン分を使っていないのに、維持管理費を負担させられていると。こういうふうな状況を、異常な状況が続いています。これは、今、町長が言われたとおりです。

しかし、よく考えてみると、水というのは、我々が、人間誰もがどこにおっても生きていくために必要なもんなんです。電気も一緒です。それなしには文化的な生活というのはできません。

憲法25条にも生存権の規定がありますが、国は全ての生活面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないというふうに、有名な生存権の規定がありますが、この水道事業は、公衆衛生に関わる事業で、本来なら、憲法上からすると国の責務であるはずですが、市町村の仕事ということに今されています。

しかし、生存権に関わるものですから、国民誰もがどこに住んでおっても、みんなが平等にその権利を保障されるべきものです。電気代については、どこにおってもそんなに変わらないように、2倍とか3倍になるような電気料はないです。国が統制しています。しかし、水道は地方に丸投げで、水なしでは生きていけない、その人間の生活の仕方というのを全く無視したような形で今やっています。

そういうふうな状況、根本的に国のやり方、それは間違っていると思うんですけども、この水道というのは、国や地域を問わず、公衆衛生の向上や生活環境の改善に欠くことができない社会的な基盤であって、人類の生存と発展に重要な役割を果たすものであるというふうに、これは厚生労働省のホームページにも書いてあるわけです。自分の事業を自慢しているんだと思うんですが、そういうふうな書いてあるのであれば、町長もこういうふうな認識というのは、私と共有できると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 高見さんのおっしゃることもっともだろうと思うんですが、現実として、今、厚生労働省から国土交通省のほうに所管替えがされております。ですから、もう相手は国土交通省になります。これまでは違ったんですけど、そういうふうに、国も維持に対してやっぱり危機感を持っているから、基本的に国土交通省の中のそういったインフラ整備の中で考えようということは、柳井広域の検討会の中でも、国土交通省のほうから来ていただいて、今後の水道事業の説明を受けたり、研修もさせていただきましたが、少しずつ変わってきているのかなという危機感が少しは感じられましたけども、高見議員おっしゃいますように、根本がもう各市町の自治体の責務だという、団体の事務だと、地方自治法からいって、そこで切り分けられると、料金、だから、本当に高くなってきたときにどうなるんかというのは気になりますので、今後、考え方がちょっと変わってくるのを期待しております。

それは、もう人口が減ってきて、維持管理せにゃいけんということになりますから、本当に例えば30キロぐらい引っ張っているところに、昔は100件あったけど1件しかなくなったというときに、本当のその管路を維持するのせんのかという、それが、今のないところへ引っ張るといふのと、あるところをやめるといふのは全く話が違ふ話で、そういった選択を迫られているような状況でも、簡単にいいますと、ことごとございますので、ダウンサイジングとか言われておりますが、それだけじゃなかなか解決できないんじゃないかなというふうに思いますので、根本的な水道料金の国に対する要望も、またしっかりしていきたいなというふうに思いますが、また、柳井広域の議会の中でも、高見議員御発言いただいて、もっと頑張れということ、チャレンジしないと全く始まりませんので、弥栄というものは本来何なのかという辺からやっていかないと、今のままじゃ、本当にちょっとずつ5年、今は正直申しますと、その5年間延長していただくということに一生懸命なんです。ゼロだという時期がありましたから、ゼロになっちゃったんです。ですから、それはいけませんねと、何かお願いしますよということで、今、5年間始めて、もう5年は行きましようというところに、私どもずっと要望しましたので、県のほうも理解を示していただきましたけども、やっぱりその額と、基本的な在り方というの、もっと論議していかなくゃいけないというふうに思います。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 高見議員。

○議員（6番 高見 英夫議員） 水道事業に対しては、人口減少の中で非常に厳しい状況があるというの、これは分かります。しかし、先ほど言ったように、生存権に関わる問題ですから、これは、行政の責任として、本来は国ですけれども、きちんとやるべき問題であると思っております。

具体的に聞きたいんですけども、今、県は水道料金安定化対策として、柳井地域と同様に、ダムから直接取水する下関、宇部、山陽小野田の平均料金の1.5倍を超える部分の2分の1、本当けちっています、これを補助していますが、これでは、このようなけちったものでは、格差は現に大きくあるわけです。まさに光や下松の2倍、3倍と高い料金を払わざるを得ないようになっているわけです。

今後も、老朽化とか少子化という中で、さらに値上げというの、検討せざるを得ないと言われました。それを抑えるためにも、基本原則を踏まえつつ、県に強く要望をしていただきたいと。

先ほど強く働きかけることという回答がありましたが、そこで、ちょっとお聞きするんですけども、今、補助基準の1.5倍を超える部分というのを、本来なら、同じようにするには、基準を1.0倍を超える部分を補助させるというのが本来の在り方だと思いますし、また、ちょっと譲って

も1.2倍を超える部分というふうにも、暫定的に改めるべきものだと思います。もし、県が補助基準を1.0倍、1.2倍と基準を変えた場合は、水道料金は、実際のところ田布施町では幾ら下がるか、試算はできているでしょうか。お願いします。

○議長（南 一成議員） 長合町民福祉課長。

○町民福祉課長（長合 保典君） お答えします。

柳井広域水道に対する補助金としましては、現在、3,624万8,000円であるものが、1倍ということであれば、3億1,805万6,000円となります。これを、1市4町で案分した場合の田布施町の場合でいきますと、現在が277万1,000円であるものが、2,430万9,700円となります。1件当たりということ、正式な数というよりは概算にはなるんですけど、大体1件当たり200円程度の値下げができるものと考えております。

以上です。

○議長（南 一成議員） 高見議員。

○議員（6番 高見 英夫議員） 私は1.0倍にした場合、今、答えられて、1.2倍にした場合というのは答えていただけますか。

○議長（南 一成議員） 長合町民福祉課長。

○町民福祉課長（長合 保典君） 1.2倍の場合が、柳井広域水道に対する補助金としましては、2億533万3,000円です。田布施町でいきますと、1,569万4,100円となります。この場合で1件当たり、概算ではありますが、134円の減額ができるということになります。

○議長（南 一成議員） 高見議員。

○議員（6番 高見 英夫議員） 本当に僅かしか下がらないんだというのがよく分かりました。ですが、これは、根本的な水道行政そのものの、国の在り方も含めて、取り直していかなくてはいけない問題だと思います。

水道事業については、地方公営企業法が適用されるんだと思いますが、その第3条には、経営の基本原則として、地方公営企業は常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するよう運営されなければならない。本来の目的は公共の福祉です。だから、誰もが安心して、良質の水を安く安価に手に入れることができるという、そういうことです。その公共の福祉を増進するということを、この法に基づいて、水道事業については、将来にわたって、安心安全な良質な水を適切な水道料金で供給できるように努力するという、その気持ちは、町長、強い気持ちは変わりないですか。最後にちょっと決意を。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 水道料金につきましては、1点は、先ほど申し上げました給水人口がもう極端に減るということ、これをどう考えるかというのと、やっぱり老朽化対策、これをどこまで進めるんか、どういうピッチで、それでもう全然変わってきます。何もしなければ、このままで多分行けると思うんですが、やっぱり給水人口が減る分はどうしても収益が落ちますので、そこを何とか、どれまで耐え忍べるかということがあるんですが、老朽化対策を始めると、やっぱりそれはもう莫大な、桁が違うような事業費が出てきますから、経営統合で、国からの補助金を有利にいただけるものから順番に先にやっていくということで、財政負担を軽減しながら経営をやっていくということが1点。

それと、高見議員おっしゃいますように、そもそも水道料金が異常に高いということの根本的な原因を、やっぱり国、県に理解していただいて、解決策を御提案いただきたい。

県の今までの御答弁を見ておきますと、この地域だけに特別の補助金を出すわけにいかんというのが根本にあるかと思えます、県の答弁を見ておきますと。ここだけ赤字、高いから、柳井地域だけにお金をばさっと出すというのはできないと。ただ、何かその算式が要ると、根拠が要るということで、今までその借金があるとか、いろいろこうやってきたんですが、なかなかもうここまで来ると、やっぱりそういった理屈以外に、県独自でここを特別な高い水の地域だということで、特別な対策を取っていただくように要望はしていきたいというふうには思います。

○議長（南 一成議員） 高見議員。

○議員（6番 高見 英夫議員） 2番目の質問に移ります。地方自治の在り方について、一問一答で町長をお願いします。

ここ書いておりますけれども、私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

これは、本町一般職の職員就任時の宣誓文です。この宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはいけないというものです。私もかつて公務員でしたから、同じことをやりました。

一方、憲法第15条2項には、すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではないというこの規定は、これは一般職だけでなく、特別職公務員にも適用されるものです。しかも、憲法上のその規定からすると、先ほどの一般職の宣誓文の憲法擁護、尊重、擁護、地方自治の本旨、全体の奉仕者という内容、この精神は、町長、それから、我々議員など特別職公務員にも適用されるものと考えておりますが、町長の認識はいかがでしょうか。

2つ目、1888年（明治21年）にできた戦前の地方制度の下、市政・町村政というのは、中央政府の下請け機関でした。特に戦中の1943年（昭和18年）には、議会の権限は本当に小さくなって、戦争に地方も協力させられました。敗戦を経て、日本の民主化を求めたポツダム宣言を受けることによって、旧憲法にはなかった地方自治ということ、日本国憲法が第8章に規定しました。

地方自治の規定は、戦前の中央集権国家が戦争を引き起こした反省から、国政と対等な地位とチェック機能を地方に与えたものですが、そのように認識していますか。

3つ目です。国の方針と地方自治体の方針が対立する場合、そのような場合、地方自治体としては2つの原則、すなわち住民の意思を尊重する住民自治の原則、もう一つは、中央政府から独立した地方公共団体、これによって政治を行うという団体自治の原則、この2つによる地方自治の本旨、これに基づいて政治判断を行うというのが当然だと思っています。

国と意見が違っても、住民の福祉を増進するという地方自治法第1条の2に書いてありますが、そういう行政を進めるという地方自治の基本に従って、対立した場合は判断すべきですが、国と対立した場合の町長の地方自治についての基本的な認識をお伺いします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えいたします。

まず、お尋ねの1点目でございますが、一般職員が採用時に行っております宣誓文の内容は、特別職公務員にも適用されるかということでございますが、地方公務員法第30条の規定によりますと、地方公務員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないと考えております。

御質問の宣誓文でございますが、田布施町職員の服務の宣誓に関する条例第2条で、職員の服務の宣誓については、地方公務員法第31条の規定に基づき、新たに職員となった者は、宣誓文に署名してからでなければ、その職務を行ってはならないと定められております。

この宣誓は、公務員としての誠実さ、公正さ、そして、法令遵守の意識をもって職務を遂行することを確認するもので、宣誓書の提出は、地方公務員が職務を遂行する上で、基本的な義務を確認する重要な手続となっております。

また、この宣誓は、公務員としての倫理的な責務を果たすための精神的な誓いと言えるもので、職員採用時に私が受け取っております。

こうした地方公務員の規定は一般職に適用されるもので、地方公務員法第4条第2項で、特別職には適用しないとされております。

しかしながら、特別職は、先ほど御質問にありましたように、憲法の考え方から言えば、当然、特別職、私、議員の皆様方も、内閣総理大臣も皆、職務の公共性や倫理規程は当然、地方公務員の一般職と同様に、さらにもっと厳格に当たるべきと思っておりますし、私もそうした認識をもって公務に当たっております。

2点目は、日本国憲法第8章は、戦前の中央集権国家が引き起こした反省から、国政と対等な地位とチェック機能を地方に与えたものであるが、そのように認識しているかについてでございます。

旧憲法でございます大日本帝国憲法では、中央政府の極度な中央集権的な支配が行われ、この中央集権体制は戦争遂行と国家の強化ということを目的としており、地方自治については、具体的な位置づけはなかったと思います。

議員が言われるように、日本国憲法は、戦前の中央集権的な国家体制の反省から、第8章として第92条から95条に、地方自治に関する規定が設けられ、地方自治の原則を明確にした規定と思っておりますし、地方自治体の自立性と、住民の意思を尊重する基本原則が明記されているものと考えております。

これにより、地方自治に一定の自立性を持たせ、国政とのバランスを図ることが意図され、地方公共団体が住民の福祉の向上を目的として、独自の判断で行政を行うことが可能となり、国とは形式上対等な立場で相互にチェックし合う制度が導入されたと、私は考えております。

このように、地方自治は日本国憲法において重要な柱とされており、戦前の過ちを繰り返さないための仕組みとして位置づけられているものと言えますし、これにより、住民参加と地域の特性に応じた柔軟な行政運営が求められ、また期待されているものと考えられます。

また、国と地方は対等な地位であるかについてですが、平成12年に地方分権一括法が施行され、国及び地方公共団体が分担すべき役割が明確化され、国の関与等の在り方全体が抜本的に見直されております。

また、地方自治法におきましても、地方公共団体の役割と国の配慮に関する規定が設けられ、その原則、基準、手続等についても、ルールが示されたものと認識いたしております。

最後の御質問は、国の方針と地方公共団体の方針が対立する場合、地方公共団体は、地方自治の本旨に基づいた住民の福祉の増進に努める行政を進めるべきと考えるが、その認識についての御質問でございます。

議員がおっしゃいますように、地方自治体は地方自治の本旨に基づき、住民の福祉の増進を目的とする行政を行うことが求められております。地方自治の原則として、地域の特性や住民のニーズに即した行政を実施することが重要であり、これは、憲法に規定されている基本的な原則だと思

ます。

具体的には、日本国憲法第92条には、地方公共団体の組織及び運営に関する法律は、地方自治の本旨に基づいて法律でこれを定めると規定されております。また、地方自治法においても、地方公共団体の役割や権限が定められており、住民福祉の増進を図ることが、その重要な目的とされております。

御質問であります、地方公共団体が国の方針と異なる施策を実施する場合がございますが、関係する法律や予算などの制約を考慮する必要があると思います。また、国と地方公共団体が建設的な対話を行い、調整を図ることが望まれると思います。

私は、そういった国との対話や調整を行った上で、法律や予算の範囲内で自治権を最大限に活用し、住民の利益を最優先に考えた取組や施策が求められるものと考えております。

なお、地方自治体に影響を及ぼす法律または政令、その他の事項に関しましては、国へ要望・提言の方法として、地方自治法第263条の3の規定があり、地方公共団体の首長の連合組織や地方議会の議長の連合組織からなる地方六団体において、総務大臣を通じ、内閣に申出を行ったり、国会に意見を提出できると定められております。

また、町の基本的な政策形成に影響を及ぼす国の政策であれば、県など、様々な機会を通じて、国に働きかけをしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 高見議員。

○議員（6番 高見 英夫議員） 1番に関連して、町長の認識は私の認識とほとんど同じだというふうに、答弁を聞いて思いました。

ただ、全体の奉仕者であると。そして、しかも、一般職よりも我々特別職は、憲法99条にあるように、そこには、天皇や国務大臣、国会議員、そういったのを並べて、その他の公務員はこの憲法を尊重し擁護する義務を負うというふうに、わざわざ上位の公務員の名前を挙げて書いているということは、答弁にあったように、一般職よりも我々特別職は、憲法尊重、擁護の義務が厚いんだというのは、まさにそのことだと思えます。

また、一部の奉仕者ではなく全体の奉仕者であるということは、我々理解しなくてはいけないんですけど、自分を支持してくれた地元とか、それから、出身母体だけでなく、全体を見て政治に臨まなくてははいけないということを示していると思います。

そこで、最後の国と地方がもし意見が対立した場合、そのときには、今、町長は予算のこととか法律のこととか、対話、調整というふうなことを言われました。しかし、現実には、いろんな点で

調整できない場合があるわけです。

そこで、1つ具体的な例をちょっとお聞きしたいと思うんですけども、今から7年前、同じ山口県の阿武町に、自衛隊のイーグス・アショアというミサイルの施設の建設計画が持ち上がって、そのときの町長は、国策にノーを突きつけた。まさに異例中の異例だったわけです。ところが町長は、国防が国の大義なら、国民の安心安全な暮らしを守るのは、町政の大義だと言って、住民の福祉の増進を図るといふ地方自治法を遵守して、声を挙げました。この計画は2年後には中止になりました。

そのときの阿武町長の言動、国に真っ向から対立した、そういったその判断は、東町長はどういうふうに評価しておられるのでしょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 阿武町の花田さんとは親しくさせていただいております。町村会6つしかありませんから、いつも親しく話をさせていただいております。この話もしたこともございます。そのほかにも、誤振込とか、阿武町もいろいろ大変だったことがあるんですが、イーグス・アショアにつきましては、やっぱり町民の声、議会の声、そうしたものを総合的に判断して、首長として判断をしたというふうに、そのときのいろんな経緯も、テレビで見るとそういう切り口だけなんです。いろいろ御苦労もされているようで、本当に住民の方からいろいろ声を聞いて対応されてきたかなという気がいたしますので、まさにいい対応だったんじゃないかなというふうに思います。

○議長（南 一成議員） 高見議員。

○議員（6番 高見 英夫議員） 今、いい対応だったというふうな答弁でした。まさに、これは、阿武町の人からは、町を救ったというふうに言われています。そのようなことが、国と対するということがないことが望んでおりますが、しかし、それはやっぱりいつどういふふうになるか分かりません。

今日は、折りしも、3.11の福島第一原発事故のその日です。今、原発に関連する核のごみの中間貯蔵施設の問題点については、昨日、小中議員から厳しい質問がありました。そのときに、町長は昨日、3月議会でどういう議論があるのか見てみたいというふうな答弁でしたけれども、これを傍聴された住民としては、もっと町長に主体的に判断してほしいという思いであったというふうに聞いております。

今、国や中国電力は、原発推進するために、中間貯蔵施設の建設を進めたいと。しかし、予定地域周辺の自治体、田布施町もそうですが、これは安全安心を脅かされると反対の声大きいわけです。この間の選挙の結果もそうです。柳井での自治体のアンケートもそうでした。

そこで、先ほどから聞いています地方自治の原則、地方自治の本旨、そしてまた、地方自治法の住民の福祉の増進を図ることが目的のこの地方自治体の在り方として、もし、これが国策と違った方向であっても、住民の側に地方行政は立つべきではないかというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） もちろん住民の方の立場に立って行政を行います。地方自治の本旨も、団体自治、住民自治、いろんな考え方がございますけれども、今回の中間貯蔵の件につきましては、私が3月議会の論議を十分拝見させて頂きたいと申しましたのは、やはり選挙が終わって、この12人の議員さん、個別にお話をしたこともございませんし、あの論議がどういうふうにされるのかなというのは、当然私としたら判断しなきゃいけないことでございますし、選挙結果も、単なる数字だけということではなくて、12人の議員さんがどういう論議をされるのか、また、関係団体、関係商工会とか、老人クラブとか、自治会とか、いろんな団体がございますので、そこがどういう判断をされるのかなというのを慎重に見極めて、先ほどイージス・アショアのことで申し上げましたが、花田さんは、本当に住民の方からの声をしっかり聞いて、自分のはっきり責任を持って、自信を持って判断できるという状態まで確認をちゃんとして対応したということは申されておりますので、そういう、私、そこまでまだ自分としての、私自身の見解は持っておりますけれども、そこまではっきりとしたものがまだつかめませんので、もっと早くせえということ、お気持ちは十分分かりますけれども、首長とすると判断せにゃいけませんので、それは、いろんなことを当然考慮せんといけませんので、昨日も申し上げましたが、安全安心の担保がどの程度できるのかというのをしっかり見極めるように、国としてもちゃんと説明ということをしていただいて、スタートしてもらいたい。

何でそういうことを言うかということ、本来なら、そういった論議がちゃんとあって中間貯蔵の計画が出てくるべきなのに、反対に、先に出てきた。その後となると、順番が反対ですから、本来だと、こういう論議を積み重ねて行ってやらんにゃいけん。そのスタートラインが違うから、そこへもう一回戻って考えるべきだろうというスタートラインをまずちゃんとやって、住民の皆様、柳井地域の皆さんの意見をしっかり聞いていくという、やっぱり少しいとまはもって判断をしないとイケないだろうというのが、1市3町の首長さんとのお話のことでもございましたので、それはしっかりと、昨日申し上げましたが、1市3町でちゃんとしっかり連携していくということが前提でございますので、そういったことで、昨日そういうふうに申し上げましたし、1市3町でこういうふうやっていこうという確認事項に沿った形で対応していくというお話を申し上げたところでござ

います。

○議長（南 一成議員） 高見議員。

○議員（6番 高見 英夫議員） 町長、昨日の答弁は、まだ議員一人一人も話してはおらないしというふうに言われましたけれども、今後話される予定があるというふうに受け取ってよろしいのか。そしてまた、老人会や自治会とも話されるというふうに言われましたけど、ということは、いろんな団体があります。商工会もあるでしょうし、連合婦人会もあるでしょうし、そういったところとも対話の場を持たれるということによろしいのか。

それから、3つ目に、今、本来なら論議があってから中間貯蔵施設の話が出るはずなのに逆だったと言われました。つまり、唐突に出てびっくりというのが現状なんですけれども、しかし、それに対して、中電や国は不安が、大騒ぎになっているのに、説明を全然してこなかった。こういうふうなのは、やっぱり町長の姿勢とは随分違っていると思うんです。これまで説明してこなかったというのは、説明ができない、そういうものじゃないかというふうに私は思っておるんですけれども、町長はこれまで、順序逆であったということについて、その原因は何だと考えておられるでしょうか。3点をお願いします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） ちょっと全て回答できるかどうか分かりませんが、1点目でいろいろな方とお話はしてみたいと思いますし、議員さん全員、私の気持ちからすると、いろいろお話を個別でお聞かせ願いたいというふうに思いますし、また、委員会の審議ですか、全協とか、そういったものも、どういった論議があるかというのは参考にさせていただきたいなと思います。

商工会とか、いろんな団体がありますが、どういった形がいいのかという、当然したいと思いますが、スタートラインで、ある程度の基本知識を持って、正しい情報、何がリスクがあって、どういったことが問題なんだというのを、ちゃんと正確に、ちゃんと把握された中でお話をしないと、やっぱりいろんなレベルと申しませうか、しっかり分かっている方、あまりよく分からない方、いろんな方がいらっしゃいますので、そういった状況が、ある程度、ほとんど共通的に認識をされたなという時点でしたほうがいいかなという、個人的には思っておりますので、1市3町で、今、国にお願いしようという、施策として説明してくださいというものを、どの程度具体的に実現できるかということが大きな問題だろうというふうに思います。

その辺、答えになっているかどうか分かりませんが、今後、しっかりやっていきたいなというふうに思います。

○議長（南 一成議員） 高見議員。

○議員（6番 高見 英夫議員） 最後の3点目はちょっとよく分かりませんでしたけども、こういうふうな中間貯蔵施設の問題に限らず、イージス・アショアは来るとは思っておりませんが、いろんなことが、もしかしたら地方自治と原則と国との間で、執行部も、我々議会も板挟みになる場合が今後もあるかもしれません。でも、そのとき、私たちの判断基準は、住民の福祉の増進を図れるかどうか。この地方自治法の原則、憲法の原則、それがやっぱり判断基準にならなくてはいけないと思っています。

ぜひ今後とも、憲法、地方自治法に基づくこの政治を目指していただきたい。町長もそういうふうに言われましたけれども、それをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（南 一成議員） 以上で、高見英夫議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（南 一成議員） 次に、内山昌晃議員。

○議員（11番 内山 昌晃議員） では、私が最後になります。今回は、2問、2問とも一問一答方式、答弁者は町長でお願いいたします。

それでは、1問目、財政は硬直化しているか。

令和6年度予算編成時は、約1億7,000万円の財源不足により基金を取り崩しての編成となり、令和7年度予算編成時では、約5億円の財源不足により基金を1億8,000万円取り崩しての編成となりました。固定費が増加し、この状況は今後も続くことが予想され、財政健全化に向け取り組んでいくと全員協議会での説明もありました。

固定費が歳出の大部分を占めると、必要な事業や新たな事業に回す財源の確保が困難となります。そこで、1、財政の硬直化に、影響を及ぼしている固定費は何か。また、将来の見通しは。改善策はありますか。2、事業の優先順位をどうつけているか。必要な事業への事業費は十分に確保できていますか。3、一般財源で事業費を賄えないのであれば、特定財源をこれまでとは異なる方法で集める考えはないか。

以上、お願いします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えをいたします。

3点の御質問でございますが、1点目の財政の硬直化に影響を及ぼしている固定費が何か。また、将来の見通しと改善策についての御質問でございます。

まず、固定費についてでございますが、地方公共団体の歳出のうち、義務的なもので節減が難しい経費でございますが、一般的には、人件費、扶助費、公債費の3つを指して義務的経費と呼んで

おります。

特に、扶助費は社会保障経費であり、少子高齢化の中で本町の財政を圧迫している主な要因と考えております。

次に、将来の見通しと改善策ですが、本町は、普通交付税の交付団体でございます。普通交付税の算定におきましては、本町の毎年度の支出見込額である基準財政需要額から、毎年度の収入見込み額である基準財政収入額を差し引いた額が交付されますので、制度上は、国からの一般財源の財源保障はされております。

しかし、全国一律のルール下で算定されますので、必ずしも各市町村の個別の事情が詳細に反映されているものではございません。

例えば、社会保障費関係費の増加については、全国的な状況でございますが、市町村によっては程度は異なってまいります。また、同時に、市町村によって様々な事業が集中する時期、しない時期も異なります。したがって、市町村におきましては、通常5年間程度の財政見通しを立てて、その間での是正や平準化を図るような努力をしております。

本町におきましては、例えば、ごみの焼却場などの一部事務組合の設備の更新や、小中学校の大規模改修事業など、多額の財源を伴う大型事業も控えており、今後、基金の減少も見込まれるものというふうに考えております。

しかし、それが平準化できずに、恒常的に財源不足が続くようだと、行政運営も行き詰まっていけますので、今後の動向に十分注意をしております。

一方、現在、国主導で進められております全国統一仕様電算システムの更新等により、令和7年度の電算関係予算が、一般財源ベースで約1億円程度増加するほか、今後のランニングコストの負担も高水準でずっと続いてまいると予測されますので、これらに伴う地方の財源保障は、国のほうでしっかりと責任を持って行っていただくよう、全ての市町村で強く要望を行ってまいります。

次に、2点目の御質問でございます事業の優先順位につきましては、最重要策であります子育て世代への支援や負担軽減策を中心に、避けては通れない事業を優先して予算編成等を行ってまいりました。かなり厳しい予算となっておりますので、住民の方への周知と説明には十分気をつけてまいりたいと思います。

3点目ですが、一般財源で事業費を賄えないのであれば、特定財源をこれまでとは違った形で集めるのはできないかという御質問ですが、特定財源につきましては、主に国や県に依存する財源でございますから、大きく増やすことは制度上困難でございますが、寄附金につきましては、努力により増やすことが可能と考えますので、引き続き、ふるさと寄附金の増収を図る努力は続けてまい

りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（11番 内山 昌晃議員） ありがとうございます。1年前のこの3月議会でも全く同じ質問をしました。というのも、1年前も財政が、予算が組めないと、財源不足で組めないとということで同じ質問をしました。今回も5億円足りないということを聞いておりましたので、全くまた同じ質問をさせていただいたということでございます。

まず、固定費のほうからお伺いをしたいんですが、昨日も西本議員のところの説明がありました。一部事務組合の設備更新に、この負担金がかかなり増大したということでした。熊南環境衛生組合と周東環境衛生組合、こちらのほう、1億円とか1億何がしかということがございました。実際これが、いつ設備更新が終わるのかということがまず一つと、その更新が終われば、また負担金は元に戻って、ちょっと安くなるというか、減少するのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（南 一成議員） 長合町民福祉課長。

○町民福祉課長（長合 保典君） それでは、お答えします。

周東環境衛生組合の負担金なんですが、7年度大変大きな額となっております。8億6,200万円です。これにつきましては、し尿処理施設のほうの衛生センターなんですが、こちらのほうの老朽化への対応としまして、基幹改修、かなり抜本的な部分まで含めた改修となっております。こちらが、令和6年、7年の2か年事業ということで、一応7年度で基幹改修工事は終わる予定となっております。

清掃センターにつきましては、定期修繕ということで、令和6年から令和8年まで現在進めているところでございます。

議員御指摘のように、こちらの改修が終わりましたら、通常の定期改修の負担金ということになりますので、負担金の額は下がってくるものと考えております。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（11番 内山 昌晃議員） ということで、7年度、8年度に乗り切れば、その分は余力が出るということだろうと思います。

町長答弁にもありましたけど、次に、電算システムの標準化、これも西本議員質問をされましたが、そのときの答弁を聞いていると、導入経費については、国の負担が手厚いと。手厚いが100%もらえないよというようなことだったと思います。

そして、一番気になるのがランニングコストです。ずっとかかってくるコストですので、こちら

についても、交付税措置はされるというような答弁がございましたが、それは不透明だというような答弁だったと思います。やはり、国の主導の全国統一システムということなので、ここは国に手厚く支援をしていただかないと、先ほどの水道の老朽管とかではないですけど、やはりこの小さな自治体は立ち行かなくなっていくのではないかと思います、ちょっとその辺のことはいかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） 今、議員御質問のとおりでございまして、令和7年度の導入経費につきましては国庫補助金、この国庫補助金の額が一応今、内定はしているんですけども、ちょっとその経費がまだ足りてないんじゃないかということが全国的にありまして、今いろいろ追加調査があつて、実際幾らかかるんだということを、もう一回ちょっと洗い出しを国のほうでもされているという状況でございます。

これからのランニングコストについては、普通交付税で措置されるということを昨日お答えしたと思いますけれども、このランニングコストというのが、自治体の標準化のやり方によって、かなり経費的に変わってくるだろう。要は自治体ごとにちょっと状況が変わってくるんじゃないかということで、通常交付税措置といいますと、一律で計算されますので、それで足りるところもあれば足りないところも出てくるというようなことをちょっと懸念をしております。ですから、普通交付税の算定におきましても、個々の事情に合わせて措置してくれるようなところもございますので、どういう措置がされるかと、どういう方法が取られるかということについて、ちょっと注意深く見守ってきたいというふうに思っております。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（11番 内山 昌晃議員） ちょっとこの標準システム、県内では、ほかの市町はどのような状況ですか。全部やられておるんですか。うちが先行してやるとか、ちょっとその辺の状況とかはいかがですか。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） 県内に限らず、全国的なことでもあるんですけども、いろいろ標準化に対応してくれる業者、私どもは、行政システム九州という会社がやっておりますけれども、いろんなベンダー企業が関わってやっております。そのベンダーによっては、国が示す令和8年3月までの移行が間に合わない。移行困難団体とかいろいろ言われておりますけれども、そういうところもございまして、一律同じようなペースで進んでいないというのが実情でございます。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（11番 内山 昌晃議員） うちが割と先行してやっているという捉え方でよろしいですか。それと、あと、先行してやっているところ、今言った、ちょっと困難なところもあるというようなところもありましたけど、導入時期によって財政負担が変わるとか、そういったこととかはありませんか。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） 本町におきましては、移行する業務の一部ちょっと遅れるかということはあるんですけども、ほぼ令和8年3月の移行を目指して、そのペースでやっているということでございます。

先ほど申し上げました、移行困難団体ということが実際に出ておまして、現実的に令和8年3月までに間に合わないというところについては、要は導入の時期がずれてきますので、通常、国庫補助金は令和8年3月までなんですけれども、そういう自治体に配慮して、一応、今のほうでは5年間国庫補助が出せるようにということで、そういう対応が取られております。そういうことでございます。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（11番 内山 昌晃議員） かなり大きい負担となりますので、いろいろ情報が分かりましたら、また逐一情報共有をしていただいたらというふうに思いますし、国のほうにも、手厚い補助といたしますか、交付税措置といたしますか、その辺も十分に要望していただいたらというふうに思います。

次は人件費です。基本的には人事院勧告に基づいたもの、そして、県の人事委員会の勧告に基づいてということになるかと、法どおりということになるかと思えます。

予算ベースですけど、6年度と7年度を比べると、1億2,000万円ぐらい上がっているのかなというふうに思っております。

そのうち職員が6,800万円、会計年度職員が5,500万円ぐらい。国全体が賃金を押し上げようということでやっていますので、それは当然上がるべきだと思いますし、上がっていかないと日本は元気になっていかないということで、これは全然いいことだと思いますけど、例えば、こういう人件費の上昇に関するものについては、国の補填というか補助というか、そういうものがございいますか。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） 県の人事委員会の勧告等に基づく給与の引上げ等について、6年

度の給与改定分については、6年度の地方交付税の算定において、再算定というのが年度途中で行われましたので、これで4,300万円程度追加で交付をされております。

令和7年度につきましても、当然そのベースについては、国のほうの地方財政計画というところで見てもらっているんですけども、今のところの情報といたしましては、それに加えて、7年度の交付税算定においては、令和7年分の人勸の関係です。その引上げを見込んで、概算で見込んで計上、交付されるようでございます。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（11番 内山 昌晃議員） 交付税の中に算定をされると、引上げ分がということでよろしいですか。分かりました。

財源不足ということで、また1年後のこの場で、幾ら足りないからと、同じ質問をまたしなくてはいけないのかということなんですけど、この財源不足にならない見通しというか、いつまで頑張ればこれが回復するというような、難しいとは思いますが、そういう見通しはありますか。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） 西本議員の答弁でもお答えしたと思いますけれども、5年間の財政見通しにつきましては、各課がある程度マックススペースといたしますか、やりたい事業をマックスで上げてきているというものでございます。

一方、地方交付税については、標準的な一般財源の額が交付されますので、そこでいいますと、当然、財源不足というのはその時点ではあるわけですけども、そこについては、当然予算査定の中で、当然圧縮を図ってまいりますので、ただ、圧縮していくんですけども、どうしてもその事業の重なりとか、厳しい時期とか、割と余裕がある時期ということがございますので、これにつきましては、我々赤字地方債というのは発行できませんので、基金を活用して取り崩したり、積み立てたりしてやっていっているということでございます。

ただ、ちょっとガバメントクラウドのランニングコストとか、この辺ちょっと見通せない部分がありますので、ちょっと注意して見ていきたいと考えております。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（11番 内山 昌晃議員） しっかりと計画を立てて、財源不足陥らないようお願いしたらと思います。

次行きますけど、ちょっと事業の優先というところですか。答弁でもありましたけど、子育てを最重要施策と捉えてやっていくということでございます。財源不足を補う、今、財政課長も言われましたけど、圧縮するということ。これは、予算編成時、シーリングを行うということで、まず一律

シーリングをかけて事業費を圧縮するというような、そういう解釈でよろしいでしょうか。例えば10%を圧縮するとか、そういうことでしょうか。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） ここしばらく、いわゆるシーリングというのは行っておりませんで、予算編成方針のところでは、前年度当初予算額の一般財源ベースで、これを上回ることがないようにという指示をしております。強制ということではなくて、訓示的な内容でそういうふうにしてくださいというふうには言っているんですけども、シーリングという形は取ってはおりません。

大体田布施町ぐらいの規模になりますと、市とかになったりすると、部長査定とか一つ下の段階での査定とか入ったりするんですけども、田布施町ぐらいの規模であると、大体もう全体がもう査定数の中で見渡せるような感じは、ずっと私受けておりますので、特にそのシーリング、予算編成方針ならそういう指示はしますけれども、そういうところまではやってはおりません。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（11番 内山 昌晃議員） ちょっと読ませていただくと、地方自治体が自由に用途を定められる一般財源は、そのほとんどがこれまで決定された施策のランニングコスト、経常的経費に充てられる。経常的経費は、行政サービスの経費や施設運営等やめる、縮小する等の判断をしない限り、継続的に必要な経費です。

一方、町民のニーズの多様化、新たな社会問題に対応するためには、新たな施策の実施が求められ、これがいわゆる財源不足ということになるというように書かれた、そういう文献がございました。

やはりこの財源不足というのを、どうにかして解消して事業に充てなきゃいけないということで、ちょっと2つの方法というか、似て非なるものということで、1つ目がスクラップ&ビルドというようなことがあります。既存事業を見直し、予算を削って出た財源を重要施策に充てるということ。これは、スクラップができなければ新しい財源は生まれないということです。

2つ目が、ひっくり返すんですけど、ビルド&スクラップということで、新しく取り組むべき施策を先に決め、既存事業が新たな取組よりも優先順位が高いか低いかを判断をするというようなことがございます。

よく似てるんですけど、やっぱりちょっとその考え方が違うということで、当然、後者のほうで優先順位をつけて判断をされたというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） スクラップ&ビルド、ビルド&スクラップという話で、我々が特

に財政の立場からすると、昔からよく言っているのはスクラップ&ビルドということをよく言っております。

特にスクラップするときに、やっぱり難しいのが、何と比較して、これが無駄だからスクラップするかというところがなかなか難しく、田布施町もちょっとかつて財政が本当に厳しくなって、緊急財政再生プランとか、そういうのをつくった時期もあるんですけども、そのとき、やっぱり我々交付税をもらっている団体ですから、交付税の中で保障されている一般財源、これが標準団体という架空の団体を国のほうがつくって、それで予算書をつくって、それを基に配分してくるんですけども、そのとき私が試みようとしたのが、その国のほうの予算と、標準団体の予算ですけども、それと田布施町の予算を比較することができたら、国のほうでは見てくれてないけど、田布施町が見て経費を計上することあれば、無駄な経費とも言えるかもしれませんのでということで、それをしようと試みたこともあるんですけども、なかなか向こうのほうがその他でくられてたりとか、なかなか比較がすごく困難で、その地方交付税制度を通じてスクラップしようというのは、ちょっと難しいなというふうに、そのときしみじみ思ったものでございます。

ですから、実際には、今まで財政運営をしていく中で、何をスクラップするかというのは、体感的にやっていくしかないんですけども、なかなか経常収支比率は90%を超えている中で、もうちょっと下げていくには何を削減していくかというのは、なかなか試みたいですけど、なかなか難しいというのが現状でございます。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（11番 内山 昌晃議員） 今、経常収支比率90を超えていると、高月議員のときにも同じことがありました。要は自由に使えるのが1割ぐらいしかないということでございます。

やはりここは優先順位を、本当にしっかりと何がいいのか、何が町民は欲しているのかということをよく考えていただいて、優先順位の高い事業に充てる財源を生み出して、財源がないわけですから、そこは、やはりよく考えて、効果的な事業に充てていただきたいというふうに思います。

そして、次が特定財源ということでございます。ふるさと寄附金等を頑張っていくというようなことでもございましたけど、これも、西本議員のときの答弁で、新たに10品目ぐらいを追加をする予定だということでございます。「のりーね」の親元の仕送り券というのはちょっと聞きましたけど、以前から私、提唱しておる、例えば、のんびらんの豪華バーベキューつき宿泊券とか、あと例えば、麻里府に、このたびリラマリーフというグランピング、豪華な食事ができるような施設もできました。そこの優待券というか、そういうとこと提携をしたりとかというのも、また新たに出てきましたけど、その辺伺いできますか。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） のんびらんのほうにつきましては、いろいろ体験型の寄附とか、そういうのをいろいろ話してはきておまして、指定管理者でありますので、そちらのほうと相談をいろいろしてはおります。豪華食材つきの宿泊券とかというのをやってみたいということもあるんですけども、いろいろ食材を島外から調達するとか、キャンセル時の処理とか、そういうことをちょっと十分検討する必要があるということですけども、食材つきの食材プランについては、ニーズはあるということのようでございます。引き続き、ちょっと、のんびらんどとは話してまいりたいと考えております。

リママリーフにつきましては、現在ちょっと確認中でございますけれども、柳井市の株式会社が運営しておまして、担当者に話したところ、前向きには検討いただける状態であるということのようでございます。もうちょっと引き続きということになろうかと思えます。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（11番 内山 昌晃議員） スピード感を持ってやっていただきたいと。また、7年度も過ぎて、8年度になってしまいますので、ぜひお願いしたいというふうに思います。

あと、特定財源ということでいろいろあるんですけど、例えば、行事とかイベント事をされるときは、全国というか、例えば映画をつくるときとかは、何とか実行委員会みたいなのをつくって、そこで協賛金募ったり、寄附金募ったりとか、それでその費用を賄うというような実行委員会方式というのがありますけど、田布施のイベント行事ごとにおいては、そのようなことはいかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） 去年の岸辺のステージとかでも、ちょっと餅まきを盛大にやろうということで、クラウドファンディングを活用して集めたりということをしております。そういったことは引き続き、個別にそういうことでできることがあれば、やっていきたいというふうに思います。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（11番 内山 昌晃議員） ぜひお願いします。時間が足らないので、ちょっとピッチ上げます。

広告料というのがあります。今、広報とかホームページは、その広告料を掲載する業者さんに頂いているというようなこともあると思います。施設命名権、スポーツセンター等もそれであると思います。あと考えられるのは、庁舎の中の壁とか、そういうところにそういう広告を貼るとかいうこ

ともあると思いますし、これ以前、神田議員が質問されました、役場の前に電光掲示板と言うんですか、分かりますか、何かいろいろ。それを設置をしていただくと。町の重要なお知らせもそこで随時タイムリーに流すという機能もありますけど、そこにも、その業者の広告というものも載せて広告料を頂くというようなことも可能だと思いますけど、その辺はいかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） おっしゃるとおりだと思います。平生町役場が、今おっしゃるように、企業からの資金を集めて、町の持ち出しなしで同じようなシステムをやってらっしゃいますので、検討する課題の一つだという認識をしております。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（11番 内山 昌晃議員） ぜひよろしくお願いします。

最後になります。これがすごい重要なことだと思います。都会、東京とか都市部には、田布施町出身の私たちの知らない社長さんとか、企業の重役さんだったりとか、それとか、世の中に影響を与える方、田布施町出身の方、多分知らないだけでたくさんいると思うんです。この方をどうにかして、いろいろ見つけたり探したりして、アポを取って、そこへ町長が自らセールスマンというか、田布施町を売り込みに行くということができないかということなんですけど、例えば、そうなると、企業版ふるさと納税というのもやっていただけるかもしれないですし、企業も田布施町に誘致をすることができるかもしれません。それから、企業が誘致できなくても、サテライトオフィス、支社機能というか、その辺を持つてくることができるかもしれない。それから、人材交流とか、逆にうちのいろんなものを都会でプロモーション、宣伝もできたりというように、いいことがたくさんあると思うんですけど、ちょっとこの辺を、我々も一緒に協力してやりたいと思いますけど、やっていくというような考えはございませんでしょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 頑張りたいと思いますが、田布施町、あまりそういう県人会とか、ああいふのがないんです、残念ながら。田布施倶楽部はつくりましたが、東京のほうで交流会もしましたが、うちのほうから集めるのが一生懸命ぐらい、なかなかそのつながりがないという、私もどうしたらいいのかということがありました。

阿武町、先ほど高見議員おっしゃいましたけど、阿武町は交流会をすると町長が招待されると。費用一切要らないと。だからもう、うちは、東京でやろうと思うと、その交流会の経費を予算計上して、交通費から全部、ホテルの宿泊代からやるんですが、阿武町の場合は招待されると。阿武町も阿武町会ですか、そういうのがあって町長が招待されると。そこへ物を持ってこいと。阿武町の

ハマチとか、ああいうのを持ってこいと。買うちやるからということで、反対に黒字になるという、それぐらいつき合いが、積み重ねなんでしょうけども、されてきたところです。うちはそういったことも、今までやってきてないなという気がしましたので、どこからその手がかりをつかんだらええのかなというのは感じておりますが、やっぱりできることから一つ一つ、私も知っている企業の人もおりますので、その辺から少しずつやってみたいなとは思いますが、なかなか難しいのも確かですから、12人の議員さん、こういった人がいるよというのがあれば御紹介いただけたら、私も年にそんなに行けませんけども、3回か4回ぐらい行きますので、そのときには、時間を見て回りたいなと思います。よろしく願いいたします。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（11番 内山 昌晃議員） ぜひ阿武町を目指して頑張りたいと。プロジェクトチームでも立ち上げて、私も入れてもらってやりたいと思いますので、前向きによろしくお願いしたいと思えます。

それでは、次の2問目の質問に参ります。

二拠点生活の推進を（人口減少対策）。

政府は東京一極集中のリスクに対応した人や企業の地方分散を掲げています。本町では、それに対応する移住定住、企業誘致、就業支援に関する予算も計上されています。今回は、人口減少対策の中でも、二拠点生活に焦点を当て質問をします。

二拠点生活は、二拠点目の滞在日数、頻度、目的が異なり、一概に論ずることはできませんが、おおむね次のように分類されるのではないかと思います。

- 1、拠点をもち、スポーツや農業等の趣味を楽しむ趣味満喫型。
- 2、都会の喧騒から離れ、自然に触れたい自然型。
- 3、自然多様な価値観の下、のびのび子育てをしたい子育て型。
- 4、移住を前提に生活環境や地域コミュニティに馴染めるか試したいお試し型。
- 5、これまで働いてきたスキルや人脈を生かしたい地域貢献型。
- 6、自分や配偶者のふるさとを大切にしたいふるさと型。

本町の現行支援は、完全移住が支援要件となっていると思いますが、二拠点生活は、完全移住の前段階と捉え、人口減少対策の一環として、何らかの支援ができないかお尋ねいたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えをいたします。

二拠点生活に関する本町の取組といたしましては、平成28年度に、田布施移住推進協議会にお

いて企画いたしました、「おいでえ」を活用したお試し移住体験ツアーを開催し、都市部から移住体験希望者を受け入れました。その中には、その後、地域おこし協力隊となられた方も参加されています。

平成29年度からは、田布施移住推進協議会と田布施担い手育成総合支援協議会が合同で企画いたしました、お試し農業移住体験ツアーを開催し、農業に興味のある移住希望者に、町内の案内や農作業を体験する機会を提供いたしております。

国と県の制度による移住就業やテレワークの支援金については、二拠点居住についても対象としておられることから、本町を生活の本拠として移住した対象者へは、支援金を交付いたしております。

その一方、国の新しい地方経済・生活環境創生会議においても、二拠点生活について、税金などの配分などを関係づける第2住民票という考え方や、既に14自治体で協議会を設置して取り組まれていますふるさと住民票などについても、有識者会議で議論されています。

議員の御質問にございますように、一つ二拠点生活と申し上げましても様々な捉え方があり、そのような中で、どのような制度化ができ、支援ができるのか、夏にまとめられると言われております国の地方創生2.0の基本的な考え方の展開を見据えながら、令和7年度に策定予定の新たな総合戦略、未来戦略の中で検討、論議できればと思います。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（11番 内山 昌晃議員） 本町の施策で一番この二拠点生活に類するというのは、お試し農業移住体験ツアーです。「おいでえ」を活用した、そういうことだと思いますけど、実績はいかがでしょうか。令和6年、5年、いかがですか。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） お答えいたします。

議員御質問ございました、お試し農業移住体験ツアー、令和6年度の実績は2名でございまして、平成28年のお試し移住体験ツアー、また、翌年度のお試し農業移住体験ツアー、約9年間でございますが、二十数名の参加者がお越しいただきました。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（11番 内山 昌晃議員） 28年頃は盛大だったけど、ちょっと今は、じり貧になっているなということでございますけど、2名も逆に参加していただいているんだという、そういう気持

ちです。

やはり、本町にこういうことで来ていただけるというのは、なかなか難しいのかなというふうに思います。

今回、この二拠点生活というのは、例えば、都会のほうに拠点があって、こちらにお試しでというか、短期間でも来ていただけるというようなことです。どちらに重きを置くかと、それはもう生活拠点である都会のほうに重きを置いて、こちらで趣味や遊びやその他いろんなものをしていただくということでもあります。

やはり、こちらに来ていただいて、やっぱり一番大切なのは住むところだと思います。現在、私が思うには、「おいでえ」しかないと思うんですが、例えば今、空き家バンクというのがあります。そこを借りれるのかどうか。本町に住民票がない方でも借りれるのかというようなこともありますし、週末だけ借りるとか、短期間1か月に1回とか、そういうのでも貸してくれるのかというような、そういうところもあると思いますけど、その辺はいかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 住所移動されず、空き家バンクを活用するというのは想定はしておりませんが、制度上は可能でございます。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（11番 内山 昌晃議員） 制度上は可能ということで、もし、こういうふうに賛同していただけるのであれば、そのような柔軟に考えていただいて、していただいたらなというふうにも思います。

それから、先ほどふるさと住民票というようなことが答弁の中にありました。ちょっと資料があるんですけど、第2の住民票、ふるさと住民登録制度、石破政権の看板、地方創生2.0で注目が集まるというような、そういう見出しでございます。特定地域に継続的に関わる、いわゆる関係人口の人たちに、公的な第2の住民票を交付し、住民税を分割納付してもらうことなども視野に入れた構想、人口減少が地方中心に加速する中、その打開策がどうなるかという、どうかというようなことでございます。

ふるさと住民登録制度は、この関係人口の人たちをふるさと住民として、地方自治体に登録することに国がお墨つきを与えるという仕組みだそうです。先ほども言いましたけど、公的な第2の住民票を交付、住民税を2つの自治体に分割納付できるというようなこと、そういうメリットがあるようにもあります。

鳥取県日野町にも、もうこれやられているようでございます。その地域に興味のある希望者に対

し、ふるさと住民カードを配付し、登録者には地域のイベントなどの情報を定期的に届けると。自治体運営施設を住民と同じ価格で利用できるなど、特典が受けられるというような、そういう制度でございます。

まだまだこれ議論が始まったばかりで、いいものとも悪いものとも分かりませんが、研究をしてみるのはどうかな、いかがかなと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） おっしゃるように、以前から第2住民票というんですか、二拠点でそこにいる方、ふるさと納税含めて、その先にはいろんな選択肢が出てくるというような制度だろうと思いますけれども、田布施町がどうかじゃなくて、動向を見ながら、制度として二拠点で田布施町を利用していただければ、それはメリットになりますんで、今後いろんな情報を収集しながら、検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（11番 内山 昌晃議員） ぜひよろしくをお願いします。

それから、昨日、高月議員からもありました、SNSの発信ということで、LINE、それから、本町防災メールとかもあって、それをちょっと整理をしていくというような答弁もありました。

その中でも、田布施倶楽部というようなものがあって、これフェイスブックになるんですか、ちょっとあれですけど、やはりこの情報共有ツールというか、発信ツール整理をして、やっぱりこれが町外の方とつながる重要なアイテムになると思いますので、ぜひ強力な発信ツールというのを整理していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それと、田布施倶楽部、今、会員数何人とか分かりますか。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） 田布施倶楽部ですけども、令和5年度の事務報告で52名としておりますけれども、これ恐らくほとんど変わってないだろうとは思っています。

情報発信ツールにつきましても、おっしゃられたように、自治体においては、ほかの自治体は、またさらにインスタグラムをやったりとか、いろいろあると思うんですけども、やはりこの辺の整理の仕方というのをもうちょっと研究して、有効な活用、どれかに重点化するのかとか、そういったことも含めて、ちょっと考えてまいりたいとは思っております。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（11番 内山 昌晃議員） 例えば、成人式が行われると思いますけども、その方たちに登録してもらおうとかというのも一つの手段ではないのかなと。恐らくほとんどの方は、町外のほう

へ出られていると思いますので、やはり田布施町とつながるには、そういうタイミングを見計らってぜひやっていただきたいというふうに思います。

それから、二拠点生活ということで、何を目的に来るのかということもあると思います。農業がしたかったら、やっぱり田んぼや畑が必要ですし、自然に癒されたいというのであれば、海の近くとか、そういうところがあると思います。

当然、これが空き家とセットならいいと思うんですけど、そういう適地はございますか。ないとなれば、そういうのも視野に入れて、空き家の登録をそういうところの辺で探すというようなことはお考えでしょうか。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 空き家とセットというのは大変いいアイデアだと思いますので、いろいろ御提言いただいていますので、参考にしながら、部内でいろんな形で協議していきたいというふうに思っています。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（11番 内山 昌晃議員） 言いたいことがたくさんあるんですけど、まとめて言ったほうがいいのかなと思います。今は目的をちょっと言いました。

次が仕事ができる環境整備ということで、週末こっちに来て、週末仕事をする。当然こちらに職はないわけですから、それはリモートワークで仕事をするということでございます。リモートワークということは、当然インターネットなんですけど、Wi-Fiとか、そういう設備が要ると、それから、そういうスペース、例えばシェアオフィスであったり、コワーキングスペースであったりというようなことも必要になります。

こういうのもちょっと視野に入れてやってほしいなということで、例えば私が思うには、今、麻里府公民館、新しいのができていますけど、古いほう、それはどうされるのかちょっと分かりませんが、そういうところをもし使えば、シェアオフィスとかコワーキングスペースにして、ロケーションも海が見えて最高ですし、働く環境としてはいいのかなというようなこともあります。それから、図書館であったりとか、地域交流館の辺だったりとか、なかなかそういういい環境というのはありますので、その辺はどうなのかということがまず一つです。

それともう一つ、こちらに週末とか帰ってきて、最も困るのが足がないということだと思います。車がないと、やはり田舎ですから買物も行けないし、行きたいと思ったところも行けないというようなこともあります。これに、今ですと、それに「のりーね」が使えるのかということもありますし、町が車を貸し出すというようなことも一つの手であろうし、レンタカーを、車屋さんがありますか

ら、ちょっとその辺提携をして、安価に出せるような方法がないのかということもございますけど、この辺いかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 今、議員のほうから御提案いただきました、仕事ができる環境整備ということで、昨日も掃除で地域活性化コンシェルジュというのを配置する中で、今後、移住定住促進、こちらのアイデア等を提案また実践をしていく中で、いろいろ検討をしていくことになるかと思えます。

ただ、場所につきましては、ちょっと空き家を想定しておりますので、各公共施設等はちょっとまた協議が必要なのかなというふう感じております。

それと、生活のための車両、車に関しましては、一応、本町を本拠として拠点を置くということが前提でないと、「のりーね」のほうの活用は難しいのかなと、今現時点はそう考えております。

また、その他の方策としましては、先ほどの定住促進の中で、検討課題の一つとして協議のほうをしていきたいというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（11番 内山 昌晃議員） ぜひ検討していただいたらというふうに思います。

最後になりますけど、私は、この二拠点生活、これが一番大切だと思っています。ふるさと型というふうなことがございます。親元に帰ってくると、いわゆるUターンということです。

子どもが田布施町を出ていくというのは、おおむね高校を卒業して、次の学校に進学をする、もしくは就職をするということで出ていくと。これが社会減ということです。Uターンで帰ってくるきっかけというのが、都会で就職をしたけど転職をしてこっちに帰ってくるというのが一つ、そして、定年退職後、親が心配だから帰ってくるというような、2パターンぐらいがあるのかなという気がします。

やはりこの2パターンを、本町もタイムリーにその機会を逃さず捉えることがすごく大事なのかなというふうには思います。

やはり向こうで仕事を持っていると、田舎と都会の賃金格差といいますか、向こうで稼ぐお金をこっちで稼ぐというのはなかなか難しいということなので、そういう場合は、今言った二拠点生活というので、ぜひここはカバーをしていただきたいなというのが一つと。

それから、定年退職後、こちらに帰ってこられる場合は、そこはもう本職というのは定年退職されているわけですから、もうこちらに戻ってきていただいて、今や70を超えてもまだ仕事をする時代ですので、生活に困らない程度の職を何かがあればいいなというふうなことがございます。

ちょうど、私、今、58歳になる年なんですけど、親は80を超えて、まさしく私も、もうちょっとで定年をする年と、親の健康状態もすごい不安がある世代です。私は同居していますので、その辺は大丈夫なんですけど、やはり親と離れて暮らす人たちは、親のことがすごい心配だなというふうに思います。

私、子どもの頃、例えば、宿井団地とか岸田団地、泊団地、見田団地、もう新興団地が輝いていた頃、子どももたくさんいて、まちがにぎわっていた。そういうのが私の子ども時代ということで、その私たちがもう60にもうすぐ差しかかるといようなことです。

本当、私のことと言えば、やっぱり親が心配で帰ってきたいと。やはりそこは、ぜひ帰ってきてもらうような、そういう支援を、ぜひ町のほうも、それがどういう支援なのかというのは、これからいろいろ探っていかなきゃいけないなという気はします。

例えば、ちょっとさっきから麻里府の話ばかりで申し訳ないんですけど、見田団地の方にちょっと聞いた例があるんですけど、見田団地80軒あって、その中に空き家が4軒あると。独居の方が七、八軒あるということでございます。空き家4軒というのは、これはまだ全然住めるということなので、ぜひもし空き家バンクのほうに何かあれば、登録等働きかけていただきたいなというものもありますし、その独居の8軒というのは、やはり親が心配なので帰ってくるという可能性があると思います。なので、やはりこうしたところを、生の声をちょっとしっかり町のほうにも聞いていただいて、どういう支援ができるのかなというところを、ぜひ聞いていただきたいと思います。

麻里府は、本当、今、すごい伸びるとこだと思います。新しい公民館もできますし、本当、海もある、そして、島もある、本当、夢プランもできて、これからいろいろ変わっていく、すごくいい地域だと思いますので、ぜひこの辺、生の声を聞いていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） ずっとお話聞いていまして、定年されて帰っていらして、田布施で活躍されている方もたくさんいらっしゃいますし、支援としてどういう支援ができるかということなんですけど、なかなか難しいんですけど、町の職員の採用試験をやるときに、社会人枠を何回かやりましたけれども、やはり想定していたのは、今言われるように、親御さんが介護とかになって、都会で仕事をどうにか辞めて、田舎、自分の町で仕事をしなきゃいけない状態になった方を採用できたらいいなということで社会人枠をやって、それなりの成果も出てたときもあります。

麻里府の関係で言えば、先ほどちょっと話出しましたが、麻里府公民館は、サテライトオフィスの利用というのは、それは十分可能だと思いますし、いろんな声を聞いて、空き家の問題が多分な

かなか。今、昨日の議会の一般質問でもお答えしましたが、重要施策の一つになってくるだろうと思います。それは、今言われるような、いろんな二拠点の人口を含めて、一人暮らしが増えていたり、どういう形で、その支援をしていくかというような形の中で、全体的に地域の声をいろいろ聞きながら、今までもやってきたつもりなんですけど、十分でなかった点多々あると思いますので、いろんな機会を通じて意見集約をしながら、どういう施策が一番田布施町として、今の現状の中でよりベターな施策になるのかというのは、議員の皆さんも一緒になって考えていただければというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（南 一成議員） 以上で、内山昌晃議員の一般質問を終わります。

これをもって、一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。11時10分、再開したいと思います。よろしくをお願いします。

午前11時01分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（南 一成議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

----- . ----- . -----

日程第3. 議案第3号

日程第4. 議案第4号

日程第5. 議案第5号

日程第6. 議案第6号

日程第7. 議案第7号

日程第8. 議案第8号

日程第9. 議案第9号

日程第10. 議案第10号

日程第11. 議案第11号

日程第12. 議案第12号

日程第13. 議案第13号

日程第14. 議案第14号

日程第15. 議案第15号

日程第16. 議案第16号

日程第17. 議案第17号

日程第 18. 議案第 18 号

日程第 19. 議案第 19 号

日程第 20. 議案第 20 号

日程第 21. 議案第 21 号

日程第 22. 議案第 22 号

日程第 23. 議案第 23 号

日程第 24. 議案第 24 号

日程第 25. 議案第 25 号

日程第 26. 議案第 26 号

日程第 27. 議案第 27 号

○議長（南 一成議員） 日程第 3、議案第 3 号令和 7 年度田布施町一般会計予算議定についてから、日程第 27、議案第 27 号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更についてまで、25 件を一括議題といたします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、本定例会に提出いたしました 25 件の議案の概要について御説明を申し上げます。今回からタブレットのほうに、私が今から述べます提案理由を掲載をいたしておりますので、参考に御覧いただきたいというふうに思います。

まず、議案の説明に先立ちまして、令和 7 年度の行財政運営全般にわたる私の所信の一端を申し上げます。

本町は、今年 1 月 1 日に合併 70 周年という記念すべき年を迎えました。令和 7 年度は様々なイベントや大会を通じて、町民の皆さんと一緒に 70 周年をお祝いできる機会を設けたいと考えております。そして、80 年、100 年と、このすばらしいふるさと田布施が、さらに発展していけるよう取り組んでまいります。

さて、現下では、少子高齢化や人口減少の進行、自然災害の増加や激甚化、加えて環境意識の高まり、加速化するデジタル化や情報通信技術の進展など、本町を取り巻く状況は大きく変化しております。

こうした激動する時代の変化に対応した新しいまちづくりを進め、引き続き第 6 次田布施町総合計画及び第 3 期田布施町まち・ひと・しごと総合戦略を推進するとともに、次期計画として、双方

を統合した「たぶせ未来戦略」を新たに策定をしております。

今後も本町が目指すべき姿、誰もが幸せを実感できるまちづくりの施策を展開するとともに、町民の皆様とともに創造し、全ての町民に笑顔で暮らしていただけるよう歩み続けていきたいというふうに思います。

ここで、令和7年度の具体的な施策について、第6次田布施町総合計画の基本目標に沿って御説明を申し上げます。

まず、町政の最重要目標として位置づける、子どもたちの未来が輝くまちづくりでございますが、新たに、こども家庭センターを保健センター内に設置し、全ての妊婦、子育て世帯や子どもへの一体的で切れ目のない相談支援を行ってまいります。

また、高校生までの医療費を所得制限なしで無償化する子ども医療費助成事業、1歳になるまでの子どもにおむつを無償で配付するおむつ定期便事業、そして、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した学校給食の無償化を引き続き実施いたします。

さらに、T A I K Oスポーツセンターで行われる小学校の水泳事業を専門の業者をお願いすることで、指導の質の向上、安全性の確保を図ってまいります。

次に、命と生活を守るまちづくりとして、麻里府防災広場を整備し、課題となっておりました災害時に安全に避難できる場所と、新麻里府公民館への避難ルートを確保いたします。

次に、美しく暮らしやすいまちづくりといたしましては、地域公共交通の維持のため、今年2月から予約型定額乗合タクシー「のりーね」の実証事業を実施しており、今後、実証事業の効果を検証して、本格事業化につなげてまいります。

最後に、計画の推進に向けてでは、オンライン申請等を全国に普及させるため、国が進める自治体情報システムの標準化・共通化に伴い、本町では、令和8年1月からガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を予定しております。

また、先ほど、私の所信表明でも申し上げましたが、令和7年度で第6次田布施町総合計画とともに、第3期田布施町まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間が終了するため、次期計画として、双方を統合し、新たな計画の策定を行ってまいります。

これから、総合計画等の取組の集大成として、誠心誠意、町政運営に当たってまいります所存でございます。議会におかれましては、引き続き、お力添え、御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、提出議案の概要について、御説明を申し上げます。

まずは、議案第3号令和7年度田布施町一般会計当初予算でございます。予算書をお持ちと思い

ますが、7ページをお開きをください。

7ページでございますが、第1条に定めますように、予算総額は70億9,400万円で、前年度当初予算に比べ1.5%、1億1,100万円の減額でございます。

予算書9ページでございますが、第1表、歳入歳出予算を御説明いたします。特別委員会では詳しくまた御説明を申し上げますが、ここでは主なもののみ説明をさせていただきます。

まず一番左の欄でございますが、まず、歳入についてでございますが、一番上、1款町税でございますが、個人・法人町民税の増収などを見込み、前年度に比べ6,100万2,000円の増額となります17億9,357万2,000円を計上いたしております。欄の一番上に計が記載されておりますので、それを御覧ください。

1枚めくっていただきまして、10ページでございますが、7款の地方消費税交付金は、前年度に比べ5,000万円の増額となる3億5,000万円を計上しております。

次の10款の地方交付税につきましては、地方財政計画により、前年度に比べ5,000万円増額となる23億3,000万円を計上いたしております。

1つ飛びまして、12款分担金及び負担金は、平生町の学校給食事務受託に伴う給食センター設備整備事業費が見込み減となったことに伴う、平生町の負担金の減などにより、前年度に比べまして1億3,289万円の減額となります7,163万3,000円を計上いたしております。

11ページを開きください。

14款の国庫支出金でございますが、情報システム標準化・共通化に係るデジタル基盤改革支援補助金や児童手当負担金の増などにより、前年度に比べ、4億7,737万6,000円の大幅な増額となります11億5,775万6,000円を計上いたしております。

次、15款の県支出金は、参議院議員選挙や県知事選挙に伴います選挙委託金などにより、前年度に比べ3,960万1,000円の増額となります5億3,793万7,000円を計上いたしております。

1枚めくっていただき、12ページ、18款の繰入金金は、財政基金繰入金金の増などにより、前年度に比べ1,287万8,000円の増額となる1億8,975万円を計上いたしております。

最後に、21款の町債は、麻里府公民館移転整備事業に伴う社会教育施設整備事業債の減などにより、前年度に比べ6億9,010万円の大幅な減額となります2億8,100万円を計上いたしております。

次に、13ページから、歳出についてでございます。主なものを御説明申し上げます。

給与費につきましては、186ページに明細をつけておりますので、また御参照いただきたいと思います。

思います。

一般職に係る給与費等につきましては、給料表の改定、水道企業団派遣職員給与費の計上、会計年度任用職員への勤勉手当の支給開始などにより、前年度に比べ1億2,404万8,000増額して計上いたしております。

それでは、13ページの2款でございますが、総務費は、情報システムの標準化・共通化経費や麻里府防災広場整備事業などにより、前年度に比べ4億7,761万円の大幅な増額となる14億1,209万3,000円を計上いたしております。

3款民生費は、障害者自立支援に係る介護訓練等給付費の増や、前年度10月分から拡充されました児童手当給付金の通年化などにより、前年度に比べ1億3,017万5,000円の増額となる23億5,288万7,000円を計上いたしております。

次に、4款の衛生費でございますが、大平飲料水供給施設整備事業費が皆減となりましたが、周東環境衛生組合負担金の増や、柳井地域広域水道企業団派遣職員人件費の計上などにより、前年度に比べ6,609万1,000円の増額となる7億4,699万5,000円を計上いたしております。

1枚おめくりをいただき、14ページの6款農林水産業費でございますが、農地耕作条件改善事業債が皆減となりましたが、尾津漁港海岸保全事業などにより、前年度に比べ625万円の増額となります2億3,216万3,000円を計上いたしております。

次に、7款の商工費は、予約型定額乗合タクシー「のりーね」の実証実験に伴う地域公共交通計画実施事業費の増などにより、前年度に比べ946万4,000円の増額となる9,925万5,000円を計上いたしております。

次に、8款の土木費は、橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁定期点検の実施などにより、前年度に比べ3,566万6,000円の増額となる6億7,353万5,000円を計上いたしております。

9款の消防費は、光地区消防組合負担金の増などにより、前年度に比べ1,397万2,000円の増額となる3億3,075万9,000円を計上いたしております。

最後に、10款教育費でございますが、麻里府公民館移転整備事業費や平生町からの学校給食事務受託に伴う給食センター設備整備事業債の減及びスポーツセンター第一体育館大規模改修事業の完了などにより、前年度に比べ8億2,755万2,000円の大幅な減額となる5億9,748万7,000円を計上いたしております。

それでは、これからは21ページから記載しておりますが、特別会計の予算を詳しく御説明申し上げます。

まず、議案第4号から議案第6号までは、特別会計の当初予算でございます。別冊の特別会計予

算書及び予算説明概要を手元に御用意ください。

第4号の国民健康保険特別会計は、7ページ、第1条に定めるように、国民健康保険事業費納付金の減などにより、前年度に比べ5,316万5,000円の減額となる17億3,388万6,000円を計上いたしております。

41ページをお願いいたします。

議案第5号の介護保険特別会計でございますが、施設介護サービス給付費の増などにより、1条に定めておりますが、前年度に比べ4,749万6,000円の増額となる16億7,213万6,000円を計上いたしております。

83ページをお開きをください。

第6条の後期高齢者医療特別会計は、後期高齢者医療広域連合納付金の減などにより、第1条において、前年度に比べ154万4,000円の減額となる3億7,926万3,000円を計上いたしております。

次は、また別冊となりますが、令和7年度下水道事業予算書を御用意ください。

5ページの議案第7号は、下水道事業会計予算でございます。当事業の収益的事業と支出でございます。まず3条の収益的収入として、下水道使用料、一般会計補助金等で5億1,179万1,000円、6ページでございますが、第4条の資本的収入として、下水道事業債、国庫補助金等で3億7,436万円でございます。

次に、歳出でございますが、5ページにお戻りいただきまして、3条の収益的支出として5億1,835万1,000円、6ページ、4条の資本的支出として5億1,144万円でございます。

次に、議案第8号から第11号は、令和6年度各会計に係ります補正予算に関するものであり、歳入財源の収入見込み及び各事業の最終見込み、また、国の補正予算に伴います事業の追加計上等により、追加の補正を行うものでございます。

補正予算書を御用意いただきます。まず7ページをお願いいたします。

第8条は一般会計補正予算でございますが、1億2,786万3,000円を減額補正し、第1条で、予算総額を78億5,113万円とするものでございます。

まず、歳入の主なものでございますが、9ページ、1款町税は、個人・法人町民税の増収見込みにより、8,380万円の増額補正でございます。

表の右から2列目に補正額の欄で御説明を申し上げます。

7款の地方消費税交付金は、5,000万円の増額補正でございます。

10款の地方交付税は、国の補正予算に伴います普通交付税の追加交付により、9,954万6,

000円の増額補正でございます。

12款の分担金及び負担金は、学校給食事務受託に係る給食センター設備整備事業費の減額見込みにより、平生町の負担金の減などを見込み、6,084万9,000円の減額補正でございます。

一番下となりますが、14款の国庫支出金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の生産による減などを見込み、1億1,623万円の減額補正でございます。

また、1枚お開きをいただき、10ページの15款県支出金は、障害者自立支援に係る介護訓練等で給付費の減などを見込み、2,033万5,000円の減額補正でございます。

次に、17款の寄附金は、ふるさと寄附金の減を見込み、2,118万円の減額補正でございます。

一番下の21款でございますが、町債は、事業費の減額見込み等による社会教育施設整備事業債や保健体育施設整備事業債等の減、普通交付税の追加交付を原資とした臨時財政対策債の皆減などにより、1億3,199万7,000円の減額補正でございます。

次に、11ページから、歳出の主なものを御説明を申し上げます。

まず、1款総務費につきましては、物価高騰対応重点支援給付金事業など各事業費の減額見込みがある一方、国の補正予算に伴う、新しい地方経済・生活環境創生事業の追加や財政基金積立金の計上により、1億236万4,000円の減額補正でございます。

次に、3款民生費は、国民健康保険、後期高齢者医療特別会計に対する繰出金の減額見込み等がある一方、障害者福祉サービス事業費や法人保育園委託事業費の増などを見込み、1,162万5,000円の増額補正でございます。

4款の衛生費でございますが、周東環境衛生組合負担金の減額見込み等がある一方、前年度に実施した新型コロナウイルスワクチン接種事業の精算による国庫返還金の計上などにより、1,200万6,000円の増額補正でございます。

12ページをお開きください。

8款の土木費でございますが、町道補修事業費や下水道事業会計補助金の減などを見込み、6,755万9,000円の減額補正でございます。

10款の教育費は、平生町からの学校給食受託に伴う給食センターの施設整備事業費や、麻里府公民館移転事業費の減などを見込み、1億5,972万2,000円の減額補正でございます。

次に、14ページをお開きをください。

一般会計におけます繰越明許費について、第2表により御説明を申し上げます。表の右から3列目、事業名、4列目、金額について説明を行います。

まず、町有地等整備事業2,037万9,000円、麻里府防災広場整備事業688万3,000円、

物価高騰対応重点支援給付金事業6,105万5,000円、新しい地方経済・生活環境創生事業6,294万3,000円、個人番号利用環境整備事業340万9,000円、大平飲料水供給施設整備事業7,094万円、農業水利施設整備事業317万1,000円、農村地域防災減災事業42万円、農山漁村整備事業600万円、津波高潮ハザードマップ整備事業1,387万6,000円、水産物供給基盤機能保全事業32万9,000円、町道補修事業3,820万9,000円、町道新設改良事業700万円、河川しゅんせつ事業170万円、麻里府公民館移転整備事業3億5,387万7,000円、共同調理場整備事業1億1,283万4,000円、農地災害復旧事業999万2,000円の17事業、合わせて7億7,301万7,000円を計上しております。

次に、議案第9号から第11号は、令和6年度の国民健康保険、介護保険、後期高齢医療特別会計に係る補正予算に関するもので、いずれも事業費の最終見込み等により補正を行うものであります。

次に、議案第12号は令和6年度田布施町下水道事業会計に伴う補正に関するものであります。主な補正内容は、歳入において一般会計負担金及び補助金、企業債の減額でございます。

次に、支出でございますが、修繕費及び負担金、企業債利息を減額するものでございます。

以上が、予算関係の議案でございます。

引き続き、別冊でございますが、議案集によって、条例、その他の案件について御説明をいたします。

それでは、議案集でございますが、8ページでございます。

議案第13号は、田布施町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてでございます。

これは、情報通信技術の活用による行政手続に係る関係者の利便性の向上、並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、引用条文を整理するものでございます。

9ページの新旧対照表も御参照いただきたいというふうに思います。

次に、10ページをお願いいたします。

議案第14号は、美しいまちづくり推進条例の一部改正についてでございます。これは、各地区にこれまでお願いしておりました環境美化推進員の選任等が難しいという地域も出てこられましたことから、地域の負担軽減を図るため、環境美化推進員を廃止しようとするものでございます。

次は、12ページをお願いいたします。

議案第15号でございますが、田布施町犯罪被害者等支援条例の一部改正についてでございます。これは、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、見舞金の支給について規定を設けるとともに、犯罪被害者等への理解を深め、二次的被害を受けないよう配慮するなど、事業者及び学校等の責務についての規定を設けるものでございます。

少しおめくりをいただきますが、16ページでございます。

16ページの議案第16号は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

これは、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、この地方自治法を引用しております田布施町監査委員に関する条例、田布施町長等の損害賠償責任一部免責に関する条例、及び田布施町下水道事業の設置等に関する条例の3条例の引用条項の整理を一括して行うものでございます。

それでは、20ページをお願いいたします。

20ページの議案第17号は、職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。

これは、育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴い、引用条項の整理を行うものでございます。

24ページをお願いいたします。

24ページの議案第18号は、田布施町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正についてでございます。

これは、令和7年度から、国の特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に準じ、期末手当の支給割合を年間3.4月分から3.45月分に0.05月分引上げ、6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ1.725月分とするものでございます。

26ページをお願いいたします。

26ページの議案第19号は、町長等の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

改正内容は、議案第18号と同じく、国に準じた期末手当支給割合の改定でございます。なお、この給与改定に伴う影響見込額は、町3役、議員合わせまして約34万円で、当初予算のほうに計上いたしております。

28ページをお願いいたします。

28ページの議案第20号は、田布施町職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

これは、令和7年4月1日から、県に準じて給料表の3級以上の初号近辺の号給をカットして、各級の初号の額を引き上げるもので、これに伴い切替え時の号給切替表を定めるものでございます。切替え前後によって給料月額が変わるものではございません。

次に42ページをお願いいたします。

42ページの議案第21号は、田布施町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。

主な改正内容は、令和7年度から、期末手当の支給対象となる週の勤務時間を、常勤職員の5分の2.5から20時間に改め、新たに週31時間以上の職員に勤勉手当を支給するものでございます。また、この条例を引用しております田布施町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例、及び職員の育児休業等に関する条例についても、併せて引用条項の整理を行うものでございます。

なお、勤勉手当支給に伴う影響見込み額は、約1,270万円であり、当初予算案のほうに計上いたしております。

次に、少しまいりますけども、53ページでございます。

53ページは、田布施町条例の一部改正についてでございます。

これは、議案第13号と同じく、番号法の一部改正に伴い、引用条文の整理を行うものでございます。

56ページをお願いいたします。

56ページの議案第23号は、田布施町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

これは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う栄養士法の一部改正により、栄養士免許を取得せずとも、管理栄養士となることが可能になることを受け、所要の改正を行うものでございます。

58ページをお願いいたします。

58ページは、議案第24号でございますが、田布施町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

これは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の推進に関する法律施行令の一部改正に伴い、条項の整理を行うものでございます。

次、60ページでございますが、60ページの議案第25号は、田布施町消防団条例の一部改正についてでございます。

これは、これまで条例で定めておりました団の組織、本部及び分団並びに訓練、礼式及び制服に

ついて規則で定めることとするとともに、欠格条項、分限及び懲戒手続についての規定を追加する  
ものでございます。

また、併せて部長以下の年額報酬及び火災・風水害における出動報酬を増額するものでございま  
す。

67ページをお願いいたします。

67ページの議案第26号は、田布施町指定金融機関の指定変更についてでございます。

これは、令和7年4月1日から、株式会社山口銀行に田布施町指定金融機関を指定変更すること  
に伴い、地方自治法第235条第2項及び同法施行令第168条第2項の規定により、議会の議決  
を求めるものでございます。

68ページをお願いいたします。

68ページでございますが、議案第27号は、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体  
の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について、地方自  
治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは、田布施・平生水道企業団の解散に伴い、令和7年3月31日限り、田布施・平生水道企  
業団を脱退させ、また、令和7年4月1日から、山口県市町総合事務組合の非常勤職員公務災害補  
償事務を共同する団体に下関市を加え、公平委員会事務を共同処理する団体に柳井地域広域水道企  
業団を加え、交通災害共済事務を共同する団体に山口市を加えるものでございます。

以上、本定例会に御提案申し上げました25議案について、その概要を御説明いたしましたが、  
詳細については、御質問に応じ、私及び関係参与から説明いたしますので、よろしく御審議を賜り、  
議決いただきますよう、お願い申し上げまして、提案理由といたします。

○議長（南 一成議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。議案第3号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第4号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第5号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第6号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第7号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第8号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議案第9号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第10号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第11号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第12号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第13号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第14号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第15号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第16号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第17号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第18号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第19号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第20号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第21号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第22号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第23号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第24号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第25号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第26号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第27号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

これで質疑は終わります。

ここでお諮りします。議案第3号から議案第7号までの5件については、予算審査特別委員会を設置し、付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 異議なしと認めます。したがって、本件については、議長を除く11人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付しております名簿のとおり、指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 異議なしと認めます。したがって、予算審査特別委員会は、お手元に配付しました名簿のとおり、選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩します。それでは、3階の会議室にて、予算審査特別委員会を直ちに開会し、委員長、副委員長の互選をお願いします。終わり次第、議事堂にまたお集まりください。よろしくお願いします。

午前11時49分休憩

.....

午前11時56分再開

○議長（南 一成議員） 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

先ほどの休憩中に、予算審査特別委員会が開催され、委員長に西本篤史議員、副委員長に内山昌晃議員が選任されましたので、御報告いたします。

次に、議案第8号から議案第27号までの20件は、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付の議案付託区分表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

---

## 日程第28. 陳情第1号

○議長（南 一成議員） 日程第28、陳情第1号議会の同時配信とY o u T u b eでの公開、更に会議録全ての記録化と公開を求める陳情を議題といたします。

陳情第1号は、お手元に配付の陳情文書表のとおり、議会運営委員会に付託いたします。

---

○議長（南 一成議員） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

これで、本日は散会します。

(ベル)

午前11時57分散会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 南 一成

署名議員 谷村 善彦

署名議員 守田 達也

令和7年3月21日(金曜日)

---

議事日程(第3号)

令和7年3月21日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第3号  
令和7年度田布施町一般会計予算議定について (委員長報告)
- 日程第3 議案第4号  
令和7年度田布施町国民健康保険特別会計予算議定について (委員長報告)
- 日程第4 議案第5号  
令和7年度田布施町介護保険特別会計予算議定について (委員長報告)
- 日程第5 議案第6号  
令和7年度田布施町後期高齢者医療特別会計予算議定について (委員長報告)
- 日程第6 議案第7号  
令和7年度田布施町下水道事業会計予算議定について (委員長報告)
- 日程第7 議案第8号  
令和6年度田布施町一般会計補正予算(第7号)議定について (委員長報告)
- 日程第8 議案第9号  
令和6年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)議定について  
(委員長報告)
- 日程第9 議案第10号  
令和6年度田布施町介護保険特別会計補正予算(第3号)議定について  
(委員長報告)
- 日程第10 議案第11号  
令和6年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)議定について  
(委員長報告)

- 日程第 1 1 議案第 1 2 号  
令和 6 年度田布施町下水道事業会計補正予算（第 2 号）議定について  
(委員長報告)
- 日程第 1 2 議案第 1 3 号  
田布施町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について  
(委員長報告)
- 日程第 1 3 議案第 1 4 号  
美しいまちづくり推進条例の一部改正について  
(委員長報告)
- 日程第 1 4 議案第 1 5 号  
田布施町犯罪被害者等支援条例の一部改正について  
(委員長報告)
- 日程第 1 5 議案第 1 6 号  
地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について  
(委員長報告)
- 日程第 1 6 議案第 1 7 号  
職員の育児休業等に関する条例の一部改正について  
(委員長報告)
- 日程第 1 7 議案第 1 8 号  
田布施町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について  
(委員長報告)
- 日程第 1 8 議案第 1 9 号  
町長等の給与に関する条例の一部改正について  
(委員長報告)
- 日程第 1 9 議案第 2 0 号  
田布施町職員の給与に関する条例の一部改正について  
(委員長報告)
- 日程第 2 0 議案第 2 1 号  
田布施町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について  
(委員長報告)
- 日程第 2 1 議案第 2 2 号  
田布施町税条例の一部改正について  
(委員長報告)
- 日程第 2 2 議案第 2 3 号  
田布施町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について  
(委員長報告)

- 日程第 2 3 議案第 2 4 号  
田布施町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める  
条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第 2 4 議案第 2 5 号  
田布施町消防団条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第 2 5 議案第 2 6 号  
田布施町指定金融機関の指定変更について (委員長報告)
- 日程第 2 6 議案第 2 7 号  
山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事  
務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について (委員長報告)
- 日程第 2 7 陳情第 1 号  
議会の同時配信と YouTube での公開、更に会議録全ての記録化と公開を求める陳  
情 (委員長報告)
- 日程第 2 8 議案第 2 8 号  
情報公開・個人情報保護審査会委員の任命について
- 日程第 2 9 議案第 2 9 号  
情報公開・個人情報保護審査会委員の任命について
- 日程第 3 0 議案第 3 0 号  
情報公開・個人情報保護審査会委員の任命について
- 日程第 3 1 議案第 3 1 号  
情報公開・個人情報保護審査会委員の任命について
- 日程第 3 2 議案第 3 2 号  
情報公開・個人情報保護審査会委員の任命について
- 日程第 3 3 議案第 3 3 号  
人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 3 4 議案第 3 4 号  
人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 3 5 議員提出議案第 1 号  
田布施町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

日程第 3 6 議員提出議案第 2 号

上関町での中間貯蔵施設の建設に反対する決議

日程第 3 7 議員提出議案第 3 号

上関町での中間貯蔵施設の設置について事業者および国からの説明を求める決議

---

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議案第 3 号

令和 7 年度田布施町一般会計予算議定について (委員長報告)

日程第 3 議案第 4 号

令和 7 年度田布施町国民健康保険特別会計予算議定について (委員長報告)

日程第 4 議案第 5 号

令和 7 年度田布施町介護保険特別会計予算議定について (委員長報告)

日程第 5 議案第 6 号

令和 7 年度田布施町後期高齢者医療特別会計予算議定について (委員長報告)

日程第 6 議案第 7 号

令和 7 年度田布施町下水道事業会計予算議定について (委員長報告)

日程第 7 議案第 8 号

令和 6 年度田布施町一般会計補正予算 (第 7 号) 議定について (委員長報告)

日程第 8 議案第 9 号

令和 6 年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) 議定について  
(委員長報告)

日程第 9 議案第 10 号

令和 6 年度田布施町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) 議定について  
(委員長報告)

日程第 10 議案第 11 号

令和 6 年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) 議定について  
(委員長報告)

- 日程第 1 1 議案第 1 2 号  
令和 6 年度田布施町下水道事業会計補正予算（第 2 号）議定について  
(委員長報告)
- 日程第 1 2 議案第 1 3 号  
田布施町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について  
(委員長報告)
- 日程第 1 3 議案第 1 4 号  
美しいまちづくり推進条例の一部改正について  
(委員長報告)
- 日程第 1 4 議案第 1 5 号  
田布施町犯罪被害者等支援条例の一部改正について  
(委員長報告)
- 日程第 1 5 議案第 1 6 号  
地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について  
(委員長報告)
- 日程第 1 6 議案第 1 7 号  
職員の育児休業等に関する条例の一部改正について  
(委員長報告)
- 日程第 1 7 議案第 1 8 号  
田布施町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について  
(委員長報告)
- 日程第 1 8 議案第 1 9 号  
町長等の給与に関する条例の一部改正について  
(委員長報告)
- 日程第 1 9 議案第 2 0 号  
田布施町職員の給与に関する条例の一部改正について  
(委員長報告)
- 日程第 2 0 議案第 2 1 号  
田布施町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について  
(委員長報告)
- 日程第 2 1 議案第 2 2 号  
田布施町税条例の一部改正について  
(委員長報告)
- 日程第 2 2 議案第 2 3 号  
田布施町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について  
(委員長報告)

- 日程第 2 3 議案第 2 4 号  
田布施町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める  
条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第 2 4 議案第 2 5 号  
田布施町消防団条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第 2 5 議案第 2 6 号  
田布施町指定金融機関の指定変更について (委員長報告)
- 日程第 2 6 議案第 2 7 号  
山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事  
務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について (委員長報告)
- 日程第 2 7 陳情第 1 号  
議会の同時配信と YouTube での公開、更に会議録全ての記録化と公開を求める陳  
情 (委員長報告)
- 日程第 2 8 議案第 2 8 号  
情報公開・個人情報保護審査会委員の任命について
- 日程第 2 9 議案第 2 9 号  
情報公開・個人情報保護審査会委員の任命について
- 日程第 3 0 議案第 3 0 号  
情報公開・個人情報保護審査会委員の任命について
- 日程第 3 1 議案第 3 1 号  
情報公開・個人情報保護審査会委員の任命について
- 日程第 3 2 議案第 3 2 号  
情報公開・個人情報保護審査会委員の任命について
- 日程第 3 3 議案第 3 3 号  
人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 3 4 議案第 3 4 号  
人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 3 5 議員提出議案第 1 号  
田布施町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

日程第36 議員提出議案第2号

上関町での中間貯蔵施設の建設に反対する決議

日程第37 議員提出議案第3号

上関町での中間貯蔵施設の設置について事業者および国からの説明を求める決議

---

出席議員（12名）

1番	落合 祥二議員	2番	西本 篤史議員
3番	谷村 善彦議員	4番	守田 達也議員
5番	高月 義夫議員	6番	高見 英夫議員
7番	瀬石 公夫議員	8番	小中 進議員
9番	藤田枝里香議員	10番	松田規久夫議員
11番	内山 昌晃議員	12番	南 一成議員

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長	増原 慎一君	書記	手島 千晶君
書記	有吉 純一君		

---

説明のため出席した者の職氏名

町 長	東 浩二君	副 町 長	川添 俊樹君
教 育 長	鳥枝 浩二君	総 務 課 長	森 清君

総務課主幹	堀 昌子君	企画財政課長	山田 浩君
税務課長	藤本 直樹君	税務課長補佐	友森 康之君
町民福祉課長	長合 保典君	健康保険課長	寶城 和之君
経済課長	長谷 満晴君	建設課長	吉藤 功治君
建設課長補佐	松葉 譲児君	学校教育課長	山中 浩徳君
社会教育課長	福田 幸治君	会計室長	江良 和美君

---

午前9時00分開議

(ベル)

○議長(南 一成議員) これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長(南 一成議員) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、瀬石公夫議員、小中進議員を指名いたします。

---

**日程第2. 議案第3号**

**日程第3. 議案第4号**

**日程第4. 議案第5号**

**日程第5. 議案第6号**

**日程第6. 議案第7号**

○議長(南 一成議員) 日程第2、議案第3号令和7年度田布施町一般会計予算議定についてから、日程第6、議案第7号令和7年度田布施町下水道事業会計予算議定についてまで、5件を一括とします。

まず、委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。西本予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長(西本 篤史議員) それでは、予算審査特別委員会の報告を申し上げます。

去る3月11日の本会議において、当委員会に付託されました議案第3号から議案第7号までの議案5件について、3月12日及び13日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報

告申し上げます。

議案について執行部に説明を求め、質疑・採択の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、議案第3号令和7年度田布施町一般会計予算議定について、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、特別会計の議案第4号令和7年度田布施町国民健康保険特別会計予算議定についてから、議案第6号令和7年度田布施町後期高齢者医療特別会計予算議定についての3件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、下水道事業会計の議案第7号令和7年度田布施町下水道事業会計予算議定について、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告とします。

○議長（南 一成議員） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。これで質疑は終わります。

これから討論を行います。議案第3号から議案第7号までの討論はありませんか。高見英夫議員。第何号議案の、1号ですか。1号の反対ですか、賛成ですか。演台のほうよろしくどうぞ。

○議員（6番 高見 英夫議員） 高見です。賛成討論です。

本来なら特別委員会で言うべきであったかもしれませんが、私は予算審議を通じて、執行部の皆さんが住民福祉の増進に向けて、町民のために努力してこられてきているということがよく分かりましたし、必要なデータも準備していただいたので、賛成をしたいと思います。

ただ、この際、私は再来年度の予算に向けて、本来なら来年度というふうにいきたかったんですけど、時間もありませんでしたので、実は町内での出生率が昨年50人、今年度は委員会のとき40人と言われましたが、先ほど60人というふうには訂正されたので少し安心しましたが、そういうふうな状況の中で、予算というのは町政の課題を解決するために、町民からの税金をどう集め、どう使うかを定める最も重要なことではありますが、本町の課題が何であるかを町民に具体的に示さなければならないものだと思います。

本町の最大の課題は、皆さん御存じのとおり少子化、これを防ぎ、消滅可能性自治体から脱することであると思っておりますが、来年度の予算では、こども家庭センター事業とか学校給食の無償化、高校生までの医療費の無償化の継続などが示されております。しかし、私は、対策としては十分であるのかどうかというのを少し疑問に思っています。

隣の柳井市は、昨年9月から第1子も含め保育料を完全無償化しました。柳井市のこどもサポー

ト課によると、前年のゼロ歳児から3歳児までの保育希望者50人が、今年は106人、2倍以上に増えたということです。予算は6,620万円で、前年より2,530万円増えました。

柳井市では、移住・定住促進の一環として、住宅建築補助や空き家バンクとか放課後児童クラブなど、総合的に取り組んでいると言っていました。若者に選んでもらい、人口の社会増を目指すと言っています。

一方、これも調べたんですが、上関町では、実は、令和2年から既に完全無償化を実施していました。しかし、既に出生数が1桁台だったんですね。6年度はわずか2人だということです。だから、効果が残念ながら出ていないそうなんですが、柳井市は、昨年出生数が122人で、そこで市長が危機感を持ち、決断したということです。

私は、田布施町も手遅れにならないうちに、できるだけ早く決断する必要があると思っています。ただ、保育料だけで若い夫婦が、移住・定住を決めるわけではありませんが、経済的負担は、これは大きいものがあります。それにより、この保育料のことで、町の本気度が、今の中学生や高校生など次の世代にも伝わるのではないかと考えています。子育てしやすい町という、子どもたちのこの町に住む誇りにもつながるものであると思っています。

もし、田布施町が完全無償化をした場合、保育料収入の歳入の1,600万円をどこからか削り出さなくてはなりません。大変な作業ですが、今、決断しないと手遅れになる。再来年度予算には、ぜひ、これは議員の皆さんも執行部の皆さんにも検討していただきたいということで、すみません、本来なら委員会で言うべきことでしたが、考えて早くから準備していくという意味で、ここで賛成討論ということで述べさせていただきました。よろしくお願いします。

○議長（南 一成議員） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第3号令和7年度田布施町一般会計予算議定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号令和7年度田布施町国民健康保険特別会計予算議定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願

います。

[賛成者起立]

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号令和7年度田布施町介護保険特別会計予算議定について採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号令和7年度田布施町後期高齢者医療特別会計予算議定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号令和7年度田布施町下水道事業会計予算議定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第7. 議案第8号

日程第8. 議案第9号

日程第9. 議案第10号

日程第10. 議案第11号

日程第11. 議案第12号

日程第12. 議案第13号

日程第13. 議案第14号

日程第14. 議案第15号

日程第15. 議案第16号

日程第16. 議案第17号

日程第17. 議案第18号

日程第18. 議案第19号

日程第19. 議案第20号

日程第20. 議案第21号

日程第21. 議案第22号

日程第22. 議案第23号

日程第23. 議案第24号

日程第24. 議案第25号

日程第25. 議案第26号

日程第26. 議案第27号

日程第27. 陳情第1号

○議長（南 一成議員） 日程第7、議案第8号令和6年度田布施町一般会計補正予算（第7号）議定についてから、日程第27、陳情第1号議会の同時配信とY o u T u b eでの公開、更に会議録全ての記録化と公開を求める陳情まで21件を一括議題とします。

まず、委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。西本総務文教委員長。

○総務文教委員長（西本 篤史議員） それでは、総務文教委員会の報告を申し上げます。

去る3月11日の本会議において、当委員会に付託されました議案第8号及び議案第13号、議案第15号から議案第22号並びに議案第25号から議案第27号の議案13件について、3月18日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第8号令和6年度田布施町一般会計補正予算（第7号）議定について、経済厚生委員長から予備審査の経過と結果について御報告があり、審査の結果、経済厚生委員会では原案のとおり全会一致で可決されました。

本委員会での主な質疑は、歳入の雑入、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金及び歳出の保健衛生費、予備費の新型コロナウイルス接種事業過年度国庫返還金減額要因について、企画総務費のふるさと寄附金事業委託料負担金補助及び交付金のサテライトオフィス等の推進事業の減額の要因について、総務費、徴税費の広島広域都市圏航空写真共同撮影事業について、商工費、地域振興費の地域おこし協力隊派遣委託料について、同じく、地域振興費の生活バス路線対策事業費補助

について、教育費では、社会教育費の町史編さん支援業務委託料について、公民館費の公民館整備事業について、保健体育費の給食センター設備工事について、質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第13号田布施町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてであります。

質疑もなく、採決の結果、本件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第15号田布施町犯罪被害者等支援条例の一部改正についてであります。

主な質疑は、県内の条例の制定状況について、見舞金の取扱いについてで質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第16号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第17号職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての2件であります。

2件とも質疑なく、討論なく、採決の結果、本件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第18号田布施町議会議員の議員報酬に関する条例の一部改正について、議案第19号町長等の給与に関する条例の一部改正についての2件であります。

2件とも質疑はありませんが、討論が1件あり、採決の結果、2件とも賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第20号田布施町職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第21号田布施町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第22号田布施町税条例の一部改正についての3件であります。

3件とも質疑なく、討論なく、採決の結果、本件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第25号田布施町消防団条例の一部改正についてであります。

主な質疑は、消防団組織及び分団の状況について、機能別消防団員制度について、報酬の振込状況についてで、質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本件は全会一致で原案のとおり可決すべきものといたしました。

次に、議案第26号田布施町指定金融機関の指定変更についてで、議案第27号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに

伴う規約の変更についての2件であります。

2件とも質疑なく、討論なく、採決の結果、本件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

○議長（南 一成議員） 次に、内山経済厚生委員長。

○経済厚生委員長（内山 昌晃議員） それでは、経済厚生委員会の報告を申し上げます。

去る3月11日の本会議において、当委員会に付託されました議案第9号から議案第12号、議案第14号及び議案第23号、議案第24号の議案7件について、3月14日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第9号は、令和6年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）議定についてであります。

本委員会の主な質疑は、歳出の保険給付費、療養諸費の負担金補助及び交付金の療養給付費の減額要因について、出産育児諸費の負担金補助及び交付金の出産育児一時金の対象者数についてで、質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本件は全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第10号令和6年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第3号）議定についてであります。

主な質疑は、保険給付費、介護サービス等諸費の各介護サービス給付についてで、質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第11号令和6年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）議定についてであります。

主な質疑は、後期高齢者医療保険料についてで、質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第12号令和6年度田布施町下水道事業会計補正予算（第2号）議定についてで、質疑もなく、採決の結果、本件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第14号美しいまちづくり推進条例の一部改正についてであります。

主な質疑は、環境美化推進委員の実施についてで、質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第23号田布施町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてで、議案第24号田布施町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基

準を定める条例の一部改正についての2件であります。

2件とも質疑なく、採決の結果、本件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

○議長（南 一成議員） 次に、落合議会運営委員長。

○議会運営委員長（落合 祥二議員） それでは、議会運営委員会の報告を申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、陳情第1号議会の同時発信とYouTubeでの公開、更に会議録全ての記録化と公開を求める陳情の1件であります。

去る3月11日の本会議において付託されました陳情第1号の当委員会における審査の経過及び結果について御報告いたします。

本委員会では、陳情の要旨の項に記載してある内容につきましては賛同できる一方、現状を見ると、費用の問題、マンパワーが足りないという課題がある。まずは動画配信をお金のかからない方法で議会の中でしっかり協議していく必要がある。

また、陳情の項目に記載してある内容につきましては、個人的な見解が述べられているため、陳情としてふさわしくない、陳情の要旨の項目と分離して考えるべきだという意見が大勢でした。

これらの意見交換の後、採決の結果、お手元に配付のとおり全会一致で不採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（南 一成議員） これから、総務文教委員長及び経済厚生委員長並びに議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第8号から陳情第1号まで、討論はありますか。松田議員。何号議案でしょうか。どうぞ。

○議員（10番 松田規久夫議員） 私は、今から述べる理由によりまして、反対討論をいたします。

議員特別職の人は、世の中の仕組みから離れた特別な存在でしょうか。寿命が延びるにつれ、定年も高齢化し、現在65歳が社会通念となっております。

議員は、この町を、田布施町を安心・安全で住みよい町にしたいと、自らも町のお役に立ちたい、この思いで議員に挑戦されたと思います。

働き方改革と言われ、いろいろな施策が今、実行されております。働く人にとっては、ほとんど

の人に定年があります。定年を迎えれば、希望者は再雇用されるが、賃金は減額となるケースが、そのようなケースが大変多いです。

議員、特別職に定年はありません。定年はないが、高齢となっても若い人と報酬が同じ金額でよいのでしょうか。ここにボランティアの要素が必要ではないのでしょうか。

世の中の仕組みと併せ、今なら65歳で減額の2段階報酬方式、あるいは後期高齢の75歳でも1段減額し、3段階報酬方式。減額した金額は若い人に回せば、住民の負担なしで、田布施町でも議員専業で生活が成り立つのではないのでしょうか。

地方、国とも報酬・給与のカットを望みますので、今回の一律アップに私は反対いたします。

同様の理由で、議案第19号も特別職の給与のアップにも反対いたします。ありがとうございました。

○議長（南 一成議員） 賛成討論の方。高見議員。

○議員（6番 高見 英夫議員） ただいま松田議員から、自ら身を切って若い人という発言がありました。

私は、松田議員は、それは社会通念だと。だから、町長や議員もそうすべきだというふうに言われましたが、私は今の社会通念のほうが間違っているというふうに思っております。

なぜかという、一般職の方も、例えば、60定年になると、翌年61から再雇用になって、給料が6割、定年延長は7割。しかし、60歳のときと61歳のときと、働き方はほとんど変わらないわけです。能力が変わるわけではないわけです。

今、晩婚化が進んでおる中で、高齢であっても子どもが大学に行っているとか、生活が厳しい方もおられるわけですね。

そもそも、同一労働同一賃金というのは、賃金の大原則です。報酬というのは、賃金とは少し変わりますが、生活のためであるという点では変わらない要素を持っておるわけですね。

そういう意味で、65歳になったら賃金や給料、報酬を下げるとか、75歳になったら下げるといのは、これは当たらないのではないかとこのように思っています。

むしろ、ヨーロッパは、世界の先進国は、当然、同一労働同一賃金ですから、年齢に関係なく、その人の働きによって賃金が決まってくるわけです。

もし、我々議員や町長などの働き方が不十分だと言われれば、町民の皆さんから減額の要請をしていただきたいと思っておりますし、また、私たちも自ら働いていないというのであれば、自ら報酬を減額するというのもこれまで行われてきました。

そういう意味で、年齢によってこの報酬を自動的に下げるとい松田議員の意見には賛成できま

せん。

以上です。

○議長（南 一成議員） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第8号令和6年度田布施町一般会計補正予算（第7号）議定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号令和6年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）議定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決しました。

次に、議案第10号令和6年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第3号）議定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号令和6年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）議定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号令和6年度田布施町下水道事業会計補正予算（第2号）議定について採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号田布施町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号美しいまちづくり推進条例の一部改正についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号田布施町犯罪被害者等支援条例の一部改正についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

の制定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号田布施町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（南 一成議員） 起立多数です。したがって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号町長等の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（南 一成議員） 起立多数です。したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号田布施町職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決

されました。

次に、議案第21号田布施町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号田布施町税条例の一部改正についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第23号田布施町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号田布施町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号田布施町消防団条例の一部改正についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願

います。

[賛成者起立]

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号田布施町指定金融機関の指定変更についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第1号議会の同時配信とYouTubeでの公開、更に会議録全ての記録化と公開を求める陳情についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択です。陳情第1号議会の同時配信とYouTubeでの公開、更に会議録全ての記録化と公開を求める陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（南 一成議員） 起立なしです。したがって、陳情第1号は不採択とすることに決定いたしました。

---

日程第28. 議案第28号

日程第29. 議案第29号

日程第30. 議案第30号

日程第31. 議案第31号

日程第32. 議案第32号

### 日程第33. 議案第33号

### 日程第34. 議案第34号

○議長（南 一成議員） 次に、日程第28、議案第28号情報公開・個人情報保護審査会委員の任命についてから日程第34、議案第34号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてまで7件を一括議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、本日提出いたしました7件の議案について御説明を申し上げます。

それでは、お配りいたしております追加の議案集を御用意ください。

まず、議案第28号から32号までの5件は、田布施町情報公開・個人情報保護審査委員会条例第6条第1項の規定に基づき、田布施町情報公開・個人情報保護審査委員会委員の任命について、議会の同意を求めるものでございます。

なお、委員の任期につきましては、令和7年4月1日から2年間となっております。

それでは、2ページでございますが、まず、議案第28号は、元山口県立大学教授の藪本知二さんを引き続き田布施町情報公開・個人情報保護審査会委員に任命することについて、議会の同意を求めるものでございます。

3ページをお願いいたします。

次に、議案第29号も、税理士の田中孝道さんを引き続き田布施町情報公開・個人情報保護審査会委員に任命することについて、議会の同意をお願いするものでございます。

4ページをお願いいたします。

次に、議案第30号も、民生委員・児童委員の塩田和子さんを引き続き田布施町情報公開・個人情報保護審査会委員に任命することについて、議会の同意をお願いするものでございます。

5ページをお願いいたします。

次に、議案第31号も、周南公立大学経済学部准教授、立部文崇さんを引き続き田布施町情報公開・個人情報保護審査会委員として任命することについて、議会の同意をお願いするものでございます。

6ページをお願いいたします。

次に、議案第32号は、長年、小学校教育に携わられ、周南市立勝間小学校教頭の退職後、周南市勝間市民センター所長を務められ、現在は田布施町保護司また更生保護女性会会員並びに民生委

員・児童委員として活動されております平田雅美さんを新たに田布施町情報公開・個人情報保護審査会委員に任命することについて、議会の同意をお願いするものでございます。

続きまして、議案第33号から34号までの2件は、人権擁護委員の推薦に関するものでございます。

現在、本町では、4名の方が法務大臣の委嘱を受け、人権擁護委員として活動されておられます。

7ページをお願いいたします。

まず、議案第33号でございますが、この4名のうち谷茂子さんの任期が令和7年6月末をもって満了するため、引き続き谷さんを人権擁護委員に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

谷さんは、小学校教諭として長く学校教育に携われ、退職後は田布施町更正保護女性会の理事として、平成27年6月からは同会長を務められるなど、明るい地域社会の実現に御尽力されております。

また、平成22年7月からは、人権擁護委員を5期にわたり務められ、平成31年4月から周南人権擁護委員協議会常任委員として活動されております。

谷さんは、人権問題についての理解も深く、人権研修の講師や子どもたちへの人権教室など、これまで人権に係る啓発活動に意欲的に取り組まれておられまして、人権擁護委員として適任と考え、推薦をするものでございます。

9ページでございます。

次に、議案第34号は、人権擁護委員を長らくお願いしておりました銭谷忠義さんの任期が、この6月末をもって満了するため、後任として時廣久恵さんを人権擁護委員に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

時廣さんは、昭和58年4月に田布施町役場へ入庁後、税務課納税係長や収納対策室長を歴任され、令和5年3月に退職をされております。

在職中は、様々な職務を経験する中で、町民の方からいただいた相談や困り事と真摯に向き合い、応えることで、信頼関係を築いてこられました。

また、人権擁護についても大変理解も深く、活動への強い意思を持っておられますことから、人権擁護委員として適任と考え、推薦しようとするものでございます。

以上が提案理由でございますが、詳細は御質問に応じまして、私及び関係参与から説明いたしますので、慎重に御審議を賜り、御決定いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。議案第28号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第29号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第30号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第31号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第32号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第33号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第34号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第28号から議案第34号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号から議案第34号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、議案第28号情報公開・個人情報保護審査会委員の任命について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第28号情報公開・個人情報保護審査会委員の任命についてを採決します。

本件を同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 全員です。したがって、議案第28号は同意することに決定いたしました。

これから、議案第29号情報公開・個人情報保護審査会委員の任命について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第29号情報公開・個人情報保護審査会委員の任命についてを採決します。

本件を同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第29号は同意することに決定いたしました。

これから、議案第30号情報公開・個人情報保護審査会委員の任命について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認め、これで討論を終わります。

次に、議案第30号情報公開・個人情報保護審査会委員の任命についてを採決します。

本件を同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第30号は同意することに決定いたしました。

これから議案第31号情報公開・個人情報保護審査会委員の任命について討論します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

次に、議案第31号情報公開・個人情報保護審査会委員の任命についてを採決します。

本件を同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第31号は同意することに決定いたしました。

これから議案第32号情報公開・個人情報保護審査会委員の任命について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

次に、議案第32号情報公開・個人情報保護審査会委員の任命についてを採決します。

本件を同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第32号は同意することに決定いたしました。

これから議案第33号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第33号人権擁護委員の推進につき意見を求めることについてを採決します。

本件を同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第33号は同意することに決定いたしました。

これから、議案第34号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認め、これで討論を終わります。

議案第34号人権擁護委員の推進につき意見を求めることについて採決します。

本件を同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第34号は同意することに決定いたし

ました。

---

### 日程第35. 議員提出議案第1号

○議長（南 一成議員） 次に、日程第35、議員提出議案第1号田布施町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてを議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。落合議会運営委員長。

○議会運営委員長（落合 祥二議員） それでは、田布施町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について、提案理由の説明をいたします。

情報通信技術の活用により、行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律を引用する規定の整備等を図るため本案を提出するものです。

以上、提案理由の説明といたします。

○議長（南 一成議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議員提出議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 異議なしと認めます。したがって、議員提出議案第1号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから議員提出議案第1号田布施町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認め、これで討論を終わります。

議員提出議案第1号田布施町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてを採決します。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議員提出議案第1号は可決することに決定いたしました。

---

### 日程第36. 議員提出議案第2号

○議長（南 一成議員） 次に、日程第36、議員提出議案第2号上関町での中間貯蔵施設の建設に反対する決議を議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。小中進議員、演台へどうぞ。

○議員（8番 小中 進議員） それでは、議員提出議案第2号上関町での中間貯蔵施設の建設に反対する決議について提案理由の説明を行います。

令和5年8月2日に、中国電力は上関町に対して、関西電力との共同開発で、原発の使用済核燃料の中間貯蔵施設に関わる立地可能性調査を上関町に申し入れ、西上関町長は、中国電力と関西電力が共同で使用済核燃料を保管する中間貯蔵施設を上関町に建設を計画していることを発表いたしました。

同年8月18日、西上関町長は、住民に十分な説明もないままに、周辺市町と相談もすることなく、異例の早さでボーリング調査の受入れを決定をいたしました。

中間貯蔵施設は、原発の使用済核燃料を一時的に保管するとしていますが、青森県六ヶ所村の再処理工場は、着工から31年経過した今、なお稼働できず、全く見通しは立っていません。

国の核燃料サイクルの中核、高速増殖炉「もんじゅ」は、既に解体中で、再処理工場と高速増殖炉の2つが竣工、いわゆる完成して、初めて核燃料サイクルは成立するものです。

まさに現状は行き詰まり、飛行機が飛び立つことができない片肺飛行の状態で上関町が永久貯蔵施設になることは明白でございます。

こうした状況から計画されている上関町の中間貯蔵施設は、永久貯蔵施設になる可能性が高く、強い懸念を抱くものでございます。

西哲夫上関町長は、使用済核燃料を封じ込めた容器のキャスクに触ってみたが、温かいぐらいで安全でしたと言っていました。専門家にお尋ねしたところ、町長は被爆しているというふうに答えられました。

キャスクの中に入っているものは、人が近づけば死んでしまうほどの強い放射線を出します。それが危険でなくなるまでには、なんと10万年以上もかかります。

地震、災害、ミサイル等でキャスク等が破損しても修理のために人は近づくことはできません。強い放射線の下では、ロボットでも役に立ちません。

原子力規制委員会の前委員長は、キャスクの寿命が切れて運び出す先がない事態を危惧すると語っておられました。

福島の事故で、大気中に放出された放射性物質は、広島型の原爆の168発分と政府は発表しております。上関の中間貯蔵施設に置かれる2,000トンの使用済核燃料は、広島型の原爆の6万から8万発分と、その死の灰の量を含んでおります。

福島の事故では、あれほど広大な土地が汚染され、人々は住まいも農業も酪農などの生業を失い、被爆し、福島県内だけでも子どもたちの甲状腺がんの患者が多発し、現在387人に達し、しかも、その現実を報道させないように圧力があると聞いております。

もしも、この6万から8万発分の放射性物質が漏れるようなことが起きれば、これは想像を絶する大惨事になることでしょう。この危険な使用済核燃料の処分は、世界中大変困っている状況です。人類は原子爆弾よりも使用済核燃料によって滅びるのではないかという学者もおります。

私たちは、後に続く子孫のために、これ以上危険な使用済核燃料を生み出すようなことをしないようなことをしなければなりません。

そのためには、原発による発電をやめることです。福島事故では、原発ゼロでも停電をしなかったじゃありませんか。電気は足りております。余剰電力や再エネによって安定的な電力の供給は賄うことができます。

コストが一番安いと原発のことを言っておりますが、それには、いろんな裏があります。

一番コストが高いのは原発です。安全で事故は起こらない、世界で一番安全なのは日本の原発だと電力会社や国は言ってきました。しかし、事故は起こりました。人口増加や地域の活性化になると言っておりましたが、全国でどこの原発や地域が発展、人口がどんどん増え、発展しているのでしょうか。全く私たちにうそをついて推進をしまっていました。

交付金をばらまき、そしていつの間にか安心・安全を失い、私たちは大切な自然環境までも破壊されようといたしております。つまり、原発も中間貯蔵施設も危険極まりない施設だから人口の少ない過疎地へ建設をし、原発村の一握りの利権者のために私たちが都会のなぜ犠牲にならなくてはならないのでしょうか。

中間貯蔵施設を建設をするなら、運搬の安全性やコストを考えれば、原発の敷地内につくるのが望ましいと考えています。なぜ、上関町へ設置をするのか、なぜ、関西電力のものまで上関町に持ってこなければいけないのでしょうか。

一番危険なのは核施設だからです。風評被害も既に起こりつつあります。中間貯蔵施設建設の話  
を聞き、移住希望者も移住を取りやめ、そのような事態になっております。町長さんの答弁でも、  
子育てをするなら、安全で安心な場所で生活をしたいと思うのは当たり前のことだ、このように答  
弁で答えておられます。

上関町に中間貯蔵施設ができれば、田布施町のイメージ低下は避けられません。田布施町のまち  
づくり、その計画の中で人口移住、そして、定住対策、企業誘致等の先行きに不透明感が漂って  
おります。

石川県能登半島で震度7の地震が発生をしました。山口県をはじめ周辺での地震も頻繁に発生し  
ております。2024年8月、そして2025年1月にマグニチュード7前後の地震の発生で、南  
海トラフ地震でもマグニチュード8クラスの地震が想定をされております。

また、関東から九州にかけ、太平洋沿岸に10メートルを超える大津波の襲来が想定されて  
おります。こうしたことから、もし中間貯蔵施設が運搬の経路や、そして、そういう中において事故が  
起これば、上関町にとどまらず周辺市町村、そして、山口県、西日本、九州、四国、日本全体に影  
響することになるでしょう。これほどの重要な問題は、上関町だけで判断することはできません。

今、私たちは、田布施町民や周辺市町村、そして、町や村、子どもさんたちやお孫さんたちのた  
めに、安心・安全で豊かな地域づくりのため、選択を誤ってはならないと考えております。

よって、令和6年2月27日に上関町で中間貯蔵施設の建設に反対する田布施町民の会から提出  
された陳情書及び同年5月17日に田布施町連合婦人会から提出されました陳情書に賛同し、決議  
を採択されますよう皆様をお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） ないようなので質疑を終了します。これで質疑を終了します。

お諮りします。ただいま議題となっております議員提出議案第2号は、会議規則第39条第3項  
の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 異議なしと認めます。したがって、議員提出議案第2号は、委員会付託  
を省略することといたしました。

これから議員提出議案第2号上関町での中間貯蔵施設の建設に反対する決議について討論を行い

ます。討論ありませんか。内山議員。

○議員（11番 内山 昌晃議員） 議員提出議案第2号上関町での中間貯蔵施設の建設に反対する決議について、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

最初に一言申し上げさせていただきます。報道等では私は勝手に推進派と位置づけられておりますけど、私はこれまで一度も推進すると言ったことはありません。慎重に議論、判断していくことを常々申し上げてきました。一言苦言を申し上げます。

さて、私の意見ですが、意見には私、内山昌晃、個人の意見と、町会議員、内山昌晃の意見2つあります。

まず個人の意見です。この反対する決議にありますように、安全・安心の面や核燃料サイクルについての懸念がありますので、基本的には反対の立場です。誰もがそう思うでしょうし、あるよりはないほうがいいと、誰もが思っていることと思います。

一方、町議会議員の立場、議会人としては2つの見るべき、聞くべきポイントがあります。

1つ目は、町民の声、いわゆる民意と呼ばれるものです。

上関中間貯蔵施設に反対する田布施町民の会、連合婦人会、そして、署名で集められた3,000筆を超える声、そして、このたびの町議会議員選挙での結果、これらを踏まえますと、建設に反対する町民の声は大きいと実感しておりますし、認識もしております。そして、反対する町民の気持ちもしっかりと理解しております。

次に、2つ目の見るべき、聞くべきポイントは、本町の10年先、その先の将来像です。

人口減少問題をはじめとする様々な課題は山積しています。未来永劫にわたり田布施町が存続していけるよう、安易に建設を反対するのではなく、あらゆる可能性を想定したまちづくりをしていかななくてはなりません。現段階では、事業者や国から何の説明がない中で、賛否を判断するのは時期尚早です。

折しも、令和7年2月に第7次エネルギー基本計画が策定されました。これを機に、事業者や国に、町民が一番懸念を抱いている安心・安全のこと、核燃料サイクルのこと等について、議会としてしっかりと説明を求めていくべきですし、事業者や国にも説明責任があります。

そして、町民に対して説明が行われた後は、議会としまして町民の意見をしっかりと聞き、俯瞰的・総合的に鑑み、改めて判断をしてまいりたいと考えています。

私は昨年夏、同僚議員とともに福島原発と東海村の中間貯蔵施設を見学してまいりました。

福島では、凄惨な事故の現場と、まだまだ復興しない町の様子を目にし、核とは怖いということは十分すぎるほど認識をしておりますが、現段階では賛否を判断する材料が出そろっていないため、

議員提出議案第2号については反対します。

以上です。

○議長（南 一成議員） 続きまして、藤田議員。

○議員（9番 藤田枝里香議員） 私は、この議案に賛成です。

理由ですが、上関が決めること、反対と主張しても意味はないなど意見は承知していますが、上関だけで決めるような規模の問題ではないのではと思います。

また、まだ判断時期ではない、まちづくりのために分断を生みべきではないという意見もありますし、私もそのような立場にいるほうが随分と楽であり、分断を生みたいわけではなく、そのほうが上の人たちにとっては都合がいいと思います。

本当は、対話の時間があるべき。しかし、そのような中で私がこの議案に賛成する理由は、①昨年2つの団体から出された陳情書について、否決も可決もせず継続審査されてきた。そして、廃案となり、議会での意見は表明されずにきた。このたびの議案は、町民の会、連合婦人会など署名された方々のその思いを酌み取ったもの。また、署名について、私自身は署名活動を認識していなかったのも、もっと数は多かったかもしれません。

②私自身12年前に田布施に来て、過疎化地域に入り、何とか人を呼び込もうとイベントなどを続け、工夫し、若者の移住や関係人口の拡大につなげてまいりました。これからもこの大好きな町に家族で根を張って、今後もずっと住み続けたいと思っていたところに、突然、中間貯蔵施設の話が出て、家の購入をやめました。これから、移住・定住に影響が大きいと思います。それは、この町の繁栄に影響があるのではないのでしょうか。

③心では反対でも反対と言えない立場の人も多くいる。その声を届けるためのもの。

④青森県むつ市中間貯蔵施設での説明会の様々な質問に対して、50年間たった後は再処理施設に運び出すと強く強調されて答えられているのですが、同じ敷地内に2棟目が建った場合、その施設に入れたものについては、さらにそこから50年というふうに返答されており、実質的には中間貯蔵施設ではなさそうです。

また、50年後に今の関係者や会社が残っていない可能性もある中、福島原発事故でも、党でも国も責任をとっていない現状で信頼できません。

⑤キャスクの運搬テストにおいて、火災が起こった場合や浸漬試験などのテストが不十分なのではないかというのと、むつ市ではミサイル対策は行われていないとのこと。

⑥まだ計画段階なので、どうにか変化が起こせるかもしれないわけで、計画が進んでからは止めることが難しくなるため。

⑦今の世代さえよければいいという考えではいけない。未来へ負債を残さないで、そういう視点で物事を判断していただきたい。エネルギーが足りないのならば、人間が工夫していくべき。贅沢に資源を使い荒らす時代はもう終わりにして、原子力8%の電気はどのようにでもできると思います。

以上の理由から賛成の意見です。町民の声に耳を傾け、住民代表の私たちが代弁いたしましょう。賛同をお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（南 一成議員） ほかに討論は。高月議員。

○議員（5番 高月 義夫議員） まず初めに、討議の前に少し報道の皆様に対して苦言を申し上げたいと思います。

今回ある新聞社が、先ほど内山議員も触れましたけれども、中間貯蔵施設の建設に関する争点を演出するためであろうが、議員名と反対派、推進派というふうに勝手に振り分けて記事を載せておりました。

これは一切取材もなく、陳情を継続にしたから推進派という一律の記事で書かれておりました。ところが、これは事実に反することであります。取材すれば分かることであり、それをせずに記事にしたことは報道への信頼を消し去り、憤りと怒りすら覚えます。

まず初めに、田布施町議会には推進派と言われる議員はいないことをここに明言をさせていただきたいと思います。

それでは、中間貯蔵建設に反対の議員提出議案第2号に対して、反対の立場で討論をいたします。

中間貯蔵施設の問題は、地域にとっても大変大きな問題であることは誰しも共通の認識だと思えます。昨年の陳情では、陳情書とともに3,000筆を超える町民の皆様の署名を議会へ提出されました。この重み、皆様の気持ちは大変よく理解しております。

しかしながら、私は苦渋の選択で陳情について理由を申し上げ、継続審査という選択をいたしました。今回の議案についても同じ理由であります。

それでは、今回の議案になぜ反対なのかを申し上げます。

今回提出された議案は、議会ですっかり議論してほしいという理由で、言論の府である議会へ出されたものと理解いたします。議論して建設に反対してほしいということだと思えます。

議員は客観的事実に基づき、公正な目で議論し、結論を出さなければならないと私は思っております。ただ、公正な目で議論するにしても、実地調査の結果についても、もし建設されるにして中間貯蔵施設の具体的計画案、そして、私が注目している平成13年当時の二井関成山口県知事が出

された意見書の問題も、何一つ具体的な説明はされていません。全てが何も決まっていない状況です。

先ほど小中議員から提案理由に、上関では住民への説明もないまま調査受入れをしたと批判しておられました。だから、私が申し上げたいのは、今の段階では反対はやめましょうということです。

私がこの思いに至ったのは、昨年、福島に二度、地域防災という観点から震災の爪跡と避難・復興の困難さ、住民の皆様の現在の思いに触れようと訪れたとき、この冊子に出会いました。

これを読んで衝撃が走りました。ふくしまハイスクールアカデミーで2023年から続く福島県をはじめ多くの県から集まった高校生が、スウェーデン、青森、福島の核のごみ処分の実態を実際に見て学び、日本では何が足りないのか、原子力問題をどう考えていけばいいのかをみんなで議論し、提言を行っております。

そこで多くの高校生が一番感じられたことは、スウェーデンと違い日本では対話がないという実態、国や事業者から一方的な説明を受けるだけで、住民への歩み寄りが足りていない。

逆に住民のほうは、本当は身近であるはずの原子力問題に対して関心が低かったり、はなから否定してかかったり、決めつけた意見を持っている印象を持たれています。だからこそ対話が必要なのだと書かれています。さらに対話を続ける中で、信頼関係ができてくるのだと。

私は、高校生が見て感じた原子力問題に対して、はなから否定し決めつけた意見を持った大人の一人でした。だから、福島の高校生は、原子力に対して否定をするのではないかという先入観で読みました。しかし、原子力問題を自分事として捉え、電気を使う当事者として、これから日本で避けては通れない問題であり、正しく知り、対処していかなければならない。これからどうしていかなければならないか、しっかり学び、感じられたことが書かれています。

北海道の最終処分場の誘致に乗り出した町の高校生も、これからもっともっと学び、原子力機関と住民との橋渡しをしたいという子もおられました。多くを学び、メリット・デメリットをしっかりとと言える、中立の立場で双方の橋渡しができるようにと。実際スウェーデンには、そういう方がおられたそうです。

一昨年、昨年と2年間続いています。この冊子は高校生から多くの気づきと学びをいただき、ありがたく感謝しております。だからこそ今回の議案の趣旨は理解していますが、プロセスには違和感を感じています。

さらに申し上げれば、国、事業者と地域住民がお互いの信頼関係を築くことが何より大切です。時間をかけた対話の構築がなければ、あるのは双方理解のない対立しかありません。日本ではこのような対立ばかりだと思います。

田布施町は、これから住民が一丸となって、まちづくりに取り組んでいかなければなりません。この地域にこのような対立がないように願っています。自分の思いだけで一方的に反対というのは個人でできることです。その判断には議会も議員も全く必要ありません。

しかし今回、議員が議案として議会へ提出されています。民意だから相手の説明を聞かなくても結論を出さなくてはならないという声が議員からあることは承知しています。それでは、初めに述べた新聞社と同じ過ちを犯しているのではないのでしょうか。誰が見ても納得できる結論を出す。それは正しい時期を見据えるべきです。今、議論しているのは田布施町議会という言論の府です。

何度も言いますが、議員たるもの、高校生が感じた対話のない日本の姿を、この議会で具現しないでほしい。そんな嫌な大人になるのはやめましょう。

以上の理由から、議員として議員提出議案第2号への反対を表明いたします。

○議長（南 一成議員） ほかに討論はございませんか。守田議員。

○議員（4番 守田 達也議員） それでは、賛成の立場で討論を行います。

この上関町での中間貯蔵施設の建設に反対する陳情書は、議員の任期満了に伴い廃案となりました。私はその間、一町民として議会の動きを注視してきました。しかし、いずれの定例議会においても継続審議のままで経過をしてきました。

議会は一体どうなっているんだろう。私は不信感と怒りでいっぱいになりました。町内のいろいろな方とお話をする中で、この話になると、「絶対建設反対、とにかくやめさせてくれ」という声ばかりでした。

中には、県外に就職中の子どもから、定年後は田布施に帰るつもりだったが、帰るのをやめると言われたそうです。それだけ皆さんは懸念し、心配をされているのです。多くの方が反対の署名をされたことは、今の町民の純粋な気持ち、思いです。悪いものは悪いと議会が判断することを町民の方は期待されているのです。

次の世代へ、安心・安全な地域を自信を持って引き継ぎができる、将来を見据えた地域づくりを考えるのが議員の仕事だと思います。ぜひ、この議案に賛成をしてください。

以上です。

○議長（南 一成議員） ほかに討論はございませんか。それでは、松田議員。

○議員（10番 松田規久夫議員） 反対の立場で討論いたします。

ルール上は、討論は反対から始まって賛成と交互になっていますので、私が反対討論するほうが流れとしてはいいわけです。

本日、議案第18号、議案第19号の議員の報酬、特別職の給与のアップについて、私は社会通

念という言葉を使いまして反対いたしました。

今回のその中間貯蔵施設の問題につきましても、この社会通念という考え方、思いといいますが、実は田布施町予算が約70億円ありますが、この70億円の使い方については、自分の家のお金の使い方、自治体のお金の使い方、基本的には同じ考え方で費用対効果を考えながら、住民の皆さん方は各家庭の節約しながらお金を使っていると思います。

私はいつも、この中間貯蔵施設に関しましては、隣の家に結婚問題が出たときには、あなたはどのように対応しますかと。お隣に、どこどこから今度結婚話があるそうじゃがと、こういう話が来たときに、何も分かっていないのに、今度地域としてみんなで一緒に暮らしていくのに、どういうことが起きるか分かりません。最悪の場合は、徳山の奥の金峰地区で都会から帰ってきた人が、高齢者の方を5名も殺害するというふうな事件も起きました。

このような何も分からない、そういう不安はあるかも知れませんが、それを払拭して付き合っていくのが地域の役割なんです、何も分かっていない段階で、この結婚話について、お隣の家から相談がないのに、あなたの家の結婚はやめなさい、いや、大いに進めなさい、こういうことをしますか。

上関町が、相談が周辺の自治体にありましたか。山口県知事が自分の判断をするのに、周辺の自治体がどのように考えておるか、知事として決断を下すのに、周辺の自治体の考えを聞きたいという問合せがありましたか、まだでしょう。

お隣の家の結婚話で、うちには、こうこうこういう人が来て、一緒に仲よう暮らしていきましょういね。お隣のあなたは、どのように考えていますか。こういうふうに聞かれて、初めて、いや、めでたいことじゃから大いに話を進めてくれとか、そういうふうに言うでしょう。問合せがないのに、何も分かっていないのに、そのお隣について、要らん社会通念で言えば、要らんおせっかいですよ。

ですから、まだ国からの説明もない。事業者である中電からも、周辺の自治体に説明もないわけですから、何も分からん段階で、分からんのに田布施町議会が、議会が二分するような、こういう決断はしたくない。

議会が二分するというようなことになると、住民も以前ありました合併問題と同じように、住民も巻き込んで二分するようなことはぜひとも避けたい。まだ、田布施町議会がどうするか結論を出すのは早いということで、私はこの2号議案に反対いたします。失礼いたしました。

○議長（南 一成議員） 高見議員。

○議員（6番 高見 英夫議員） 最初に、松田議員から、先ほどの特別職の給与についての社会通

念であるというふうに言われたので、少し補足をしたいと思うんですけれども、定年後または65歳給与が下がるというのが社会通念だと言われましたけれども、これはもともとは年金の制度が60歳から出るところを、年金財政が破綻しそうなので65歳に引き延ばした。だから、しょうがないから事業者や公務員も含めて65まで定年を延長してほしいと。

ただ、そのときに会社などでは、人件費の負担が増えるわけですから、それは困るというので定年後の給与を下げた。もちろん50歳ぐらいから給与を抑えていったと。そういうふうに、使用者側の人件費削減の都合でそうなったのであって、先ほど言いましたように、ヨーロッパではそういうことはないわけですね。

そういうふうな社会通念をつくったのは、政府の年金政策の失敗が原因であると。そのことを踏まえて、私たちは、やはり働くということ、それに対する報酬ということについて、根本的な認識をきちんと持たなくてはいけないというふうに思っています。

さて、今、3人の議員さんから反対討論がありました。内山議員から、現段階では賛否判断する情報が出そろっていないので反対であるとか、高月議員からも、まだ相手の声を聞かなくても反対できるのがおかしいというふうに説明を聞いてからという御意見でした。

しかし、私は、これは田布施町議会が昨年1月31日に、中電から説明を受けたときに、議員の皆さんから、住民にも説明してほしいという意見が出ました。町長さんや周辺の4首長さんも同じようなことを言っておられます。

しかし、説明をしてこなかったのは、中電のほうであって、国も住民が不安があるのであれば、国も説明してほしいという意見が最近出ていますけれども、であれば率先して説明をする責任があるのは国のほうなんです。それをしてこなかったというのは、私は説明をようしない、住民を納得させられないからだというふうに考えるのが普通ではないかと思っています。

それから、高月議員からは、この決議は言論の府で議論してほしいというふうに出されたものではないかと言われましたけど、そうではありません。はっきり議会として反対を表明してほしいと。これは住民の声であるから、その声を代弁するのが議会であるからです。

それから、松田議員からは、周辺の自治体の声を聞きたいと、知事はまだ求めていないというふうに言われましたが、知事は議会で周辺自治体の声を反映すると、配慮すると言っているではありませんか。知事から求められなくても、こちらから発信する、主体的に発信するのが自治の原則だと思っています。

隣のお嫁さんのことをとやかく言うのはおかしいという意見がありました。しかし、これは上関町にこういう施設ができれば、実際に風評被害も、事故が起こったときの被害も、先ほど小中議

員が言われたとおりであって、これは全くの別問題であると思っています。

その上で、私はこの決議案に対して賛成をするんですけども、まず第1点目が、この施設の危険性が永久に続くということについては、小中議員が提案、説明されたとおり、全くそのとおりだと思っています。

予定地から、この町役場は18キロのところにあります。25キロ圏内に田布施町はすっぽり入るわけですね。25.5ですか。そういうふうなところで、30キロ圏内は危険だと言われているのは、もう世界の常識だと思います。ですから、これを田布施町が何も言わないというわけにはいかない。

2つ目には、この施設は明らかな迷惑施設であり、町長もメリットは何もないというふうに発言しておられます。

それから、3月11日の私の一般質問でも、町長は、地方自治の目的は住民の福祉の増進というふうに認められました。また、国と意見が対立する場合も、町民の利益最優先と表明されました。

町民の意見は、2月2日の町議会議員選挙で明らかであります。ですから、この決議は当然であると思っています。

3つ目には、この本町の最優先課題は少子化です。先ほども私予算のときに言いました。この施設の建設は、これに大きなマイナスとなります。子どもや孫の世代、若者の移住・定住促進のためには、これはあってはならない施設だ、これは明確であると思っています。

4つ目には、先ほどから内山議員も高月議員も言われましたが、推進派では決してないんだと、抗議したいと言われまして、全くそのとおりだと思っています。

であるならば、内山議員も基本的には反対と言われておったわけですから、この上関町の建設に反対する議案に対して、ぜひ全会一致で賛成をしていただきたい、これが私の言い訳です。

以上です。

○議長（南 一成議員） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議員提出議案第2号上関町での中間貯蔵施設の建設に反対する決議を採決します。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立多数です。したがって、議員提出議案第2号は可決されました。

### 日程第37. 議員提出議案第3号

○議長（南 一成議員） 次に、日程第37、議員提出議案第3号上関町での中間貯蔵施設の設置について事業者および国からの説明を求める決議を議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。谷村善彦議員。

○議員（3番 谷村 善彦議員） それでは、議員提出議案第3号上関町での中間貯蔵施設の設置について事業者および国からの説明を求める決議について。

上関町において現地調査が開始され、使用済燃料中間貯蔵施設の立地可能性を確認するとともに、計画の検討に必要なデータを取得するための現地調査が終わりました。

現在、中国電力株式会社により、中間貯蔵施設が立地可能かどうかを判断するため精査がされております。その結果により、上関町が判断するとされております。

しかしながら、事業者による中間貯蔵施設の設置に関する説明や情報の不足により、当町をはじめとする周辺市町の住民の不信感や不安につながってしまっているという現状があります。

したがって、中間貯蔵施設の設置について、町民の不安や不信感を払拭する事業者及び国の詳しい正確な責任ある説明を求めることの決議でございます。

先ほどから、いろいろな方から、この件についてはいろいろ話がありましたが、高月議員が言われた、要するに報道のことから混乱が起きるということが、一番議会を分断するもとであると思っております。

当初、私が合併のときの委員長の時もそうでしたが、報道に散々苦勞しました。そういうことがあって、議会が混乱し、町民まで二分するという大変なことが起きたことがあります。

ぜひ、そういうことがないようにということで、今回はこういうふうに議案を提案させていただきました。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。落合議員。

○議員（1番 落合 祥二議員） 今、提案理由の説明を聞きまして、ひとつ町民を二分することとか、いろいろあったんですけど、その中で内容について、ちょっと私から言えば、どうなんかなと思いますけど、内容についてちょっとお聞きします。

責任ある説明というのがあるけど、これは誰に対して行うのか、また、それはいつまでの期限を考えていらっしゃるのか、ちょっとお聞きします。

- 議員（3番 谷村 善彦議員） 特別その期限というのはありませんが、要するに、その説明ができる 때가説明だと思えます。
- 議員（1番 落合 祥二議員） ちょっとよく分かりませんが、ずっといつまでも説明責任を求めるといふことですね、ずっと。向こうが説明するまではちゅうふうには受け取ったんですけど。
- 議員（3番 谷村 善彦議員） そうです。
- 議員（1番 落合 祥二議員） そしたら、2番目に入りますけど、事業者等に対する説明は、昨年の町民の会が陳情書を出して、議会に提出されてからずっと私たちは、その事業者の営業の方が回られたときに説明してくれとずっと言っています。なぜこの議案を今になって出されたのですか。それはどういふ、なぜですか、教えていただきたいと思えます。
- 議員（3番 谷村 善彦議員） 一番は、先ほども申しましたように、私たちが建設反対に対して、あくまで推進しているといふような報道になると困るから、とにかくこの時点で、田布施議会としてはこういふ考えを持っているんだといふ、こういふことを今回どうでも発表しておかないと、我々議員は、いつまでも誤解されたままになるであろうといふ思いで今回提案したわけです。
- 議長（南 一成議員） 落合議員。
- 議員（1番 落合 祥二議員） それは谷村議員さんが、推進ではないよと。そうかって、この町民の会の陳情に対しても反対じゃ、賛成じゃないけれども推進じゃないよといふことを思われての発言ですね、今の。
- 議員（3番 谷村 善彦議員） 暗にじゃなくて、町民に対しても、はっきりした説明がないままに賛成とか反対とかするべきでない、そういう意味であります。
- 議員（1番 落合 祥二議員） 先ほど報道が分断を生んだといふふうにおっしゃいましたけど、この報道の記事なんですけども、谷村さん、新聞に一応自分の意見として、「上関町が決めるべき問題だ」と。「田布施町からの意見を言うのはいかがかと思う」といふふうには、その報道に書いてあったんですが、これは本意じゃないんですか、違うんですか。
- 議員（3番 谷村 善彦議員） それは、ちょっと記憶に、報道を見ていませんから分かりませんが、本意とか本意じゃないは、今これに読んだとおります。それ以外にはありません。
- 議長（南 一成議員） まだありますか。落合議員。
- 議員（1番 落合 祥二議員） 結局、先ほど可決した中間貯蔵施設反対決議、この決議は対抗するものじゃないんですかね。
- 議員（3番 谷村 善彦議員） いや、そんなことはありません。

- 議員（1番 落合 祥二議員） 対抗するものじゃない。
- 議員（3番 谷村 善彦議員） 我々の立場をちゃんと分かってもらうためにやったことであって、対抗でもなんでもありません。
- 議長（南 一成議員） 落合議員。
- 議員（1番 落合 祥二議員） 私は、ですから、この決議は、でも、ずっと待つちゅうことでしょう。
- 議長（南 一成議員） 最後の質疑にしてください。よろしいですか。
- 議員（1番 落合 祥二議員） 大体これが最後にしようと思うちよったんですけど。
- 議長（南 一成議員） だから今どうぞ。
- 議員（1番 落合 祥二議員） これは、だから、ずっと先ほどの私の質問に対しての答弁で、ずっと待つという、向こうの説明を。そういう答弁だったんで、全く今回は今、可決されたのは、とにかく意思を表明するということですから、相反するちゅうて言うんか、矛盾するものだと私は思うんですけどね。その辺はどうですか。
- 議員（3番 谷村 善彦議員） 思う人は思ってください。そういうふうには解釈する人もいるでしょうし、私の意見にそうだと思う人もおられる。これいろいろですから。落合議員がそう思われるのであれば、それで結構です。
- 議長（南 一成議員） 終わります。これで質疑を終わります。高見議員。
- 議員（6番 高見 英夫議員） すみません、お疲れのところ。今、落合議員が最初に説明された、誰に対してこの決議は言っているのか、誰に対して説明してほしいのかというお答えがなかったと思います。これは誰に対して説明しなさいという決議なんのでしょうか。
- 議員（3番 谷村 善彦議員） 何ですか。もう一度言ってください。
- 議員（6番 高見 英夫議員） この説明を求めるといふ決議、それは誰に対して説明を、国や中電に説明を、誰に対して説明してほしいんですかという落合議員の先ほどの質問です。それに対するお答えがなかったと思います。
- 議員（3番 谷村 善彦議員） それは、中電、事業者と国に対してです、に求める。
- 議員（6番 高見 英夫議員） 国に、国の説明を誰に対して説明するんですかと聞いているんです、町議会。
- 議員（3番 谷村 善彦議員） 町民に今からそういうふうにしていただくということでの決議ですから、これは。
- 議員（6番 高見 英夫議員） 文面を読んでみましても、町議会が決議するという案文ですが、

住民に対して説明しなさいという言葉が一つもないんですね。

○議員（3番 谷村 善彦議員） ちゃんとそれは書いてあります。町民に、今も申しましたように、町民の不安や不信感を払拭すると、ちゃんとしております。

○議員（6番 高見 英夫議員） それは分かりますよ。しかし、誰に対して説明しなさいというのが書いてないというのは決議文としてちょっと理解できないんです。

○議員（3番 谷村 善彦議員） 町民、町民にですよ。

○議員（6番 高見 英夫議員） では、それをちゃんと書いて決議文をつくっていただきたいと思うのが、これは意見になりますから、すみません。分かりました、質問に対しては分かりました。

それから、先ほどもありました、先ほど、落合議員からありましたけど、2月28日の中国新聞を見てみますと、谷村議員は、「上関が決めるべき問題であって、田布施町から意見を言うのはいかがかと思う。あとは国の政策に従う」というふうに新聞にインタビューの結果が書いてあるんですね。つい2週間ぐらい前のことですが。

ところが今回、説明を求める決議案を提出されて、そこには、また、それに関係して3月5日の中国新聞には、施設の賛否を考えるには中電などによる具体的な説明が必要だと。ここでは、賛否を考えるとっておるんですね。

ところが、最初、谷村議員は、上関が決めることに田布施が意見を言うべきことはないと言っておられるのに、また次の場面は、この決議もそうですけれども、賛否を判断するのに説明が必要だと。これはちょっと矛盾しているように思えるんですけど、いかがでしょうか。

○議員（3番 谷村 善彦議員） あくまで、私が納得するのも当たり前ですけど、やっぱり地域の住民、私のところであれば、田布施町民がある程度、皆、納得してくれるような説明を事業者と、それから、国にしっかりしてほしいということの決議ですから、それ以上のことではありません。

○議長（南 一成議員） 質疑の内容が、新聞記事のところの質疑はちょっとおかしい。このことに対する質疑じゃないから、ちょっとやめてください。新聞報道のことについて、ここで質疑するんじゃないですね。

○議員（6番 高見 英夫議員） いやいや、ここの決議を出された理由についての真意を聞いているのであって。

○議長（南 一成議員） だからさっき説明されたじゃないですか。

○議員（6番 高見 英夫議員） そうですか、分かりました。

最後にもう一つだけ。先ほども言われましたように……

○議長（南 一成議員） あと討論しましょうよ、やめて。

○議員（6番 高見 英夫議員） 質問なんですけど。

○議長（南 一成議員） どうぞ、質問どうぞ、続けてください。

○議員（6番 高見 英夫議員） 提案理由の中に、「上関町の政策選択に対して町民の不安を払拭するためには、事業者及び国から詳細かつ正確な説明を受ける必要がある」というふうに書いていますね。つまり、この決議は町民の不安を払拭するために出すんだというふうにはっきり書かれているわけですね。（「そうです」と呼ぶ者あり）ということは、不安を払拭して中間貯蔵施設建設を認めますという、そういう意味だと理解できるんですけど、そうでしょうか。

○議員（3番 谷村 善彦議員） そういう解釈をする人もいるかも知れませんが、私の言っている真意はそうじゃありません。

だから、そのものを見るのに、あっちからこっちから見ればいろいろな見方があると同じように、そういう見方をする方もいるかも知れませんが、そういう意味では全くありませんので。

○議長（南 一成議員） よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議員提出議案第3号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 異議なしと認めます。したがって、議員提出議案第3号は、委員会付託は省略することに決定いたしました。

これから議員提出議案第3号上関町での中間貯蔵施設の設置について事業者および国からの説明を求める決議についてを討論したいと思います。討論はありませんか。小中議員。

○議員（8番 小中 進議員） 本議案に対しまして、反対の立場から討論させていただきます。

上関町中間貯蔵施設建設問題について、昨年2月、上関町の中間貯蔵施設建設に反対する田布施町民の会、そして、昨年5月には田布施町連合婦人会より中間貯蔵施設建設に反対の陳情書が本議会に提出をされました。

田布施町議会では、3月議会、6月、9月、12月と続けて継続審査となり、町民の期待をしていた反対決議はしないまま議員の任期満了となり、事実上の反対決議を求めた多くの町民の陳情書は廃案となってしまいました。

このままではいけないと町議会の定数12名に対して、町民の中から中間貯蔵施設建設反対の立場から6名の候補者が立候補し、6名全員が当選を果たすことができました。田布施町民の大多数

の皆さんの中間貯蔵施設反対の声を受けて、新しい議員を中心に町民の負託のために議員提案として、本議会へ上関町での中間貯蔵施設建設の反対に対する決議を求めて、本年2月28日付で本会議に提出をいたしました。

ところが、この議案に対抗するかのよう、同日2月28日付で自民党議員さんを中心に、上関での中間貯蔵施設の建設について、事業者及び国からの説明を求め、この議案提出案を提出をされました。

提案理由として、町民の不安を払拭するため、事業者及び国からの詳細かつ正確な説明を受ける必要があるためとしております。しかし、中間貯蔵施設が町の発展につながる施設であれば、政治意識の高い田布施町民の皆さんが、中間貯蔵施設建設に反対の声を上げることはないんじゃないでしょうか。中間貯蔵施設を推進する立場の国や自民党、事業者を中心に一方的な説明ではなく、多方面からの情報の多くを、今、最も必要とするのではないのでしょうか。

田布施町民の多くは、本議会が陳情を廃案にしたことへの不信感や不安が大きな怒りとなり、それが、町議会議員選挙で中間貯蔵施設建設反対で立候補した6名全員の当選につながりました。

また、町民に対して丁寧な説明も大切とは思いますが、上関原発計画に反対する、私は42年にも及ぶ活動の間、国や中国電力事業者の説明は全く信用できるようなものではありませんでした。事業者は、住民説明会を開催することによって、既成事実を逆手に取り、建設に向けた次の第一歩の足がかりとして、推進へまっしぐらの状況に私はなりかねないと思います。

本議会が最も必要なことは、多くの町民の願いである、先ほど可決をいたしました中間貯蔵施設反対の決議を行うことで、これは町民に対しての大きな信頼と議会、我々議員としての責務だと考えております。よって、本案でございます上関町での中間貯蔵施設設置について、事業者及び国からの説明を求める決議に対しまして反対の立場から私の討論とさせていただきます。

○議長（南 一成議員） 賛成討論は。高月議員。

○議員（5番 高月 義夫議員） それでは、上関町での中間貯蔵施設の設置について、事業者及び国からの説明を求める議員提出議案第3号に対して、賛成の立場で討論いたします。

先ほども述べたとおり、対話の重要性に鑑み、議会で正しい議論をするためには、国・中国電力からの正確な情報提供と説明を聞く必要があります。

特に、町民の皆様は、今まで全く説明がされていない状況です。さらに議会へも、建設の可否や具体的計画、規模、運営方法など全く説明されていない状況であります。

先ほどの議案の討論の中で、20キロ、30キロ、50キロ圏内というようなお話が出ました。それは原発でのPAZ、UPZの設定のことだと思います。中間貯蔵施設には、そのような設定は

ありません。そういったところが、やはり説明をしっかりと聞いて理解をするということだと思いません。正しいことをしっかりと聞いて判断する、また人に対して正しいことを言えるような人になっていかなければ、大きな勘違いのままこれが進んでしまうということになるわけです。

そういった意味で、しっかりと説明を聞くこと、計画を正しくすることで、正確な賛否の判断ができると確信しております。よって、国及び事業者の原子力政策や事業について町民に対する説明を求めるのは、議会としてごく当然なことであり、説明を求めることに反対する余地は全くないと解します。

ただし、国と事業者に要望をいたします。建設の可否が決まってから説明するのではなく、まずは現時点からでも、原子力政策から順を追って丁寧に何度でも説明を行うべきだと思います。これは私が今まで事業者へ一貫してお願いしていることであります。正しいことを住民とともに理解して、そのことに対してしっかりと判断をするというようなことになっていかなければ議論の成熟ということができません。そういったことを、そういった信頼関係をぜひ築いてほしいと思っております。

信頼関係を築くことが、成熟した議論のできる土台であり、可否についても正しく判断できると私は思います。そのことを申し添え、議員提出議案第3号への賛成を表明いたします。

○議長（南 一成議員） ほかに討論はありませんか。藤田議員。

○議員（9番 藤田枝里香議員） 私は、この議案について反対です。

理由として、前提として、私も国や事業者からの説明は大事だと考えています。しかし、議会として出す議案ならば、近隣住民に向けてということや、先ほど高月議員が言われたように、可否が決まってからではなくというような時期を明記するべきだったと思っております。口頭で付け加えても意味がないと考えるためです。

また、青森県むつ市での中間貯蔵施設での住民説明会は、受入れが決まった後でありました。本来は説明があってスタートするものだと、先日の議会でも東町長は述べられています。

今回の議案については、時期も明記のないため、先方にとって都合のよい解釈ができるものであるため、むつ市での住民説明会は建設ありきでの説明で、質問に対しても返答されているが、不安解消には至らない返答が多かった。

また、別の御意見31件に対しても同じような返答で全て答えられており、住民に対して都合のいい返答ばかりされているような印象です。

説明会をするならば、国や事業者が都合が悪いことは言わないと思しますので、危険性を訴える団体とも向き合うべきである。

以上の理由から、この議案には反対です。この議案は、わざわざ議案にする内容ではないし、肝腎な内容に不備があり、建設推進に利用される材料になるようなものであり、反対していただきたいと考えます。

以上です。

○議長（南 一成議員） そのほか討論ありますか。松田議員。

○議員（10番 松田規久夫議員） 3号議案に賛成討論をいたします。

今回のこの3月議会の一般質問の町長答弁の中に、中間貯蔵施設の質問で、今からがスタートなんだよというふうな表現の答弁をされました。

まさに、この3号議案は、私が先ほど中間貯蔵施設の2号議案で反対討論を述べましたが、そのときの隣の結婚の例を引き出しましたが、何も分からんで判断しちゃいかんのですよ。

ですから、国、事業者である中電さんから説明を聞いて、新たなスタートを切りましょうと。これが、この3号議案なんですね。ですから一緒に勉強して、住民にとって住みよい安心な町。放射能は確かに危険です。焼却場や斎場、このようなある面、必要だけでも迷惑施設というのは、近くにないほうが間違いなく、そりゃいいです。ですけど、みんなで国、事業者である中電さんから説明を聞いて、一緒に考えていきましょう、これが3号議案ですから、私は3号議案に賛成ということで討論させていただきました。ありがとうございました。

○議長（南 一成議員） 高見議員。

○議員（6番 高見 英夫議員） この決議案に反対をします。

趣旨説明の中で、提案者から提案理由の説明がありましたが、最後にこの合併のときみたいに、分断をされて住民を二分するようなことが起こらないようにすると。まさに、それは私も同じ思いです。

しかし、世論は明らかであって、住民のほとんどが反対なんです。分断ではありません。選挙の結果を見ても明らかだと。これをきちんと受け止めていただきたいと思います。

それから、高月議員からありましたが、私がここ18キロだと、町内は25キロに入るというふうに言いましたが、これは原発のことであって中間貯蔵施設は別だと言われました。確かにそのとおりです。しかし、住民の不安は、同じ放射能ということで、やはりあるわけですね。ですから、他人事ではないわけですね。その点をきちんと把握していただきたいということですね。その上で、私、幾つかこの賛成の理由を述べたいと思いますが、先ほども言いましたように、1年前の1月に町民の皆さんは中電から説明を受けておられます。

そのときも、議員さんから住民に説明してほしいという要望が出ましたが、推進する側の国や中

電は、説明会を開けば、もちろん自分たちが推進するんですから安全性を強調して、住民に納得できるようにされると思います。

本当に私が国だったらやると思いますよ。そうやって納得してもらって進めていくと。ところが、それがやられてこなかった、してこなかったというのは、やはりその自信がないから。

そういうことを、やはりきちんと客観的事実として我々は受け止める必要があると思うんです。今から説明しても、それは、国や中電は、安全性を強調するに決まっています。だから説明会というよりは、全体をきちんと客観的に公正に理解するためには、推進する国や中電だけでなく、反対する意見の発言者も含めて、そういうふうな意見を述べる場、それを聞く場、町民が聞く場、それをきちんとやるというのが正しい我々の判断につながるのではないのでしょうか。そういう意味でこの決意は、一方的であり、不十分であると思っています。

それから、2点目に、先ほどから出ていましたように、この決議案をよく読んでみますと、住民に説明を求めると明記していない。口頭では、そういうふうだというふうに言われた方もおられましたが、また、いつまでにといいものもない。それから、先ほど言いました反対派も含めての説明会というのはない。そういう点で、この決議案は、まさに不十分であると思っています。ですから、これはやっぱり一度取り下げて、再検討して出し直していただきたい、というふうに思っています。

それから、3つ目に、なぜこの時期に出したのかという先ほどからも議論がありましたが、もう出すのであれば、もっと早く、1年前にもう出すべきであった。ところが、これは私たちが施設の建設に反対する決議案を出した当日2月28日に合わせて、その後で出されたと聞いております。

先ほどからのいつ説明するかは、できるようになってからだというふうになれば、いつまでたっても説明しなければ、いつまでたっても住民は不安のまま既成事実、調査が進められて、既成事実がつくられて、もうどうしようも後戻りできないということになる。つまり、これは私たちの反対決議に対抗する言わば、もっとはっきり言えば妨害する決議案であると言わざるを得ないと思います。

それから、最後4点目ですが、先ほど反対決議が採択されたばかりです。議会として反対の意思表示をしたのに、さらに説明を求めるのは、説明を受けてから再度意思表示をする判断材料とするということであって、反対決議と矛盾しますね。2つの決議を同じ議場で、議会で採択することは、町民に混乱、不信感を与え、議会の権威を傷つけることになります。よって、この決議案は一旦取り下げていただきたい。お願いします。

○議長（南 一成議員） ほかに討論ありますか。内山議員。

○議員（11番 内山 昌晃議員） 私は、議員提出議案第3号、賛成の立場で討論させていただきます。

もう既に、いろんな議員の方から賛成の討論出ております。改めて新しいことを言うことはございませんが、やはり町民の方は核燃料リサイクルの行き詰まり、住民の安全・安心を脅かすものと、非常にそこに懸念を感じておられますので、やっぱりその部分については、しっかりと説明を受けるべきですし、やはりその場で、いろんなそういう不安材料とか反論があれば、その場でしっかりと物申して、不安を払拭していただきたいというのが私の思いです。

やはり説明を聞きたいという町民の方もたくさんおられると思いますので、やはりその方の町民の心もしっかりと受け止めていただきたいというふうに思いまして、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（南 一成議員） 時間が大分経過しておりますので、ちょっと休憩しましょうか。トイレ大丈夫ですか。それじゃ、落合議員。

○議員（1番 落合 祥二議員） 私は、この決議案に反対の立場から反対討論をいたします。

先ほどから私も質疑しましたけど、期限はいつかと言っても期限はないんですよ。そしたら、いつ私たちは、この決議案のとおりにとしたら、いつ反対すりゃいいんです。ずっと待ちやるんですか、それを。

期限がないようなこの決議案に対して賛成と。当然、事業者からそれらの説明も私も1年前からずっと中電の営業マンが来ても、ずっとお願いしてきましたよ。でも、いや、しませんと。今度、調査の結果が出たらするかもしれません。そんな返事ですよ。

ですから、だから先ほどから皆さんが言われるように、町民は怒っているわけですね。私が少なくとも接した町民のほとんどは、8割以上が反対だとありますが、私は、私自身の気持といたら9割ぐらいの方が反対しておられます。

そういう町民に顔を向けた、やっぱり議員でなけりゃいけないというふうに思いますし、私自身も反対ですからね。上関の中間貯蔵が、それが大事だということを改めて言わせていただいて、この決議に対する反対の討論といたします。

○議長（南 一成議員） よろしいでしょうか、討論。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） これで討論を終わります。

議員提出議案第3号上関町での中間貯蔵施設の設置について事業者および国からの説明を求める決議を採決します。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（南 一成議員） 起立多数です。したがって、議員提出議案3号は可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

以上で、会議を閉じます。令和7年第2回田布施町議会定例会を閉会します。

(ベル)

午後11時26分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 南 一 成

署名議員 瀬石 公夫

署名議員 小中 進